

第七十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十一号

昭和五十年三月二十六日(水曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 山村新治郎君
理事 堀川正十郎君
理事 荻原 幸雄君
理事 佐野 進君
理事 天野 公義君
理事 浦野 幸男君
理事 塩崎 潤君
理事 森下 元晴君
理事 板川 正吾君
理事 勝澤 芳雄君
理事 近江巳記夫君
理事 玉置 一徳君

参 考 人
(海外石油開発株式会社代表取締役専務)
田中 武喜君
参 考 人
(石油開発公団理事)
橋岡 豪君
参 考 人
(商工委員会調査室長)
藤沼 六郎君

出席政府委員
通商産業大臣 河本 敏夫君
出席閣務大臣
国土庁計画・調整局長 下河辺 淳君
通商産業政務次官 渡部 恒三君
通商産業省機械情報産業局次長 森山 信吾君
資源エネルギー庁長官 増田 実君
資源エネルギー庁石油部長 左近友三郎君

委員外の出席者

外務省経済局資源課長 菊田 吉夫君
外務省経済協力局外務参事官 菊地 清明君
参 考 人
(石油開発公団総裁) 島田 喜仁君
参 考 人
(アラビヤ石油株式会社副社長) 大慈彌嘉久君

本日の会議に付した案件
石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

○山村委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○勝澤委員 石油開発公団法の改正は、石油の安定供給の確保を目的としているということであり、質疑の申し出がありますので、順次これを許します。勝澤芳雄君。

最初、わが国のエネルギー供給の現状と将来のエネルギー供給の見通しについて伺いたいと思います。

○増田政府委員 わが国のエネルギー供給の現状、それから将来の見通しについてお答え申し上げます。

まず、現状について申し上げますと、昭和四十八年度のエネルギー供給の実績から申し上げますと、約三億八千二百万キロリットルとなります。その供給量は占めます各エネルギーの構成比でございます

が、国産のエネルギーであります水力が四・六％、それから国内炭は三・八％、それから国産の原油及び天然ガスは〇・九％、その他若干の、木炭その他非常に微量なものを含めまして、国産エネルギーの占める比率が九・五％になっております。それから、私も華商産エネルギーと申し上げております原子力でありまして、原子力も現状はまだわずかでございまして、それを含めまして一〇・一％が国産エネルギーになるわけでございます。

が、これは私どもの方とそれから総合エネルギー調査会という作業をいたしまして、去年の七月にエネルギーの将来の供給量を中間的に発表いたしましたわけでございますが、これによりまして、昭和六十年でエネルギーの供給量の計算をいたしまして、これも石油換算でございまして、七億三千万キロリットルから九億二千万キロリットル程度の供給が見込める、こういうことになっております。ただ、この上の方の数字の九億二千万キロリットルは、これは相当むずかしいのではないかとということで結論が出ております。それによりまして、この低い方の数字は七億三千万キロリットルでございまして、これは年平均の伸び率が五・七％ということになります。過去の十年間のエネルギーの平均の伸び率は大体一・二％でございまして、半減というところになるわけでございまして、それから、大きい方の九億二千万キロリットルは七・八％ということでございます。いずれにいたしましても、将来のわが国に対するエネルギーの供給につきましましては相当限界がある。このために、従来のような高度の成長率というのは期待できないというのもこのエネルギー供給の面から出てきております。

（委員長退席、武藤(嘉)委員長代理着席）
それから、エネルギーの最近の状況であります。エネルギーの需給状況は、石油危機後産業活動の停滞や、また消費節約の浸透その他がございまして、需要が相当減っております。四十九年度上期について申し上げますと、石油製品の販売量は、前年の同期に比べて二・六％の減少になっておりますし、また電力量につきましても一％の減少になっておりました。いずれも四十八年度より減っております。これらにつきましましては、従来は石油が大体一四・五％ずつ毎年伸びておりましたし、また電力量も大体二・二％ずつ昭和四十年以降伸びておりましたのが、非常に減っております。

それから次に、原油の輸入について申し上げますと、四十八年度に比べて四十九年度、これはまだことしの三月末までの数字を入れなければきつちりした数字が出ないわけですが、大体一千万キロリットルを超える減少が見られる、こういうことでございます。

大体現状は以上でございます。

次に、将来のエネルギーの供給の見通しはどうかということにつきましてお答え申し上げます

四％であつたわけですが、ほかのエネルギーの開発推進というところで、できるだけ輸入エネルギーに対する日本の高度の依存から脱却するという努力を行つてこの表をつくつておるわけですが、先ほどもお話しした五億キロワットですが、先ほどの一次エネルギー総量の中で占める率は四・六％というところでございます。そういうことで、現在七・七％を占めておりますのが、六・五％あるいはそれを若干下回るといふ数字でございますが、いずれにいたしましても六〇％以上はやはり石油に依存せざるを得ないということでございます。

大體以上申し上げましたのがエネルギーの将来、昭和六十年を見通しました供給の量でございます。ただ、これにつきましては、現在引き続きまして作業を行つておりまして、需要の面がどういふようになるかということで、その突き合わせの作業を現在やっております。

○勝澤委員 次に、わが国のエネルギー供給の確保の対策についてどう考えられておるかという点について御説明いただきたいと思ひます。

○増田政府委員 エネルギーというものが産業の基礎でございますし、また国民生活というものを支えておるわけでありまして、このエネルギー供給の確保をいかにするかということにつきまして現在考えております点を申し上げますと、まず供給面につきまして供給の安定的な確保、それから必要量の確保、こういうことで、先ほども六十年の数量を申し上げたわけですが、従来のような高度成長でなくてもエネルギーの総量はふえていくわけでございますから、その供給をいかにして確保するかということにつきまして、一つには国産エネルギーというものをできるだけ推進するというところでございます。

これにつきましては水力発電、これは全く国産でございますが、その推進を図るということでございまして、現在水力につきましては、大型のダムを建設いたします土地はそれほど残つておらないわけでございます。ですから、今後水力発電を

起す計画は大部分揚水発電ということで、揚水発電によりまして水力発電を推進するということを考えております。それ以外に地熱の開発、あるいは国内の石炭確保ということで国産エネルギーの供給の増を図るということでございます。それから、先ほども申し上げましたように、準国産エネルギーと私も言つております原子力発電の開発を積極的に推進するというところでございます。

それからまた、将来の問題を踏まえまして新しいエネルギー、ことにサンシャイン計画あるいは核融合その他を中心といたします技術の開発によりまして、エネルギーの供給を確保しようということでございます。

（武蔵野委員長代理退席、委員長着席）それから、国産では足りませんし、また先ほど申し上げましたように、石油が依然としてエネルギーの供給の中で非常に大きな地位を占めておりますので、これにつきましては、石油の供給源をむしろ分散化し、それから石油の開発を進める、あるいは産油国との直接長期取引を行ひましてその確保を図るということ、従来はメジャーからの供給で、しかも中近東原油がほとんど全部であつたわけでありまして、その供給源をもっと多角化する。それから、石油開発につきまして、これはたゞいま御審議をいたしております石油開発公団を推進母体といたしまして、さらに石油開発を進めていく。それから、世界の新しい傾向として、産油国と直接取引する石油の量がふえていくという趨勢にございまして、直接取引を推進していくということでございます。

以上申し上げましたのが供給の面の対策でございますが、同時に需要の面におきましても、エネルギーの使用につきまして使用の合理化、効率化、節約というものを図つていく、これを行ひまさんと、今後のエネルギーというものにつきましまして、石油の量につきましてもその逼迫化がいろいろ考えられておりますので、わが国におきましてエネルギーの消費量をできるだけ減らしていくという努力をする、これによりまして必要なエネルギーの

安定的な供給の確保を図つていきたいというのがエネルギーの供給確保対策の大要でございます。○勝澤委員 そこで、私は今後の問題としてやはり有限な資源から無限な資源によるクリーンエネルギーの確保が重要だと思つておられますが、そのために具体的にどういふことが進められておりますか、その点についての御説明を賜りたいと思ひます。

○増田政府委員 クリーンエネルギーの重要性につきましては、私もこのクリーンエネルギーというものをできるだけ確保して、その占める量をふやしていきたいということ考えておるわけでございますが、まず一つのクリーンエネルギーとして液化天然ガスの利用をふやしたいということ、これは輸入の促進それから国内における受け入れ体制の整備というものが必要でございますが、この液化天然ガスの占めます量を相当大幅にふやしていきたいというのがクリーンエネルギー対策の一つの項目になっております。このLNG、現在の輸入量は非常にわずかでございまして、四十八年度の実績は二百三十七万トン、全体のエネルギーの中で占めるシェアは約一％弱というところになっておりますが、これをできるだけ大幅に進めまして、昭和六十年におきましてLNGの輸入数量を三千六百万トン、あるいは六千六百万トンに持つていくことができると、これが大体九割ぐらゐの総エネルギーの中の地位を占めるわけでございます。そういうことで、この液化天然ガスの輸入促進というのが一つの大きな項目でございますが、さらに長期的にはいわゆる太陽エネルギーその他の無公害の新エネルギーの技術の開発を行ひたい、こういうことでございます。

進をしていきまして、従来のエネルギーをクリーンエネルギーに切りかえることを促進していきたいというのが、現在私どもの考えておるクリーンエネルギー化の施策の大要でございます。

○勝澤委員 この太陽エネルギーについて「総合部会中間とりまとめ」の中にも書かれておられますけれども、「温水器等の形で既に一部利用されているうちに、太陽エネルギー利用による革新的冷暖房給湯システムについては比較的早く実用化も期待される」、こう言われておるわけでありまして、こういうものがどのくらいの経済的効果があるのかよくわかりませんけれども、これについての開発普及を強力に進める必要があるということがうたわれておりますけれども、こういう問題についての施策はやはり行われておるのでしょうか。

○増田政府委員 ただいま先生がおっしゃいましたように、太陽エネルギーの利用は、将来はこれを太陽エネルギーを利用いたしました発電に持つていきたいということ考えておられますが、実用化の点では、最初の段階は冷暖房に使われるということが一応予定されておるわけでございます。それで、大體昭和六十年になつて来ますと、この太陽エネルギーの冷暖房における利用というものが相当実用化される、こういうふうな考えております。ただ、これと同時に、太陽エネルギーによりまして発電というものを進めていきたい。それで、これにつきましては当初は大体千キロワット程度の試作プラントをつくりまして、それを順次引き上げて、西暦二〇〇〇年、これは相当先ではございますが、その二〇〇〇年前後は、現在の最大大型発電所でございます一応百万キロワットの発電所を太陽エネルギーでやつていきたい、こういう計画になっております。そうなりますと、わが国のエネルギーの総量の中でこの太陽エネルギーの占める比率は相当高くなるわけですが、先ほど御説明いたしました昭和六十年では一部冷暖房には使われますが、総エネルギー量の中ではまだ非常に少ないシェアということで、表に太陽エネルギーを出すほどのシェアは占めないであらう、こ

いうことでございますが、今後の新しいエネルギーとして私ども大いに期待しております。また、これがクリーンエネルギーでございまして、いろいろな意味でこの重要性というものが認識されておるわけでございます。

○勝澤委員 私もこの経済的效果がどの程度ものかわかりませんが、たとえば温水器あるいは冷暖房というような問題については、経済的な面を考えた資源の節約という立場からやはり検討されて、もし効果があるとするならば、こういうもののできるだけ転化させやすいような政策をつくってやる必要があるのではないかとこの点を特に申し上げておきます。

それから次に、総合エネルギー調査会の総合部会の中でも述べられておるわけでありますけれども、特に昨年の石油危機以来、石油業法というものがつくられた当時からの状況というものは変わっておるのではないだろうか。こういう点から考えてみると、いままでの供給が過剰というように立場から業法というものは考えられておったのに、いまは逼迫をしておる。しかも、特に消費者の保護あるいは流通機構の実態というものがどう把握されておったのかということから考えてみると、この際石油業法の再検討ということが言われておるわけであります。輸入あるいは元請、販売段階における規制を強化するとか、あるいは備蓄の義務づけあるいは消費者利益の確保等、こういうものの必要性が言われておりますけれども、石油関係の変化に対応したこの業法の再検討についてはどう考えられておりますか。

○増田政府委員 ただいま勝澤先生から御指摘ありましたように、石油業法は昭和三十七年にできたわけでございまして、その当時の石油の実態とそれから一昨年の石油危機後の石油の実態と、いろいろな意味で変わっておるわけでございます。そういう意味で、石油政策の基本をなします石油業法について、その改正が必要ではないかということがいろいろ言われておりますし、また総合エネルギー調査会の石油部会でも石油業法の再検討

をすべきだということで、先ほどお挙げになりましたように、輸入、元売り、販売段階における規制をどうするか、あるいは消費者利益の確保をどうするか、その他が指摘されておるわけでございまして。私どもの方も、石油業法というものをいかにすべきかということにつきまして内々いろいろ検討いたしておりますが、まだ石油情勢というものが非常に流動的でございます。これにつきまして、たとえば石油の価格が将来上がるのか下がるのかにつきまして、これは専門家の中でもまだ意見が一致しておらないという状況でございます。

また、石油業法を改正いたしますと、これは石油の生産面のみならず流通段階におきまして、相当幅広い改革を行わなければならないということとでございますが、この実態も十分に把握し、また石油政策の基本となります非常に重要な事項でございますので、私どもは慎重に行いたいということと、これに關します検討はやっておりますが、まだ結論を出すには至っておらないというのが現状でございます。御指摘のありましたように石油業法の見直しが必要であるということは私どもも考えておりますし、また先ほど申し上げましたように内々の検討は続けておるわけでございます。

○勝澤委員 そこで、大臣にお聞きいたしますけれども、石油産業の体制のあり方という点でありますけれども、石油危機の経験から石油業界に対する不信というものが高まっております。諸悪の原因は石油業界だと言われてきたわけであります。そのカルテル行為、また最近はその商連のガソリンスタンドまでにおけるカルテル問題、こういう点を考えてみますと、この石油業界自体が個別資本で利害が複雑にからまり、いまこの総合エネルギー調査会で企業の自主的な集約ということが困難ではないだろうかという指摘までされておるわけであります。

それで、なおかつ、石油の安定供給確保のためには、国際石油資本から協力開発原油とか、あるいは産油国との直接的な取引というようにいろいろ

ろな体制が行われているわけであります。今度のこの公団法によれば、産油国との直接的なところまで入ったいろいろの関係までやろう、こういうようなことを考えてみますと、石油業界の体制、体質改善といえますかあるいは集約化といえますか、こういう問題についてもやはりこの際考えてみなければならぬときにきておるのではないだろうか、こういうように思いますけれども、そういう石油業界の体制整備の問題についてお伺いしたいと思っております。

○河本国務大臣 確かにいまお述べになりましたようないろいろな問題はありますけれども、しかし何分にも世界の石油事情、エネルギー事情というものがきわめて流動的でありまして、一昨年の秋の事情と現在の事情は根本的に変わっておりますし、さらに今後それがどうなるか、なかなかむずかしい問題がたくさんございます。特にこれは石油をめぐるといろいろな国際会議等が開かれておる、産油国、消費国の関係をどうするかというふうな問題も議論されることになっております。

そういう事態が一応落ちつきまして、将来はこういうことで進むのではないかと、こういう見通しが立つのには、若干の時間がかかると思っています。そういう見通しが立つような段階におきましては、日本の石油業界は比較的弱体でございます。このままの体制ではやはり若干の問題があるんじゃないかと思っております。そういうこともありますが、再編成をすべきかどうかというふうな問題につきましてはもう少し先に検討してみたい、事態の落ちつきのを待って検討してみたい、こういうふうにご考えております。

○勝澤委員 わが国のエネルギー資源の相当大きな部分は輸入に仰いでいるわけであります。そういう点で、最近の国際情勢の変動等々から考えてみると、なおさらやはり国の果たすべき役割りというものは大きくなってきている、いままでも同じように民間に自由な競争をさせるようなやり方でいいかどうかという点について、私は実は疑問を持つわけであります。ぜひ大臣

のいろいろな御検討をお願いしたいと存じます。

そこで、けさの新聞によりますと、中東のサウジアラビアのファイサル国王が暗殺されたということは、これは中東戦争の一番中心的な役割りをし、また中東石油の取りまとめ役というようになことをやってきた立場にある国王であるがために、日本としては大変関心を持たざるを得ないことだと存じますけれども、この問題に対しての今後の情勢というものについてお聞かせ願えればと思っております。

○河本国務大臣 ファイサル国王の暗殺というニュース、われわれも非常に驚いておるわけでございますが、まず私は、ファイサル国王の急速に對して、日本としても深く哀悼の意をささげなければならぬと思っております。私自身もさように考えておるわけでございます。

いまお話がございましたように、日本の石油問題といえはまず中東問題、中東といえはファイサル国王、こういうふうにならざるを得ない大きな存在であったわけであります。特に日本にとりましては、一昨年の暮れ石油問題が起りました直後に、当時の三木副総理が中東を訪問せられました。まず第一番に会われたのはこのファイサル国王でございます。そして、ファイサル国王との話し合いによりましてアラブ全体との友好関係が確認をせられ、そして副総理がその後数カ国を訪問されたわけであります。その訪問先に対してもファイサル国王からそれぞれ適切な手を打っていただきました。その結果、話し合いが大変スムーズに進んだ、こういうこと等もあり、日本に對するきわめて深い理解者であった。そういう意味におきまして、わが国に對しては私は相当な影響があると思っております。またアラブの盟主として指導的役割を果たしておられましたその重要な立場等から考えまして、世界の情勢にも大きな影響があらうかと思っております。

ただ、何分にも急なことでございまして、ただいま政府の方へ入っておりますニュースでは、き

ては、体制問題というのが石油に關しての最大の
問題であり、またこれは実現しなければならぬ
問題であるというふうに私は考へておるわけ
でございます。

○勝澤委員 いま長官も言われましたとおり、体
制の問題というのは、遠い将来というよりも
すぐやらなければならぬ問題だ、私はこう思
うのです。それは石油の供給状況というのはい
ろいろ流動的であつても、日本の国内的に見
れば、これは大変なエネルギーの中心になつ
てゐるわけであり、私には早急に
体制について手を付けることを望みたいと思
ひます。

時間がありませんから少しはしりますけれど
も、そこで特に今度の石油開発公団法の改正
の中身についてちょっと伺ひたいと思ひます
が、この改正の最大目玉だと言われているの
は、公団による直接利権取得についてだと思
ひます。公団が直接利権取得をする、これは
どういふ必要からなのか、この点についての
御説明を賜りたいと思ひます。

○増田政府委員 公団の直接利権取得につ
きましては、今回の石油開発公団法の改正で
業務の追加の項目になつておりますが、な
ぜ直接利権取得を公団にやらせるのかとい
ふことにつきまして簡単に御説明申し上げたい
と思ひます。

従来わが国では民間企業が交渉の主体とな
りまして、そして石油開発に必要な利権、そ
の他の獲得を行つてきたわけでございます。そ
ういふ体制のもとに石油開発公団は企業に
対して出資もしくは融資をする、ですから利
権交渉その他は企業がやるというふうになつ
ておつたわけでございます。ところが、石油
開発公団がいろいろの業務をやります、これ
は七年たつておるわけでございますが、この
直接利権取得ができない点が、石油開発を
促進するための一つの非常な問題点とい
ふことで、これを解決いたそうというのが今
回の改正の趣旨でございますが、この必要
性が出てきたのは、近年、産油国が交渉相
手として政府機関を望むというふうなケ
ースが非常に多く出てきた

ておるわけでございます。その例が幾つかあ
るわけでございますが、たとえばビルマの石
油開発につきまして、先方から公団と話し
合いをしたいといふ申し入れがあつたとい
ふことで、この例はパングラデシュの開
発につきましてもおつて、公団と直接交渉
をしたいといふようなケースが出ておるわ
けでございます。それが一つの理由でござ
います。

もう一つは、石油の利権を取得いたします
とき、非常に期限が限られるというのが何
回か出てきたわけでございますが、現在の業
務の対象となつておりますのは、企業が利
権を取得いたします、それに対して公団が出
資、融資をするというもので、企業が利権
を取得いたしますと、その期限が限られて
いるというわけで、企業がある程度利権を
取得いたしますと、その期限が限られてい
るというわけで、企業が利権を取得いた
しますと、その期限が限られてい

た、そうすると、じゃ中核企業といふもの
が、いまの公団の直接利権取得といふもの
との関係はどうなるのか、矛盾するのでは
ないかと、この点でございますが、私の考
へておることは、この中核企業といふもの
は、現在に似たような統括会社といふもの
が八社できておりますが、これは現状では
私どもが先ほど御説明いたしましたように、
統括会社は、資金的には一つの受け入れ
として、その役割を果たしてはおりません
が、技術の面とか経験の面において、まだ
十分ではない、将来石油開発をいたした
ときの強力な中核企業といふ段階に達し
ておらないと思ひます。もし、中核企業
といふものが相当でございまして、先ほど
申し上げました直接利権取得といふものを
公団のみならず、公団と中核企業が行つた
分と、それから中核企業が行つた分とは、
これは恐らくその中核企業が相当育成さ
れ、それが発達してくれば公団の直接利
権取得といふもの、数が減つてくるとい
うことになると思ひますが、現時段階では
まだこれらが育成の段階でございまして、
まだ相当な期間を要するといふことで、現
時点ではやはり公団による直接利権取得が
必要だといふふうに考へております。

それから、先生が先ほどおっしゃられた
ように、公団が直接利権取得をやつた方が
いいのではないかと、御質問でございます
が、これはいろいろのケースがございま
して、中核企業に全部任せるとか、ある
いは公団の直接利権取得で全部やらせて
、そしてその上で企業に譲るといふこと
ではございまして、やはりそのときの
いろいろな条件が出てきますので、公団
が直接利権取得する形態もあると思ひ
ます。また中核企業が全面的に出る、公
団からは出資、融資を受けるだけとい
うことで、それぞれの分野ができてくる
と思ひますが、現状では中核企業がまだ
育成されてない段階でございまして、公
団が直接利権取得しなければならぬケ
ースといふものが今後幾つか予想され
ると思ひます。今回の改正をお願いいた
して、次第でござい

○勝澤委員 長官、石油産業の体制とい
ふものを、現状の中で見詰めて方向とい
ふものをつくつていく、いま出てきてい
るようなもの、しかし石油産業の体制
といふものを、この方向に持つていくん
だといふ一つの方向がつけられて、その
中の公団の位置づけといふものが出来
れば、私はおのずから中途半端なもので
なく、すっきりしたものが出てくると思
ひます。石油産業の体制についてはやは
り国民的ないろいろな議論があるわけ
でありまして、石油危機を通じて業界の
精製から販売に至るまでの状態を見て
、これでいいとは思ひませんが、ガソ
リンスタンドがお互いに競合して合
つてゐる、日本経済から見ても、さうい
ふ点から考へてみると、私もやはりこ
の辺で、公団といふものが、海外にお
ける直接利権の取得を

するということになるならば、やはり一貫的なものの方が必要ではないだろうか、ということについては、これは総合エネルギー調査会の答申が公開されているのでありますけれども、答申も答申ながらやはり一つの通産省としての方針というものがあつてしかるべきでないだろうかという気が実はするわけであります、その点を私なりに意見として申し上げておきたいと存じます。

それから次に、時間もございませんで備蓄の問題でございまして、石油開発公団の臨時業務として備蓄の問題が考えられているようであります、これについての理由は何なのか、御説明いただきたいと思ひます。

○増田政府委員 備蓄につきましては、昭和五十四年度末を目標にいたしまして九十日の備蓄増強を達成するということで、来年度、昭和五十五年分から計画をスタートさせるということで考えておるわけでございます。

それで、石油開発公団は、これは従来から原油購入資金の供給をやつておるわけでございまして、これに伴ひまして今回は共同備蓄会社に対する出資、融資の業務を加えるわけでございまして、それで、この業務は一応本業務でなくて臨時業務ということで、附則に掲げまして業務の追加になつておりますが、臨時業務といたしまして理由は、九十日の備蓄増強計画が、先ほど申し上げましたように五十四年度末で九十日に達するという計画でございまして、公団がやつております開業業務という本業務と離しまして、公団の臨時業務として附則に掲げて、そして五十四年度末までの業務といたしておるわけでございまして、ただ、五十四年度でこれがすべて終わるかということになりますと、出資、融資をいろいろいたしますが、その業務はいろいろ残るわけでございまして、しかしいづれにいたしましても、九十日計画というのは五十四年度で目標を達成するわけでございまして、これを本業務の中へ掲げるのはむしろ不適当ではないかということで附則の方に掲げた次第でございます。

○勝澤委員 では、最後に大臣にお尋ねいたしますが、最近の石油関係の一連の事故などの影響で地元が大変反駁を示している折からでもありますので、備蓄計画がいま計画されているように進むとは実は私は考えられないわけでありまして、また各所に精製工場の新設についてもいろいろ問題が起きているわけでありまして、こういうようなときに、政府として備蓄問題について責任を持つてやれるのかどうかという点について大変疑問を持つておるわけでありまして、政府としての決意のほどを最後に大臣からお伺ひいたしたいと思ひます。

○河本内務大臣 石油関係の仕事を進めていきます上におきまして、石油精製、石油価格あるいは石油の備蓄で、一番大事な問題はやはり何と申しましても安全の確保、防災対策、こういうことにまず地元の十分な了解が得られるということが先決条件であらうかと思ひます。そういうことでございまして、今度の備蓄問題につきましても、安全の確保、地元の了解ということにつきましても十分配慮をしておるつもりでございまして、そういう意味で予算も組んでおります。御指摘のような点を十分考慮いたしまして、この九十日備蓄ということは、わが国にとりましてもぜひ実現をしなければならぬ政策でございまして、そういうことを配慮しながら実現に努めてまいりたい、こういうふうにご考慮しております。

○勝澤委員 いずれ法案が出されるようでありまして、そのとき議論することにしたしまして、以上で約束した時間が参りましたので、私の質問を終わります。

○山村委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 まず、政府にお伺ひしたいのは、今度の公団法の一部改正であります、そのうちの大きな柱の共同備蓄が、いまもお話のように臨時に、こういうお話であります、備蓄が九十日分必要であるという要請、さらにその九十日分というの、いまのところ若干の停滞を示しておりますけれども将来とも非常に大きく伸びていく

らうと思われる日本の石油需要に合わせますと、これがさらに増加していく、こう思ふのです。前々ときの構想では、石油公団の前国会のものでは、政府並びに民間が折半で共同出資をして一括備蓄するようになつておつたのが、今回の構想ではプロジェクトごとにそのことを行うようにされたわけでありまして、その理由は、メリットは一体どういふものでありますか。

○増田政府委員 備蓄につきましては、九十日備蓄にぜひ増強したいというところで、そのやり方を私どもいろいろと考えておつたわけでございしますが、その一つといたしましては、先生のいま御指摘になりましたように、全国で一社の原油備蓄会社というものを一つに、全国で一社の原油備蓄増強分を一括して備蓄する、ただその石油基地はこの一本会社が幾つか適当な地に設ける、こういう構想もあつたわけでございしますが、五十年度の予算で一応計画いたしております内容は、共同備蓄会社はむしろ複数のものにしたい、つまり全国一本でなくてやはり何社かを持つていきたい、それでこの共同備蓄会社何社かの石油企業というものが集まりまして、そして具体的な石油備蓄基地候補地が決まりましたら、そのプロジェクトごとに設立される、そしてそれに対して石油開発公団が半額出資するということで、半官半民のいわゆる第三セクター的なものを持つていきたい、こういう形になっております。

それで、前に考えておりました全国一社の形態にいたしませんでしたのは、やはり共同備蓄会社というものが全国一本で全石油会社とそれから国との出資でやるよりは、むしろ具体性に即しまして、そして各プロジェクトごとで発足させるという方が企業の自主性も生かすことになりまして、またその地域の特性を生かすということ、こういうふうにご考慮を改めて複数共同備蓄会社案になつておるわけでございまして、それから、なおつけ加えて申し上げますのは、九十日に備蓄を持つていく、現在の六十日から三十日分ふやすわけでございしますが、これにつきま

しては、全部共同備蓄会社ということではなくて、大体今後増強いたします三十日分の四分の一くらいの数量を共同備蓄会社に持つていきたい。それで、残りの四分の三の取り扱いでございますが、これにつきましては、現在の石油会社がまだ工場の周辺に相当タンク用地として持つておる未利用地がございまして、それを利用させる、あるいはすでに石油会社が計画いたしておりますタンク基地、そこに備蓄させる。ただ、これにつきましても、現在立地問題その他いろいろ限界がございしますので、その不足分につきましては、先ほど申し上げましたように大体今後備蓄いたします三十日分の四分の一強につきましては、共同備蓄会社、しかも複数の共同備蓄会社でやる、こういうことになつたわけでございまして、先ほど先生から言われました全国一本の共同備蓄会社という構想は、一応今回は改めて、いまのような考え方になつたわけでございまして。

○玉置委員 それでは、四十九年十一月、資源エネルギー庁から出ております「石油備蓄は緊急事態に備えていつでも用意しておかなければならない、いわばデッドストックである。この意味で備蓄の概念は、通常の在庫とは全く別のものである。現在石油の在庫は七十日をこえていまして、九十日備蓄達成は石油企業にやらせれば簡単にできるというのは誤りである。」というようにわざわざパンフレットをこしらえて国会並びにその他の関係にお配りになつていまして、急にそういうことになつたのはどういふ意味でありますか。

○増田政府委員 いま先生の読み上げられました考え方は、私も変わつておりません。石油会社が、通常ランニングストックとして持つておりますのは、普通の営業からいいますと四十五日、五十日以内で十分なわけですが、ところが、石油会社といたしまして、石油企業というものをやっている以上、やはり少なくとも六十日の備蓄は持つておるべきではないか、これは石油は中東戦争のような一方的な供給削減だけでなくいろいろな

な故障というものも起こりますし、そういう意味から言いますと、産業の基礎であります石油というものを扱っている業界としては六十日は持つべきだ、こういうふうな考えでいるわけですが、

ところが、これをさらに九十日の備蓄増強計画ということになりまして、企業がこれを全部負担してみずから手です九十日のタンクを設置し、そしてその中に入ります原油を保有するということが、これは企業の負担の限界を相当超えている、こういうことであると思ひます。そこで、六十日から九十日にふやします三十日分につきましては、国が相当大幅な助成措置を行うということが必要であるというのが、今回五十年年度を初年度といたします九十日石油備蓄増強計画の内容でございまして、具体的に言いますと、三十日分の、つまり六十日を超えて九十日に至ります三十日分の原油につきましては、その資金は国がめんどうを見る、それから利子も利子補給をするということとで、それによって保有をさせる。それからまた、タンクの建設、土地の取得その他にも多額の金が必要でございしますが、これにつきましても特利で資金を供給する、こういうことになっております。

ところが、先ほども申し上げましたように、いまのような促進措置を受けましても、企業みずからではなかなか九十日までの備蓄がでないというその限界がございします。その限界がございしますので、それを促進いたしますために、先ほど御説明申し上げました共同備蓄会社という構想が出たわけでございます。それで、共同備蓄会社をつくりまして、それに半額は政府が出資をする、また共同備蓄会社が設置いたしますタンクあるいは土地の取得のための費用につきましては低利の資金を供給するというもので、以上言いましたように、国が相当促進する、そして九十日に持つていく、こういう構想になっておるわけでございます。

それで、去年の予算の前の私の構想といたしましては、先ほど先生からも御質問ありましたように、共同備蓄会社一本化する、あるいは備蓄

公団というものをつくりまして、国が一括して備蓄をするといういろいろな構想があったわけですが、しかしいま申し上げましたように、企業に対する助成とそれから不足分に対しては共同備蓄会社がやるということである、ですから、根本的な思想につきましては、やはり六十日から九十日まで持つていくのについては、これは企業の自力ではできない、そこに国が大幅な助成をする、こういう思想でございしますので、先ほど冒頭に申し上げましたように私どもの考え方は変わっておりません、ただ実現の方法について相当内容の変更があったわけでございます。

○玉置委員 もう少し要領よく、ひとつ簡潔にお願いしたいと思います。

私はそういう意味じゃないと思う。いまのは言いわけにしかすぎないと思うのですが、昨年備蓄公団を企図したけれどもそれが不可能になった、したがって石油公団法の一部改正をしてそこにひつつけるのだ、このくらいのことではだれでもわかっておることである、なぜそう言ったか、どういふメリットがあるのだということを聞いておるわけだ。そのときに、「九十日備蓄は国家的要請から行ふものであり、その強力な公的推進母体として、石油備蓄公団の設立が不可欠である。」「立地問題を解決する必要がある、国としても公団を設立して土地取得、施設の設置につき責任をもつて、民間企業の備蓄増強を可能にする措置をとる必要がある。」「さらに、備蓄が国家的要請であることを明確化し、地元への理解を得やすいようにする、こういうことで備蓄立地促進交付金を交付する」というようなことで準備しておる、というところは、そういういふほどむずかしいのである、一兆五千億円の金もそうである、その立地の場所をつくるというところはなかなか言うべくして容易なわざではない。しかも、この間から大問題が起きておるいまの欠陥タンク等々の点を考えても、前にこのことを企図されたときよりもこのことをもっと痛切に考えなければならな

い。そういう意味でいま申し上げておるのですが、しからば三十日分につきましては、備蓄会社で四分の一、石油企業の各社によりまして四分の三となつておるの、これはどういふことですか。

○増田政府委員 六十日から九十日まで持つていきます五年間の備蓄量、この計算の基礎は省略いたしますが、大体三千七百万キロリッターの備蓄が必要だという計算になるわけでございますが、この中でそれに必要な備蓄の面積が大体六百万坪と計算されるわけでございます。そのうち約百七十万坪の分につきましては、これはすでに先ほど申し上げましたように、石油会社が未使用地として、タンク建設予定地として持つておるものがあるわけでございます。これでやらせる、それからそれ以外に、一応石油会社がみずからの手でタンクの用地をふやしまして、そこで備蓄させる、こういういたしますと、残りますのが、大体百五十万坪ばかりが、いまの石油会社ではできない。これは一社一社全部私どもの方と呼びましてヒヤリングをやりました、現在のタンクの未使用地がどれくらいあり、また今後の計画がどうなつていくかというところで計算いたしました、限界として残りましては大体四分の一ばかりがどうしても今後五年間では計画できないということになっておるわけでございます。その分につきましては、先ほど申し上げました共同備蓄会社でやつていきたいというのが計算でございします。

○玉置委員 私が心配するのは、昨年の構想では共同折半である。折半の共同出資の公団を構想し、しかも用地等の取得が非常に困難であろうと思つて、それは国が責任を持つてやるのであります、というふうなことで、大上段に振りかざして、いたのが、今回の石油タンクの欠陥で非常に住民に不安を与えている今日、その安易な計算でやれるかどうかというのを心配しておるのであります。と申し上げることは、いままで備わつておる在来の石油タンクですら傾いたり何かしたものですから、整備するときはかなり間引かなければいけない、整備する感じもするのです。つまり間隔を広め

るとかいろいろ問題が起こると思ひます。そういうところへ増設をして安易にやろうと思つて計画は、ペーパープランに終わらぬかということを中心配いたします。それを半々にでもやるのだったら別問題といたしまして、四分の三を石油企業の空き地を利用してという考え方で、果たしてこんなことが、机上プランでできるのかどうか、自信があるかどうか、もう一度お答えをいただきたい。

○増田政府委員 ただいま先生から御指摘のありました問題、私もそのとおりだと思ひます。今後の石油備蓄基地の建設につきましてはいろいろな問題がありますし、また国が相当表に出たり責任を持つてやるという形が必要である。それから、現在の石油会社が持つております空き地につきましても、全部が利用できるかどうか、これも場合によれば限界がある、こういうことであると思ひます。そういう意味で、先ほど四分の一は共同備蓄会社でやるというふうに申し上げたわけですが、これは従来のヒヤリングを行ひまして、一応四分の一が共同備蓄会社の対象になるという計算をいたしたわけでございますが、将来消防基準あるいはコンビナートのいろいろな基準も変わると思ひますし、そうなりましてもつと広い土地が必要であるということになりますれば、この共同備蓄会社の対象となります数量がふえてくるということになると思ひます。その場合にはそれに必要な予算措置、助成措置をやつていきたい、こういうふうな思つております。

○玉置委員 その場合に四分の一しか備蓄会社でやらない、四分の三を民間にお願いする。そのときに、協力はほとんどしてもらへることになつたのですか。大体の見通しはどうなんでしょうか。

○増田政府委員 九十日を備蓄しなければならぬ、ということにつきましては、石油業界の方も、先般の石油危機を経験いたしましたので、これには全面的に協力する、また必要性につきましても十分認識している、ということでございます。

ただ、先ほど先生からも御指摘ありましたように、幾つかの問題点があるわけでございます。

一つにはタンクの安全性の問題、それから地域住民の理解と協力を得なければタンクは簡単に建設できないという問題もございまして、またそれ以外にも、三十日分と申しまして、その中の原油あるいはタンクの建設のための費用というものを計算いたしますと一兆六千億ぐらいになる、それに対して国が相当助成をいたしまして、やはり無利子というわけにはいけませんから、その残りの分は当然負担しなければならぬ。また、タンクの運営費とかあるのは税金とかいろいろな負担がございまして、そういう意味で、石油会社といたしましては、先ほど申し上げましたように、四十五日あるいは社会的責任から言えば六十日というふうなことを考えていたものを、九十日、しかも国の助成を受けても相当大きな負担をしなければならぬ、こゝろに相当問題点があるわけでございますが、ただこの九十日の国策については協力するというようになっております。

○玉置委員 そこで、お伺いしたいのですが、民族系の会社は幾らあつて、今期黒字決算をしておられるのはどこですか。

○増田政府委員 現在民族系につきましては、実質的に黒字決算しているところはほとんど皆無と言えらると思ひます。出光が配当いたしておりますし、黒字決算しておりますが、これにつきましては、その実質的内容から言いますと、為替の差損の計算の仕方あるいは在庫品の評価の仕方その他で計算をややかえまして、民族系会社は軒並みに赤字になつておられるわけでございます。ただ、一、二の会社、例外的に黒字決算を出しておりますが、これも三ヶ月の決算が出れば恐らく赤字になるという事で、非常に苦しい状況にあることは先生御指摘のとおりでございます。

○玉置委員 そこで、五カ年に一兆五千億円の金が必要ということになりまして、四分の三は敷地がそこにある、民間の方、企業はあるとしても、かなり大きな財源が必要である。そのうちたとえ半分あるいは三分の一、それを財投で賄うということになりまして、公団の方からそれを融資を

するとしても、それだけのものを融資できる能力があるのかどうか。残りを民間の赤字会社——一時あの狂乱物価のとき、千載一遇だと言つてもうけはしたかも知れぬけれども、長くずっと赤字が続いておつた精製会社というものにそんな莫大な金が集められるのか、一割以上配当してないような会社が、そう莫大な資金を調達するということとは私はむづかしいと思ふ。だから、政策融資でないとき得ないし、その政策融資というものでこれだけのものを、法律による株式会社でも何でもない、そういうったものにそれだけ持つていつていいのかどうか。一兆五千億のうち公団がどのくらい融資をしようと思つておられるのか、残額は民間が、企業が調達し得る能力があるのかどうか、そのことを聞きたいんです。

○増田政府委員 備蓄を行ひますのに非常に多額な資金が必要。しかも、特に特徴的なのは、民族系が最近非常に赤字になつておられるということで、それに対する資金負担力というものがあつたかどうかという問題点の御指摘でございますが、今度の新しい制度は、国の資金助成というものを現在の制度としましては限界点であるくらいまでに上げたつもりでございます。例を申し上げますと、今度の備蓄を行ひますに当たりましての原油の代金につきましては九割、これは国がめんどうを見るということになります。そうしますと、あとの一割は協調融資で銀行から借りなければならぬわけでございますが、しかし少なくとも九割の代金は国が融資のめんどうを見るし、それからその利子につきましては、四分の利子補給をするという事で、私ども初め、先生から先ほど御指摘のありました公団というものを考えておつたわけでございますが、公団がやるというたしませんが、やはりこれぐらいのところが限界ではないかというふうな考えたわけでございます。

それから、設備資金につきましても、普通は開銀とかその他が貸しますに当たりましては、四割とか五割が限界でございますが、今回の制度では七割を融資対象にいたしておられるわけでございます。

す。ですから、残りの三割につきましては、銀行から借り入れなければならぬということでございしますが、これにつきましても私ども大蔵省と十分協力いたしまして、この資金ができるだけ流れようようにいたしたい、こういうふうな考えておるわけでございます。ただし、それにいたしましても、やはり各企業に対する負担というものが相当大きいという事は、先ほど申し上げましたように利子補給を四分行いまして、残りの利子については企業が負担しなければなりませんし、その他につきましてもやはり運営費とかその他の費用がかかるということで、石油企業がこの九十日の備蓄を達成いたしますためには、相当な負担というものを課せられるということは先生の御指摘のとおりでございます。

○玉置委員 私がいま質問しておる点は、七割もずっと金は貸さなければいけません、備蓄をふやすためのタンク、用地等には思い切つて金を貸さなければいけません、中へ入れる石油の費用も貸さなければいけません、それらほとんど伸びていくものと見なければいけません、しかも私企業としては四十五日で普通のストックとしてはいいんだということになりますと、私企業にそれだけ切つた金を将来ともつぎ込んでいかなければならぬということとをさせておることが、果たして妥当なのかどうかというところをお伺いしたい、こういうことなんです。これは国の要請に基づいてやることでありますから、当然国が責任を持つていいんじゃないだろうか。つまり公団が責任を持つていいんじゃないだろうか。臨時なんというのを言わないで、将来ともそういうものが要るわけでありまして、利子補給はすつととしていかなければいけません。ここにまた世の中からいろいろな目で見られるような問題が起つたりしてもいいかぬわけでありまして、私企業は私企業、国は国の必要に基づいてやるべきものは、それは公団なりなんなりが責任を持つというふうな一つの大きなめどをつけていかないと、私企業とそういった国の要請との二つがこんがらがつてしまつて、今後値上げの問題その

他のことをやられたときに、どの限界をどう突いたらいいの、非常にむづかしい問題が起るんじゃないだろうかという感じがいたします。外国の例を見ましても、国は国で責任を持つておるところもなくはないわけでありまして、そういう点を考えまして、法定の株式会社でもない備蓄会社、しかもいま申します各プロジェクトごと、こういうような構想ではよいにややくしくなるのじゃないだろうかと思ふのですが、将来、備蓄公団もしくは開発公団の中へこれを入れていくつもりはあるのかどうか、そのことは、昨年はこのようなりつぱなパンフレットを皆さんに出して、国が直接やらなければこのことはでき得ないのでありますというまことにもつともな文言が並んでおるわけでありまして、急激にこういうことになつたのは、備蓄公団法がまかりならないということになつたために、取りあへずあわててやつた作業だと思はれる節もないことはありません。だから、第一点、将来とも備蓄公団もしくは石油開発公団にこのことを完全に取り入れていく気持ちがあるのかどうか。

第二点、民間その他プロジェクトチームというのは複数だというお話ですが、複数じゃなくて出光と日石はありますが、残りはやりにくいから一緒にまとめてやりますとか、もつとはつきりしたことを聞きたい。それから、外資系は無理ですとかいうこともこの際明らかにしておいていただきたい、こう思ひます。

○増田政府委員 第一番目の、今後備蓄公団をつくらんとかあるいは石油開発公団に備蓄をやらせるという事で、もつと国が前面に出て、そして企業の負担限度を超えるようなものではなかなか達成できないので、むしろ当初の原案のごときもの考えないかどうかという御質問でございます。これにつきましては、私どもはこの九十日備蓄というものをできるだけ早くやりたいということとで、五十年年度予算で石油備蓄公団というものを掲げて要求いたしておつたわけでございます。それに対して、先ほど玉置先生からも申されまし

たように、公団の新設ということにつきましては非常に議論がございまして、私も行政管理局その他ずいぶんいろいろ当たったわけでございしますが、行政機構の簡素化の見地から公団の新設はむずかしいということで、構想を切りかえたのは、これは事実そのとおりでございます。ただ、この構想を切りかえるに当たって、私も石油備蓄公団を設置いたしましたのはほぼ近い効果が上がるものということで、今回の制度をつくったわけでございまして、その内容といたしましては、先ほど申し上げましたように、私企業に、原油については九割まで、しかも四分の利子補給をするという制度でございまして、しかしこれで九十日備蓄がいまのような石油企業の経営状況のもとにできるかどうかという問題、また立地の問題その他いろいろな情勢があると思っております。そういう意味で今回の内容は、さしあたり九十日備蓄の第一年度の制度ということで、私も大蔵省その他との話では九十日備蓄を早急に発足しなければならぬので、第一年度の制度として、今回これでやろうということになっておるわけでございします。

そういう意味で、今後の情勢を踏まえまして、九十日備蓄はぜひとも達成しなければなりませんので、必要性が生じてどうしてもそれではならぬというところであれば、また一度公団構想というものを示して、そして備蓄の達成に努めるということも私も考えておるわけでございしますが、現在のところはいまの制度で第一年度を発足したそうということになっておるわけでございします。

今後の財源問題もあります。これにつきましては、現在は石油特別会計で財源の手当てをいたしておるわけでございしますが、将来のことを考えますと、つまり二年目、三年目、四年目、だんだん総資金量がふえていくわけでございします。で、これにつきましてもやはり財源問題は別途考えなければならぬと思うわけでございします。そういうときに当たって、第一年度の制度につきま

して、これをさらに見直して、目的が達成できるような制度に切りかえていくことはやってみようと思っております。

○玉置委員 この際、大臣にお伺いしておきたいのですが、ただいま申し上げましたとおり、大蔵省の予算及び行政管理局の公団の創設制限等々の問題がございまして、昨年の構想はうまくいかなかった。しかしながら、九十日にするの一日も早くやらなければならぬ緊急の課題でありますので、とりあえずこういう手を使いましてやっておくことになるのだと私は解釈しております。そういうような意味では、臨時とおっしゃった意味もわからぬわけでもないのではありませんが、将来とも九十日で終わるのや、何百何十日要するのや、いろいろな問題があると思っております。これはエネルギー政策の確立という問題の中で一貫して考えなければならぬことではございしますが、この備蓄だけを取り上げても、ただいま申し上げたとおり、非常な金額と利子補給とを要するわけであります。しかも、私企業に任じておいては気の毒なぐらい膨大なものが要するのだし、また性格的にも国の必要に基づいてやっておる備蓄でありますから、将来ももう少し筋の通った形に検討をする御意図があるかどうか、このことを大臣に聞いておきたい、こう思っています。

○河本國務大臣 備蓄についての考え方の経過につきましては、先ほどお話しになったとおりでございます。そこで、根本的に考えまして、わが国のエネルギー事情からどうしても九十日の備蓄が必要である、これが国の基本政策でございます。したがって、初年度は、いまお願いをいたしておるような方向でスタートいたしますが、何分にもこれは資金の面その他いろいろな面で大事業でございします。しかし、どうしてもやらなければいけない、こういうことを考えますと、いま御指摘になりましたようないろいろな問題は十分考慮いたしまして、とにかくできるような方法を考えなければならぬわけでございしますから、そこ

は機動的に考慮いたしまして、十分検討していきたいと考えております。

○玉置委員 そういふようにさへ理解ができれば、われわれもこのことを一日も早く、しかられば、わかれぬけれども、法案がうまくいくような方法に協力したい、こう思うのです。

そこで、せっかくおいでをいただきました国土庁の方に一つ二つお伺いをいたしましてお帰りをいただこう、こう思います。お忙しいのに申しわけありませんでした。

下河辺さんにお伺いしたいのですが、開発計画をもう一度見直しをしておいでになるはずでございしますが、先ほどからお話ししておりましたように石油コンビナートもしくはコンビナートを外した石油の備蓄基地、こういうものが最近の水島問題に端を発しました欠陥タンクの調査等々によりまして、非常に土地の入手というものがむずかしくなってきたと思っております。こういった問題は、大臣からのお話のように、一つの国の大きな政策の根本でもございします。今後とも産業の脱石油というものを図りまして、わが国の現在の生活水準を維持しながら脱石油に産業構造を改革していくことは、かすに相当な年数が必要と思っております。こういう現実を踏まえて物を考えますと、いかに努力をしても若干ずつ増していくことは事実だと考えなければならぬと思っております。

さような意味におきまして、新計画の中には石油基地あるいはコンビナートというものをどのよう位置づけたいとお考えになりますか、その問題につきましてお伺いをしておきたいと思っております。

○下河辺政府委員 お答えいたします。現在、御指摘いただきましたように、昭和四十四年に閣議決定いたしました新全国総合開発計画を全面的に見直し、新しい国土総合開発計画をつくる作業を始めております。

その作業の内容につきましては、まだこの席で御説明する段階まで作業が進んでおらないのでございしますけれども、御指摘いただきましたように、エネルギー基地につきましては、その作業の中で

非常に大きな検討課題にしております。しかも、御承知のように石油基地をつくることにつきましては、国民の皆さん方の間に非常に不安感があるために、なかなかうまく進捗していかないというのが実情でございします。私も、あるいは私は私どもみずから環境条件の調査を繰り返して行っておりまして、ある一つの方向づけをしたいと考えておるわけでございしますが、今日の段階になりますと、御指摘いただきましたように、わが国の経済成長の要因のマイナスの大きなものは、やはりエネルギーの立地の問題ではないかというふうに考えておりますので、慎重に検討させていただきたいと考えております。

○玉置委員 ちょっと具体的なところへ入りますと、そういう基地として望ましい、あるいは地元の詳細も得やすいと思うようなところ、そういう具体的なスポットを明示していくような形で作業は進むものでしょうか、どうでしょうか。

○下河辺政府委員 私ども作業をいたします際に、地域の行政を担当しておりますから、全国総合的な需要がどうあるかということに踏みとどまるわけにはまいりませんので、具体的な地域についていささか検討させていただきたいと思っております。しかも、現在すでにその地域の方々とお話し合いを始めて、そして具体的には、用地買収をし始めているもの、あるいは一部公共事業を始めている地域もございまして、その地域の熱度に応じましてその事情は違つてまいりますけれども、そういう各地区ごとの検討は十分させていただきたいと思っております。

○玉置委員 それ以上答弁を求めることは無理だと思っておりますので、どうぞお引き取りいただきます結構でございます。

そこで、長官にお伺いしたいのですが、そうならば、先ほどのプロジェクトでやっていく、その答えはなかったのです。出光と日石ぐらいは個別でやれるのか、先ほどの複数というのは二なのか三なのか五なのか。備蓄に關しても先ほど遠い展

望を聞いたわけですが、そういうことをまぜ合わせまして、民族系石油の育成というものの構想が何回も新聞にも出たわけですが、一体どういうような一これは後で大臣にも同じことを御答弁いただきたいのですが、こういう諸般の状況を踏まえて、民族系石油資本をどのような位置づけに持つていくつもりで、どのような構想をお持ちになつておるか、お伺いしたいと思ひます。

○増田政府委員 まず、先ほど答弁漏れがございましたので……。

プロジェクト別に共同備蓄会社を設けるということ、これにつきましては内容でございますが、私どもの方は、これは民族系、外資系を問わず、ある地域に共同して備蓄会社をつくりたいという場合には、その内容、必要性その他もろろ検討いたしますが、これを共同備蓄会社の対象にしたい、こういうふうに考えております。ですから、複数という会社は、二社が最低限になるわけですが、頭の中で考えておりますのは、三社、四社が共同いたしまして、そして共同備蓄会社をつくっていく、こういうことで考えておるわけでございます。

それから、ただいま御質問ございましたこの民族系の石油会社を今後いかにつけていくかということでございますが、これにつきましては、いろいろ議論が行われておるわけでございます。現在のところでは、いわゆる外資系の石油会社とそれから民族系の石油会社と取り扱ひ量が日本全国では大体半分半に分つておるわけでございます。これにつきましては、従来は外資系の方がシェアが大きかつたわけですが、共同石油を中心としたしましてそれが年々ふえてきて、石油危機のときには大体五〇、五〇になつておつたわけでございます。それが、この石油危機以後の一年半におきましては若干民族系のシェアがまた退いてきておるというのが実情でございます。

これは一つにはやはりメジャーの、民族系会社とそれからいわゆる系列外資系会社に対する石油の供給値段に差があつたこともその原因ではな

かつたかと思ひますが、ただこの問題につきましては大体解消されておりました、現在では民族系が入れております原油、それから外資系の石油会社が入れております原油につきましては、価格がほとんど同じになつてきておるということでございます。

それから、この民族系会社が、これは数が相当多くて、しかも一社一社のシェアというものが必ずしも大きくないという中で、非常に弱いんじゃないかということが従来から言われております。共石、出光は相当なシェアを占めておりますが、それ以外につきましてはシェアが相当低いという中で、従来の通産省の政策として、民族系育成という旗印のもとに共石というものを一つつたわけですが、このような形でさらに民族系を集めたしまして共石を拡大するか、あるいは第二共石をつくるか、あるいはさらに民族系の会社がそれぞれを相手に求めて、そして企業の拡大を図るか、これらにつきましては現在まだいろいろ考へ方があるわけで、また、先ほど申し上げましたように、石油情勢が非常に流動化いたしておるわけでございます。昨年は民族系と外資系が入れます原油につきましては、ひどいときには一ドル以上の差があつたわけでございますが、これが半年すれば解消するとか、それから今後の石油の入手につきましては、メジャーがどれくらい維持できるか、占めるか、バイバックがどれくらい維持できるか、そうしますとだんだんDDオイルというものがふえてきて、むしろ民族系にとっては有利な地位になるのではないかと、こういうことがいろいろ言われております。そういう意味で、この民族系石油に対する対策につきましては、現在まだ世界の石油情勢が非常に流動的であり、これを背景といたしまして、最終的な結論は出ておらないわけでございますが、ただ私どもは、現在のまゝというものは、やはりこれは石油危機以前の、石油が豊富でそして安価であつた時代に対応した体制であり、石油危機以後、しかもいつ何とき供給が削減される、あるいは大断に停止する、という危険が

あるときの体制として果たしていいかどうかというところ、また今後石油の数量というものは、総エネルギーの中での地位は低減するにいたしまして、絶対量がふえる、それを見ていかにあるべきかというところから言いますと、私どもは現在の体制というものはやはり改革しなければならぬ、こういうふうな思つておるわけでございます。

○玉置委員 大臣にお伺いしたいのですが、こういう石油の問題はやはり世界じゅうが協調していかないと一番大きな眼目を持つていかなければならぬと思ひます。しかしながら、DD原油等が、諸般の情勢を見ても、ちよつとずつでも年々ふえていく可能性はあるわけであり、この意味でも、石油の価格が高騰した今日、いまの民族系が一つずつ各個でやつておつたのでは非常に弱いことは事実であります。石油公団が直接そういうものの衝に当たるとしたら別として、そうでなければかなり切つた強化策を講じない限り、DD原油等々の手当てもうまくいかないんじゃないだろうか。こういう問題は当然日本のエネルギー対策という大きな戦略の柱を立てて、その上に立つてすべてのものをやめていくんだと思ひますが、今度の三木内閣の初予算でも私は一番大事なこういった問題が抜けておつた、こう思ひます。一百万の老人年金を一万二千元にしたというだけで、すべてのものがバアであつた、こういう予算の編成に終わったわけであり、石油ショック以来もうほとんど石油の事情が、石油ショック以来もうほとんど石油の事情が、変わつていくということに対して、先手先手を打てるような形にしていくなければ、大きな戦略を速やかに立てなければいけぬわけであり、先ほどの備蓄公団と同じような意味で、皆さんが、石油は国営にするんだ、公団にするんだ、輸入公団をつくるんだというように飛躍されれば別問題として、ある一定の私企業の競争原理を残しておこうというようにしなければ、民族系の企業の強化策というものがずいぶん前から言われておりますが、ある程度具体的に伸長させていくのも必要じゃないか、こう思ひますが、大臣ど

ういうふうにお考えになりますか。

○河本國務大臣 一昨年の秋から現在までおよそ一年半たちますが、その間には石油の価格の問題それから流通の問題等をめぐりまして、革命的と言つてもいいぐらい大きな流れの変化があつたと思ひます。そこで、政府の方でもこの大きな流れがどういふ方向に向かつていくのであろうかというところを注視しておつたわけであり、大體の見当がついてまいつた、なお流動的な面は多く残されておりますが、おおよその方向は大體つかめるんじゃないか、こういう状態になつてまいりましたので、ただいまエネルギー庁を中心になりまして、今後の日本の石油政策の基本的な戦略はいかにあるべきか、こういうことについて目下検討中でございます。来月の中旬ぐらゐまでは大體の方向をまとめ上げたい、こういうふうな考へておるわけでございますが、その中でやはり一つの大きな柱は、石油企業というものの設備の投資であるとか、それからこのコストの面であるとか、石油企業自体を一体どうすべきかというふうなことも当然一つの大きな柱にしたいと思つておるわけです。そして、石油企業を柱にいたしまして場合には、いま御指摘がございましたように当然民族系の石油企業というものを強化しなければならぬ、これも大きな柱になつてくると思ひます。ただ、いま長官が言つておりましたが、しからば具体的にどういふ形でこの民族系を強化するのかというところについてはまだ未定でございますが、その大きな柱だけは立てまして、いまの世界の石油の流れの中におきましてとにかく強化していかなければならぬ、その強化の具体的な方法を早急に具体化したい、こういうふうな考へておるのが現状でございます。

○玉置委員 この備蓄に関連して、この間新聞に載りました日商岩井とどこかがやり、スマンカですが、それからロンボク、パール、ピトン、これはセレベスですが、こういった国における海外備蓄基地、輸入基地と申しますか、こういうものはこの九十日分の中へどのような位置づけをされ

ますか。海外というのはいろんな欠点も持つておるけれども、近くによいあればあるだけいいという考え方もできるでしょうし、その問題については、この九十日分備蓄に関連してどのように位置づけられますか。

○増田政府委員 昭和五十年年度を第一年度といまして五十四年度までの九十日分備蓄増強計画の中には、これは海外基地は含まれておりません。ただ、昭和五十四年になりましてその後の備蓄をどうするか、たとえば九十日をさらに積み増すかどうか、またもし九十日で維持するにいたしましたとしても、日本におきます石油の消費量は年々ふえていくわけですので、五十四年度に九十日を達成いたしましたとしても、五十五年になるとまたその日にちが、絶対量が大きくなりますと一日当たりの単位がふえるわけですからその日数が減っていく、こういうことになるわけでございます。それから見ますと、私もやはり五十四年度に九十日を国内でやるのでも精いっぱい、それ以上の分はやはり海外の備蓄に相当頼らざるを得ないのではないかと、こういうふうにご考慮願うわけでございます。

現在海外備蓄につきまして、先生からお話がありましたようにインドネシアのセレスあるいはロンボク等である計画あるいは南方の国連の委任統治地域におきます構想、その他タイでやる構想とかいろいろ出ておりますが、これらのものにつきましてインドネシアの計画以外私どもはまだ正式に聞いておらないわけでございます。

それから、インドネシアにおける備蓄構想につきまして、これは先般田中総理がインドネシアを訪問いたしましたときに、将来インドネシアの地域に備蓄基地というものが可能かどうかということやスハルト大統領に對しまして打診いたしましたのが契機になっておるわけでございますが、これにつきまして現在調査の段階でございますが、調査報告がようやくできたというところでございます。

しかしながら、いずれにいたしましても、九十

日備蓄を達成いたしました後やはり海外の備蓄というものが必要になってくる、計算上はそういうふうに出てくるわけでございますので、私どもはこの海外備蓄につきましては慎重に、また今後の可能性があるものとして検討をいたしておるのが現段階でございます。

○玉置委員 皆さんの説明書にも、今後産油国が精製あるいは備蓄等をするような場合には、公団が出資してもいいように書いてあります。そういうような意味で、もう一つはなるべく多方面にわたって石油の輸入先が多角的になることも好ましいことは事実であります。あるいはまたどこでという戦乱等が起こるかも知れぬ。そういう意味でも、ある中間地点まで持ってこれらしておるといふことは私は大きな第一備蓄だと思えます。こういうような意味で望ましいことであると思います。それが輸送等の関係でよほど高価になれば困ることもあるでしょうけれども、余り値段が変わらぬということになれば、それにはやはりできる限りの御援助を申し上げていいんじゃないだろうか、ことにお申し出があった場合ですね、そういうふうに考えられますが、この法律によりまして、相当な資金が要するのですから、日本と半分ずつでいこうというふうなことが多いのだと思えます。半分ずつというよりも、土地を提供するからそつちでやれということになるだろうし、あるいはまたオイルグララはできるだけ入れた方がいいのであります。こういうような感覚からすれば、いま申し上げましたようなところでそういう話も一応話題には上っておるわけでありまして、いよいよ具体的な話が出ましたときには前向きに検討されるかどうか。その場合にオイルグララの還流を努めて勧誘されるかどうか。第三点は、現在のこの法律のままで公団からそういうものが出資できるかどうか。この三点についてお伺いしておきたいと思えます。

○増田政府委員 三点についてお答え申し上げます。

海外備蓄につきまして政府として前向きにこれ

に取り組み姿勢であるかどうかというお尋ねでございます。これにつきましては先ほど申し上げましたように九十日備蓄増強計画は、これは国内で備蓄したいというのが私どもの方針でございますが、しかしながら将来を考えたときには、やはり海外備蓄に依存せざるを得ないということになります。私も考えておりますので、この海外備蓄の各構想につきましては、もちろんいろいろ国際的な問題もございまして、いろいろの現地に於ける問題もございまして、慎重に検討いたさなければならぬと思っておりますが、姿勢としては将来の日本の備蓄の一端を担うものとして前向きに検討したい、こういうふうにご考慮願っております。

それから、第二番目のオイルグララの利用でございますが、オイルグララがもし利用できるのであれば、このオイルグララを取り入れながらまたオイルグララの提供国からの原油をも引き取るということ、これはいろいろな組み合わせがあると思っておりますが、オイルグララを利用するということにつきましては、これは一つの案であらうというふうにご考慮願っております。ただ、オイルグララの取り入れその他につきましては、これは大蔵省の国際金融当局その他も十分打ち合わせしなければなりません。私も、もしオイルグララが使えるということであれば、この海外備蓄は相当膨大な資金を要しますので、オイルグララを利用するということのも一つの方法であると考えております。

それから第三番目の、今度の公団法の附則で共同備蓄会社に対する出資、融資ができるということになっておるわけでございますが、海外備蓄にこの資金を使うかどうかということにつきまして、私は、私どもは今回の公団法の改正でお願いいたしております内容は、国内における九十日備蓄政策のための手段というふうにご考慮願っております。海外備蓄につきましては、むしろ海外協力案件とかその他で、資金は輸出入銀行あるいは経済協力基金が対象になる、こういうふうにご考慮願っております。海外備蓄基地というものは、石油開発公団

の融資対象としては考えておりません。必要な資金は、先ほど申しましたようなほかの機関で供給をするということである、こういうふうにご考慮願っております。

○玉置委員 石油開発公団の業務に、産油国の国営石油会社が行う探鉱、採取等に必要資金を供給するための資金の貸し付けの業務を追加する。等。でありますから、精製が入る、精製というのは備蓄が入ることが大体あれですから、その精製会社がそこまで持ってきておくんだという形の、インドネシア等々におきましてこそで精製兼備蓄をやると言われた場合には、この石油開発公団法の一部改正の「等」でやらざるを得ない場合があると思っておりますが、いかがでございますか。

○増田政府委員 「探鉱等」と入れましたのは、先生がおっしゃられましたように、これは探鉱だけでなくて、さらに開発、精製その他の資金というものを提供する場合があります。ということで、こういう表現にいたしましたわけでございます。

この規定は、産油国の国営石油会社に対しまして資金を貸し付ける、それによりまして将来この石油を確保する、こういう形になっておまして、産油国の国営石油会社が石油を開発し、また石油を生産するのにこちらが援助をする、その見返りとして石油の供給を受ける、こういう形でございしますが、探鉱資金だけでなく、開発、精製のための必要な資金も対象になるということで「探鉱等」ということになりましたわけでございます。

○玉置委員 ほぼ意味はわかりましたが、マレー半島のタイのクラ地峡であります、あそこにはパイプラインをこしらえる。この間から日本の石油船が御案内のとおり開始になりまして、マラッカ海峡というものが問題になっておるわけでありまして、したがって、クラ地峡のパイプラインの問題は、これはうまいことオイルグララ等が思い切って入って行くということになれば非常に望ましいことでもありますし、先ほど申しましたように石油の取引が、輸入の相手国が多角的になるこ

とは望ましい、しかも輸入ルートもなるべくいろいろなルートになることが望ましいことでありますので、多額のオイルグラー等が入ってそれをつくるといふことになり、タイがぜひ地域開発のためにやってもらいたいという形になった場合も、それは望ましいけれども、この公団法の改正の資金にやない、一般的な資金でもってということになりますか。

○増田政府委員 現在備蓄基地構想の一つといたしまして、タイのクラ地峡に西岸ヘタンカーを着けまして、そこからパイプラインで地峡を渡しまして、そして東岸で受け取る、そこに場合によれば相当なタンク群を設けて一つの備蓄基地にする、あるいはそこで精製をいたしまして中東から持ってきました石油を製品にして東南アジア各地、日本が非常に大きな市場になると思いますが、これに對して供給をするという計画がタイ側でいろいろ立てられている。これに對しまして、日本側も若干これに参加しているという話を聞いておりますが、この問題につきましては、これはタイ政府の意向というものがまだ全然私どもわかっておらないわけでございます。それで、タイ政府がこの計画についてどういうふうに考えておるのか、またこの計画につきましてはマレーシアあるいはシンガポールその他の諸国との関係もいろいろ出てきますので、この点、私どもが直ちにこの問題につきましてもいいとか悪いとか言うのは、やはり国際的關係が非常にこれに絡まっておりますのでございまして、この点につきましてはもう少しタイ政府の意向あるいは近隣諸国の意向その他を聞きまして、そして検討いたしたいというのが現段階でございます。

○玉置委員 それから、石油開発公団法の一部改正の中で今度は直接利権の取得ができる、こういうことになるわけでありまして、一時的、限定的なものであるということになっておりますけれども、その意味もよくわかりますが、何年間ぐらいの後にどういふ会社に渡すのかというなかなかむずかしい問題が出てくると思うのです。それは一

体幾らに評価するのか、公団が要つただけの金で渡すのか、公入札をするのか、一番そこに近い關係のある石油会社に渡すのか、総合商社に渡すのか、プロジェクトに渡すのか、こゝらをきちっとしておかぬと、後でいろいろいわれるような問題が起つてくるので、大体の構想を明らかにしたいと思ひます。

○増田政府委員 今度の石油開発公団の業務追加でお願いいたしております直接利権取得につきましては、これは将来企業に譲り渡すというのが条件になっておるわけでございますが、まずこれについていつまでその企業に譲り渡すかということにつきましてお答え申し上げますと、私どもは、これは通産省令で定めることになっておりますが、現在考えておりますのは一年以内ということを考えております。

それから、こういう直接利権取得というものをいたしますときに、これは一年以内にその権利を譲渡するわけでございますので、利権取得の調印をいたしますときには一体どこに譲り渡すかはもうその企業を一応予定しておるという形になると思ひます。ただ、先ほど申し上げましたように、その企業がまだ設立されてない、つまり間に合わないときにこの直接利権取得というのが動いてくるケースが非常に多いわけでございますが、将来その会社の主要メンバーとなりまして株主会社その他と話し合ひをいたしまして、そして一年以内に会社をつくつてそしてそれに譲り渡すということを得まして、その後相手を探す、しかも売れないということになりますと、これは資金の効率的運用の面からいろいろ問題がございまして、できるだけ契約いたしますときに譲渡先の企業は一応予定しておく、あるいはその企業に投資をする会社と話し合ひをしておく、こういうふうにするわけでございます。

それから、お尋ねの利権の譲渡価格をどういふように扱つかうかということでございますが、これに

つきましては、いま申し上げたように大体譲渡先が特定されるわけでございますが、公団がその利権を譲渡いたしたときには、公団が支出したしめた費用を回収すればいいということで実費で渡すというのを考えております。大体その対象となりましては資料の購入費とか、交渉の諸経費とか、保証金を積んだ場合は保証金、それからサインをいたしたときに一時払いのサインボーナスといふものがございまして、そういうような費用につきますと、これは特別勘定を設けまして、そして譲渡するときにその企業からこの金額を徴収して譲り渡す、こういうふうを考えております。

○玉置委員 それともう一つ突つ込んでお伺いしたいのですが、結局それは総合商社もしくは石油会社と石油会社と探鉱会社等々がプロジェクトになったものに譲り渡す場合が多いと思ひます。石油開発公団は、ある会社が開発するものにもしくは会社が一緒にやるものにもいいんですね、そういう形でおやりになるわけですが、その利権を取得した場合、いつか御説明がありまして、中東諸国のようなところでは会社よりはその代表である公団等の方が、そういう場合には話がしやすい場合がかなりあるのじゃないだろうか、こう思ひますから、それがあつても成功でやつていく。どうせどこかへ渡しても成功のには、石油公団というから公団が余りにも仕事が多岐にわたるのかわかりませんが、イタリアのENIのようなああいうものができまして探鉱までやつて、そして当たるか当たらないかもある程度調べて、そしてどこかに渡すということも私はあるのじゃないだろうかという感じがするのですが、そこまで行くのは時期尚早なのか、ともまだそこまでの機構ができませんかということなのか、そういうのは民間にまかせた方がいいのか、どのようなお考えですか。

○増田政府委員 石油開発公団が利権取得しましたものにつきまして、せめて初期段階の探鉱をやらせるべきではないかということでございますが、

が、現在石油開発公団はみずから探鉱開発の事業が営めない形になっております。御存じのように融資、出資業務、それから今回追加されます業務だけでございまして、みずから探鉱ができないうわけでございますが、将来の問題として石油開発公団というものが、諸外国の政府の石油開発機関と同じようにさらに探鉱をや、あるいは開採をやるべきではないかということにつきましては、私はそういう方向というのが一つの方向だと思つております。ただ、現実には現在石油開発公団には五、六十人の技術者がおりますし、その技術のレベルは相当高いわけですが、もし探鉱を始めるといふことになりましたとやばり相当の人数を海外に出して、そこで張りつけになるわけでございますので、現在の人数を割いて、そして探鉱をやるといふことになりましたと、いまの技術陣の数の他から言ひまして私は時期尚早ではないかと思ひます。ただ、将来の問題としては、先ほど申し上げましたように石油開発公団がみずから探鉱するといふのは、むしろそういう方向に向けることができるかできないか、もっと検討すべきだと思ひますし、また相当豊富な技術者といふものを抱えたときにはむしろ実地に探鉱を行うということが、その技術者にとつてもそれだけの経験を積むといふことになりまして、私どもは将来の課題としてこの問題を検討していきたい、こういうふうにして思つております。

○玉置委員 開発公団の役員なり幹部職員なり技術屋さんといふものは、海外ではどこら辺にどの程度常駐しているのですか。

○増田政府委員 開発公団には石油開発の技術者が、役員にもまた職員にも多数おるわけでございますが、役員につきましては、四人が役員になっております。たとえばこの役員の中で山内さんという方は、アラビア石油が昭和三十五年に最初の仕事をいたしましたときの現地所長でございますし、またそのほかの技術役員も現在日本におきまして地質、物探あるいは石油工学におきましてはレベルの高い人間がなつておるわけでございます。

それから、海外につきましては、これは現在石油開発公団が常時海外の情報を収集するという点で、文献その他情報を収集しただけでなく、現在海外にはペイルート、ロンドン、ワシントン、ヒューストン、四カ所に開発公団の現地事務所があるわけでございます。これは役員は行っておりません。それぞれ役員寸前の高級の者が行っており、こういう形になっております。

それから、石油開発公団の仕事は海外の仕事でございまして、常時何人かの役員が海外に行っておりまして、そして各種の交渉をやっております。現在では直接利権取得ができませんので、今度改正をお願いしているわけでございしますが、事実上は石油開発公団が交渉の重要な部分をほとんどやりまして、そしてあと進出企業が一緒に契約は企業の名前でいうのが実態でございます。これも石油開発公団が七年の経験で、従来からいろいろな海外に行きまして、そして現地でのいろいろな交渉を行ったことによりまして、経験を生かしてそういうことをやっております。

○五重委員 私と言わんとするところは、この公団法の一部改正がございまして、実際はどこのかから総合商社もしくは東京に座っておって向こうから注文が来るのを待っているという姿では、本当は有利なものとはそへ取られてしまふ。そういう意味ではやはり常時向こうに駐在して人間関係をつくっていくぐらいの程度に活動をやらないと、もうこれは総合商社の情報を持っておらなければいようがないような形では本当の国策としての開発がやれないのじやないだろうか、言うてきたものを検討して金だけ渡すというような形ではなくて、もう少し積極的な姿が欲しいと思うので、そういう質問をしたのであります。こういう法律の改正に伴いまして、一段の機構の整備が望ましい、こう思います。

そこで、もう一つは石油開発公団のあり方が、いまのところ考えますと、金を貸すのだ、成功しないだ、それから儲けがふえた、精製も若干あれし

てきた、こういうことになっておりますけれども、そういうような意味で、開発公団を一体どこへ持つていくのか、これが第一点。二番目、いままで金を貸したところで、どのくらいの金額を何件貸したか、件数です。三つ目、そのうち少しでもいい徴税を見出しておるものあるいは現に稼働しておるものは一体どのくらいの件数があるか。四つ目、いまの聞いてからにしましょう。

○増田政府委員 まず一番初めに、公団のあり方あるいは将来をどういうふうに考えるかということでございます。石油開発公団は、ただいま主置先生から御指摘ありましたように、現在では企業に対して石油開発に必要な資金を出資または融資をするということ、みずから開発をするわけではございません。むしろそれを助成するという形になっておるわけでございしますが、ただ今後のあり方として、先ほど私も答弁で申し上げましたように、みずから権利を取得したものについて、少なくとも初期の探鉱段階をやるべきではないかというふうな問題もございします。また政府間取り決めでございました原油の輸入について、この石油開発公団を輸入の一本窓口にするべきではないかという議論もございします。それからまた、石油開発公団は現在、石油開発の探鉱段階までの出資、融資をしておるわけでございしますが、それをさらに広げて開発段階までやるべきではないかというふうないろいろな議論がございします。これにつきましても、それぞれその議論に關しまして問題点、つまり利点とそれから欠点と両方問題がございします。現在それらの問題は検討の段階となっておりますが、現状のままでいいのかどうか、ことに石油開発というものが非常に重要性を増している、ところが他方国際環境からいいますと、石油開発が非常にむずかしくなっている、この段階でいまのままの石油開発公団でいいかどうかについて、私も、私も真剣に考えなければならぬということを思っております。

それから、お尋ねの件数の問題でございしますが、現在まで石油開発公団が出資、融資をいたしてお

ります金額は、四十九年度末、見込みが若干入りますが、大体千六百億円というところでございします。それから、対象企業は、開発会社大体二十九社であつたと思ひます。

そのうち成功した例は何かということでございます。現在すでに生産段階に入っておりますのが石油開発公団融資、出資の対象になりました会社では三社でございます。一つはインドネシア石油資源開発の東カリマンタン沖のプロジェクトでございます。それから第二番目は、アブダビ石油のアドビ沖のプロジェクトでございます。それから第三番目は、ジャババ石油開発で、これはいわゆるADMAという会社にファームインをしたというところで、現在年間八百万キロリットルの石油を引き取っている、こういうことでございします。

それ以外に現在生産準備中である、これは石油開発公団の事業が三、四年前から始まったわけでございします。また石油開発というのは相当長期間を要するわけでございします。また開発準備中であるけれども、これは近く石油がこれによって日本へ来るというものについて、名前だけ申し上げますと、アブダビのカタール沖でやつております合同石油、それからイラク陸上でやつております日本イラク石油開発、それからザイル沖でやつておりますザイル石油、それからインドネシア東カリマンタンでやつております、これはインドネシア石油資源開発のもう一つのプロジェクトでございます。それから、ナイジェリア石油開発がナイジェリア沖で現在生産準備中でございます。それから、もう一つは、これはわが国の大陸架の事業を行つておるものでございまして、新潟県阿賀沖のものでございまして、これは日本海洋石油資源開発と出光日本海石油開発のこの両社に對しまして融資をいたしまして、このプロジェクトは、天然ガスがことしの暮れかあるいは来年からいよいよ生産段階に入りまして、実際に販売に入る、こういうことになっております。

○五重委員 もう質問を終わってまいります。これは不成功の場合合元本を払わないでもいい、このくらい思い切ったことになっておるわけでありまして、かなり慎重な態度が要るのではないだろうか。いまでも慎重におやりなされておいでになるでしようけれども、石油が要るとは言いながら、あまり山師的なことでは困るのであつて、相当長期に経営が成り立つような埋蔵量がなければいけません。それにはさらに埋蔵量とか技術的な要素を慎重に検討しながらやっていたかなければならない、こういう感じがするものですから、一言申し添えたのでございします。

石油の問題との取り組み方等々につきまして、もつと根本的な問題を掘り下げて御質問を申し上げたいのですが、大体一時で終わらせてもらいたいということが初めからの申し合わせでありますし、自余の問題につきましては、いずれ一般質問のとき私大分貯金もたまつておりますのでやることにいたします。きょうはこれで終わって、皆さんの議事進行に御協力をお願いいたします。○山村委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時七十分休憩

午後一時五十分開議

○山村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石油開発公団法の一部を改正する法律案について審査を続行いたします。

参考人として、石油開発公団総裁島田喜仁君、アラビヤ石油株式会社社長大慈彌壽久君及び海外石油開発株式会社代表取締役専務田中武喜君、以上の方々の御出席を願つております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人各位には、御多用中、本委員会に御出席いただき、まことにありがとうございます。目下、本委員会におきましては、石油開発公団の一部を改正する法律案について審査を行つておりますが、参考人各位におかれましては、本案に対し、

それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じます。

なお、議事の順序でござりますが、初めに御意見をそれぞれ十分以内に取りまとめとお述べいただき、次に委員の質疑に対してお答えいただきたいと思ひます。

まず、島田参考人をお願いいたします。

○島田参考人 最初に、手前どもの公団法の改正案について御審議をいただいておりますのに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

ただいま委員長から、十分以内で意見を述べろというお話がございましたけれども、実は十分以内で意見を申し上げるのは私、不得手でございますので、まかり出ておりますから、御質問をいただいておりますことに重点を置かせていただきます。たいというところをお願いを申し上げます。

その意味で一言申し上げますと、公団法の改正の中身につきましては、すでに数年以来、改正を政府等にもお願いをしておりましたわけでございます。率直に言わしていただきますと、御承知のように産油国の資源主権の回復によりまして、いままではメジャー等から石油を買って、その中心でございまして、供給構造が基本的に変わりました。特に中東戦争勃発以来、産油国の資源政策というのは全く私どもの予想しておる以上に急速な変革をいたしました情勢に私どもは直面をしておるわけでございます。かたがた、数年石油の探鉱リスクに挑戦をいたしました民間の実績というものが、言いかえれば石油の事業というものが全くリスクであるという実績があらわれてまいりましたこと、なお御承知のように世界、日本はもちろんでございますが、不況の苦しい事態に追い込まれております。他方、インフレが世界的な旋風となっておりまして関係から、リスク、投資コストが倍以上にござるはね上がっておりますために、従来小型プロジェクトと言われておつたものが大型プロジェクトになりつつある。なお、これから仮に不況を脱出いたしましても、日本経済

は高度成長から低成長路線に切りかわっていくというところになりますと、民間もリスクマネーに対する投資意欲というものが、意欲だけではなしに、その企業の実態からなかなかこれを支出できない、こういう情勢に相なっておりますわけでありまして、そのために公団の機能というものは内外の情勢から実質的には縮小せざるを得ないような総体的な面からの事態が現出をしておるわけであります。

そういう意味で、私は数年来公団に職を奉じておりますが、一面、日夜を問わず微力を尽くしておりますが、その成果が上がっておらない点についてはここで諸先生に深くおわびを申し上げますと同時に、もっと早目に世界のエネルギー情勢の変化に対処しまして、日本全体のエネルギー政策というものを政府並びに国会がおつくりいただければよかったと率直に申し上げたいと思つたのであります。なお、今後ともこの法律そのものの中身はさることながら、もっと大きな意味で日本の苦しい無資源国の事情というものを考えまして、政府も国会も含めまして本当に基本的なエネルギー政策というものを打ち立てていただきたい、こういうふうにお願ひをする次第でございます。

なお、公団法の改正の中身につきましては、御質問に應じましてお答えをさせていただきますと思ひます。

ありがとうございます。

○山村委員長 次に、大慈彌参考人をお願いいたします。

○大慈彌参考人 アラビア石油の大慈彌でございます。

今回の石油開発公団法の改正につきましては、この際石油開発公団の機能を拡充強化をいたしまして、ただいま島田総裁から御説明がありまして、たまたま石油情勢に對処してやうていうふうなふうな承つておりました、はなはだ時宜に即した改正内容であると存じます。

一つ一つの条文ができました経緯等については門外漢でございますので、これ以上の条文については

の意見表明は差し控えていただきました。ごく簡単に、私の会社が操業しておりますのはアラビア湾でございますので、ただいまこれ島田総裁から御説明がありましたことの敷衍のようなことでありますが、最近の石油事情ないし中東情勢といふことについて本当に簡単に申し上げさせていただきますかと思ひます。

現在、先生方も御承知のとおり中東情勢ないし石油情勢そのものが非常な変革期といえます。変動の中にござります。そういうことから、私の会社が当面しておりますことも同様でございます。まして、石油輸出機構、OPECという大きな機構の戦略といひます。そういう政策の波の中に洗われておるわけでございます。このOPECといふのは、よく御承知のとおり一九六〇年にスタートいたしましたので、すでに十五年になりましたが、当時はソ連の安い石油が輸出をされました。アフリカで新油田が発見をされるとか、あるいはアメリカが輸入制限を行つたとか、そういうことと石油の値段が非常に下がりました。石油の輸出国としてはいかにして価格を支えるかというところに大変苦労していたときであります。そのころスタートしましてこのOPECが取り組みました大きな問題として、価格の維持ないし引き上げ、それから資源の保存ないし生産制限、最後に事業参加の問題、こういう問題を目標に取り上げたわけがあります。そのうち価格につきましては資源のナショナルリゼーションといひます。資源に対する主権の宣言でございます。全般的にそういう空気の中で、一九七一年のテヘラン協定以来石油価格の引き上げというものが次第に軌道に乗ってきたわけですが、何と申しまして決定的なものは一九七三年十月の第四次中東戦争であります。そのころから石油の価格は実質的に輸出国が一方的に決めるというふうな形になってまいりました。よく言われますように、現在はアラビアンライต์という標準物で公示価格をとりまして、戦争前の四・三倍、四倍強上がった、こういう状況にござります。

それから、生産の抑制問題につきましても、第四次中東戦争のときから厳密に行われるというふうなことになるわけでありました。

最後に事業参加、パートナーシップと言っておりますが、一九七二年にリヤド協定と言っております一般協定で決まりました内容は、一九七三年には二五％だけ事業参加をいたしまして、一九八一年には五一％という穏やかな事業参加が決められたわけですが、その後は、御案内のとおりあつたと言つて間に引き上げられまして、昨年から湾岸諸国では六〇％、先方が企業参加をするという状況になつております。さらに、最近は一〇〇％といふ話し合いが進んで、そういうふうな状況にございまして、石油の開発事業ないしその操業といふこともこのよう激変の中にあるというのが現在置かれておる状況でございます。

十分御承知の内容でございますが、簡単に申し上げます。

○山村委員長 次に、田中参考人をお願いいたします。

○田中参考人 海外石油の専務をいたしております田中でございます。本来なら社長の今里が参るべきでございますが、先月から入院いたしましたので、目下静養中でございますので、かわりまして出席させていただきます。お許しをいただきます。存じます。

それでは、公団法改正について一言意見を述べさせていただきます。私どもに関係ございましては、公団の方で利権を取得されるようになったというその改正点が直接の關係の改正だと存じますので、その点について述べてさせていただきます。御承知のとおり、石油をめぐる内外の情勢は急激に変化をしております。自主的な石油供給源の確保がいま緊要のことになっております。これはわが国のみならず先進諸国共通の問題かと思ひます。そういうことで、利権の獲得競争は今後ますます激しくなるだろうというふうな思われるわけでございます。石油企業が多くリスクとそれ

から莫大な資金を必要とし、また探鉱開発にきわめて長年月を要するということは申すまでもございませぬ。したがって、このような石油開発を実施できるのは、みずから多くの蓄積を有し、その収益力によって外部の資金借入れを可能にする、そういった国際石油会社のような企業であるか、あるいは国からリスク投資を可能にするような積極的な支援体制が期待できる企業ということになるかと思ひます。

わが国の場合はメジャーのような企業が存在しておりませんし、またフランスのERAPとかイタリアのENIのように国みずからが国策会社を通じて石油開発に乗り出すというふうな手段もとられておりません。したがって、わが国の場合には、民間企業が公団と一体となって石油開発を進めていくことが必要であるというふうに考えております。この点、必要な場合には、まず公団が利権を取得されて、それを民間に譲り渡していただくということも効果的だと考えておるわけです。このような観点から見ると、今回の改正案におきまして公団が直接利権を取得されるようになることは有益なことだと考えておるわけです。私どもといたしましては、過去いろいろなプロジェクトに携わってまいりましたが、いま申し上げましたような資金調達力のほかに技術力の問題あるいは外に對する知名度の問題等、多くの問題を抱えております。特に最近におきましては、産油国みずからが政府機関との交渉を望むケースが多くなつてゐるのも事実でございます。こういう意味におきまして、公団が利権取得業務をおやりになるということとは時宜に即したものと考える次第でございます。

次に、今回の公団法の改正とは直接関係ございませぬけれども、探鉱開発に関する投資規模の大幅な拡大についてお願いしたいと思ひます。

それは財政面におきまして十分な確保に努めていただきたいわけございまして、特に探鉱開発資金につきましては低利資金の確保をお願いしたいわけでございます。来年度の投融资規模は、

承りますと四十九年度の八百億から一千億まで拡大されると伺つておりまして、まことにありがたきことだと存じますが、今日の情勢を考えますと、まだ十分だとは言えないくらいではないかと思つてございします。石油開発企業の体質はまだ脆弱でございます。公団投融資によるところが大きでございます。もちろん私も民間企業といたしましては、できるだけだけの努力を重ねるつもりでございますが、公団投融資はそのためのインセンティブにもなるわけでございます。どうか石油開発企業の育成ということに意を用いられ、今後とも財政、金融、税制面での御尽力をお願いしたいと存じます。

以上、簡単にございしますが、開発企業の現状の一端を申し上げて本改正案に賛成するものでございします。

○山村委員長 以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○山村委員長 これより質疑を行います。質疑の際は、まず参考人の氏名をお示し願ひたいと存じます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。板川正吾君。

○板川委員 ます第一に、アラビア石油の大慈彌参考人に伺ひます。

けさの新聞等によりますと、サウジアラビアのファイサル国王が急死をされた。そして、政変があつたわけでありませぬ。日本なんかにも国王が来られて、なかなかりっぱな識見を持った国王だといふふうに私も感じておつたのですが、これがこつういふ不慮の死に遭つたわけ、まことに痛惜にたえませぬ。

そこで、お伺ひしたいのは、こつうした国王の死による政変、これが今後、アラビア石油にはもちろんであります、OPECの中軸を占めておるサウジの動向といふのは重要な問題だと思ひ

ますので、今後どういふ影響があるだろうか、こつういふ点の感觸をひとつます伺つておきたいと思ひます。

○大慈彌参考人 お答えいたします。

ただいま御質問いただきましたファイサル国王が不慮の御逝去を遂げられたということでございますが、全く思いもかけない事件でございまして、現地で操業しております会社の一員としてしましても、また、たびたびお会いしていただけた方でございますので、こつういふ方としましてはひとしお哀悼の意を表したいと思つ次第でございます。

先生よく御存じのように、同国王は非常に御聡明な方でございまして、国政を一身に背負つておられる。私生活においてもきわめて厳正な方でございしますし、国民の信頼を得ておられた方でございます。国際的によく言われておりますように、反シオニズムといひますが、それから親米の立場をおとりになりました。石油関係だけでなく、中東紛争につきましても穏健派のリーダーである、さらに、回教国における指導者である、こつういふふうに言われておられた方でございます。

国王の御逝去が世界的に衝撃を与えたということとはけさの新聞のとおりでございますが、その衝撃の内容といひますのは、これもけさの新聞をずっと見ますと、今後の中東紛争につきまして非常に悪い影響が出るのではないかと、あるいは石油問題に、たゞいま御指摘いただきましたようにOPECの動き等に関して強硬派が力を得るこつういふようなことになるのではないかと、こつういふ憂慮が表明されているように思われます。この辺の詳細については、推移を待つしか、ちよつと断定的に私が申し上げる自信はございませぬ。ございします、私の会社も含めて、石油事情を考えますと、今後の推移を慎重に見守りたいと思ひますが、それほど心配はしておりませぬ。

今度新しく国王になられましたハリド殿下、今度陛下でございしますが、陛下にも前にお会いしましたが、非常に温厚な中正なことをおっしゃつておいでになりましたし、さらに新しく皇太子に

なられましたファハド殿下でございしますが、非常に自信に満ちた物腰で国政のことをお話しになり、日本についての理解を示し、会社についても非常な理解を示されたことが記憶に新しいわけでございます。

こつういふことで、新しい力といひますが、それで従来の路線を引き継いでいただまして、それほど急激な変化が起こらないであらうと思ひますし、また起こらないことを希望したいと思ひます。こつうも的確な答えができませんで恐縮でございますが、以上のように考えます。

○板川委員 ついでに大慈彌参考人に伺ひます。

アラビア石油が海外に進出をして非常に成功をおさめて、日本の自主開発エネルギーとしてエネルギー政策に相当貢献した。アラビア石油の成功といふのは、その後日本の各企業の海外進出における一つの励みになると思ひますが、非常な体験になった、こつう思ふ。ところが、最近御承知のように一〇〇％のパティシペーションがうわさされておりますし、その前にサウジとアラムコの関係で、これまで一〇〇％といふものがいま出ているわけ。話し合いがついて一〇〇％といふパティシペーションが実行されることになれば、アラビア石油も同じような状態になる。こつうした場合に、一体アラビア石油といふ会社はこつういふ形になるだらう。これは今後海外に石油公団等のお骨折りで利権を持ち、採油権を持つ、こつういふ会社にも相当な影響を与えると思ふので、こつういふ場合にこつういふ結果になるのだらう、こつう思ひますが、この点どう考えておられますか。

○大慈彌参考人 事業参加の問題でございします。現在六〇％の事業参加でございします。私の方はクウェートとそれからサウジアラビア両国から利権を供与されておまして、六〇％の事業参加が決まりましたのはクウェート政府だけでありませぬ。サウジアラビア政府とは決まっております。したがういふで、現状では六〇％の半分の三〇％事業参加でございまして、その分については現地資産に対して補償の金額を受け取りまして、

今後の設備投資等につきましてもその比率だけは先方が経費を持つ、そのかわりにそれに見合う分の原油は向こうの取り分である、クウェート政府の取り分でございます。現在ではそれをまた買い戻すといひますか、そういう形でやっております。従来に比べますとアラビア石油本来の取り分の原油は減ってきたわけです。その分だけ減りました。残りは買い戻しをするという形で販売をいたしております。

お尋ねの一〇〇%でございますが、一〇〇%がどういう中身になるかはもちろんまだ確定をいたしておりません。サウジアラビアとアラムコの間で一〇〇%の話が進んでおると伝えられております。その内容も部外者の推測の域を出ませんが、一〇〇%になった後、どれくらいの油をアラムコが買い戻すことができるか。一〇〇%になりますと、全部向こうの政府の取り分になります。優先的に特権的な地位でそれをどの程度買い戻すことができるか。あるいは操業を実際には従来のアラムコのスタッフがやると思われますが、その場合に操業に伴う対価というのはどのくらいにするのであろうか。それから、新しい開発投資の危険負担等はどちらがどの程度やるであらうか、そういうことが問題になっているのではないかと、そういう報道が専門誌で行われております。恐らくそういうことではあるまいかと思ひますが、もつぱらその推移待ちでございます。いまのところどういう形で落ちつくかは明瞭ではございません。その間クウェート政府から一〇〇%ということ、先般急に出てきたわけでございますが、これまた内容については今後の問題でございます。

○板川委員 島田総裁に伺ひますが、この自主開発原油、日本の石油業法目的に石油の安定的確保という大きな柱があります。そのためには自主開発原油を少なくとも三〇%程度、メジャーのひものつかない原油というのを三〇%程度持つべきであるといふことは、石油業法以来わが国のエネルギー政策、石油政策としてそう主張されておつた。われわれも主張したし、石油審議会の答申等

にもそういう主張が再三載つておる。しかし、現在はやつと一〇%になった程度であります。こういうふうに自主開発原油が伸び悩んでおる最大の原因というのは一体どこにあるのだろうか、先ほど委員長が申し上げましたように、そういう点についてひとつ率直な意見を承りたいと思ひます。

○島田参考人 先生から率直に申し上げることがござひであります。私としては率直に申し上げておるつもりであります。

公団ができました当時、先ほど大慈彌参考人からも、日本の石油開発のためのパイオニアの偉大な実績をおさめられた。当時もそうでござひますが、もともと石油事業といふのはまず探鉱が非常にリスクでござひまして、石油に關しましては統計といふのは大量観察、大数法則になかなか当てはまりませんけれども、大ざっぱに言いますと二割当たればいい、八割はリスクだといふのが常識に実はなつておるわけでありまして。しかし、世界は、御承知のように国際石油企業といふものがもう数十年前からその探鉱リスクに挑戦をしていったわけでございますが、日本にはそういう国際石油企業がござひませんが、公団が、民間のリスク負担を半分は原則として負つていこうという政府の政策に沿つてできたわけでありまして、御承知のように、その当時日本は非常におくれておりましたから、いい鉱区をとうとうと思ひましても、いい鉱区といふのはメジャー等が押えておりましてなかなかいい鉱区がなかった、しかも有望な鉱区がなかったといふのも、率直に申しまして、実は日本がおくれてリスクに挑戦するといふ一つの原因であつたと思ひます。そこに一つ、自主開発の基本であります探鉱から始まる行き方が問題であつたと申し上げざるを得ません。

それから第二は、資源ナショナルリズム、資源主権の回復のために、要するに産油国が有望な利権はむしろ自分がリスクを負担して探鉱開発をしていこう、そのために金が足りないから、その探鉱開発資金を参加会社から借りようというムードがある。私は判断をしたわけでありまして、そのため

に私は産油国にアプローチしまして、そういう方法とはれないかといふことを考えましたのが御承知のように融資買油でありまして、この融資買油をもつて三年以上前から政府に要望しておつたけれども、実はその行き方といふものが政策として具体化されなかつたわけでありまして。その一部が今度の法案の内容になつてあらわれておりますが、ところが実はその当時としてはそういう方法を産油国が考えたと思ひますけれども、先ほど大慈彌参考人から申されましたように、御承知のように価格は上がる、あるいはパーティシペーションが始まるということ、要するにオイルグラブが産油国に集まつてまいりましたから、そういう金を参加国に期待しなくてもいいというムードに、冒頭申し上げましたように世界の資源政策が変わつたわけでありまして。

それで、今後どういふことになつていくかといふ一つの見通しを考えますと、自分で掘る、足りないところは金を借りるけれども、自分で金を出していく。そうしますと、掘つたり開発で成功したときに、その掘るための技術料なりあるいは開発をした操業費を要するにコントラクター代として払つていこう。そうすると石油に關係なくなるわけでありまして。石油は別の観点から、たとえば日本に例をとりますと、日本の民間なり政府なりと、その出た油といふものを長期的に安定供給を確保するといふギブ・アンド・テイクでありまして、単に掘るだけではない、あるいは製油所をつくる、あるいはそこにペトケミ工場をつくる、港灣設備をつくる、パイプラインを敷く、タンクをつくる、そういうパッケージでもって、要するに出た油の長期的な安定供給とギブ・アンド・テイクになるわけでありまして。そうなりますと、それはもちろん油をかうわけでありまして、単に油を原油で売るだけではなくて、製油所をつくりまして付加価値の高い製品を供給していこうといふ問題に相なるわけでありまして、私が申し上げました公団が探鉱だけを中心にやつていくといふ考え方から、安定供給といふのを広く見ますと、

資源政策が変わつてしまつたわけでありまして。私先ほど申し上げました総合的な安定供給の道といふものを考えまじやうとなかなかできないといふことになる。もっと広い範囲で油を長期に買つたりあるいは探鉱開発しようと思ひまして、みずから資源国がやろうといふことになつてきますと、要するに全体的に安定供給の道を考えなければならぬわけでありまして。

私はもう一つの問題をいたしまして、すでにある会社が産油国と契約しまして、要するに開発油田を発見してその石油を売つておる、そのほかに探鉱地も持つておるといふ、いわゆる探鉱と開発をミックスした地域に対して参加をするといふ問題も、実はすでに三年ぐらゐ前から強く政府に要望しておりましたけれども、これも一つの政策として実らなかつたといふことでありまして、率直に申しますといふと、七、八年前から日本も探鉱リスクに挑戦したり、長期的な安定供給という道を探ろう、そういう行き方をやつておれば、自主開発の行き方といふのはもう少しあつたと私は思ひます。

ところが、どんな世界的情勢は変わつていきますから、それを追いかけていかなければ日本の安定供給といふのは困難であります。無資源国でありますから。そういう問題こそ実は多様化の問題でありまして、それには日本政府も民間もそれに取組んでいかなければならぬわけでありまして、公団におずかの探鉱の金を出したからといって、日本の安定供給はできないと私は思ふ。ここが基本でありまして、今度の法律改正案も結構でありますけれども、実はもっと早目に手を打てば幾らか効果があつた。私は数年間やつておりますから、そういう点は肝に銘じておりますので、その点を申し上げさせていただきますと思ひます。

○板川委員 これは島田さんとほかの参考人にも伺ひたいのですが、日本の石油外交、どうも政府の石油外交といふのは、石油政策そのものがメジャー依存であつて、自主開発を積極的にやろうという態度が従来なかつた。したがつて、日本政

府の石油外交というの実はあつてなきがごとき状態である。たとえばアメリカの場合には、ニクソン大統領だったり、あるいは副大統領だったり、政府の要人がアラビアにはしょっちゅう行つて、それぞれの国との友好関係を深めておる。日本では石油ショックの最中に前通産大臣と三木さんが使ひをしたという程度で、その後これという石油外交の展開がない。こういう日本政府の石油外交の欠如というの、自主開発原油をふやすことにならないう一つのブレイクになつておるんじゃないかと思ふのですが、この政府の石油外交というのについて、参考人にそれぞれの御意見を簡単に承りたいと思ひます。率直な所感といひますか、思つてゐることを言つていただきたいと思ひます。

○島田参考人 資源外交といひましても、いわゆる外交だけではございせんので、石油の問題といふのは非常に複雑でございまして、非常に要緊な事項といひてございまして、最も持てるアメリカを例にとつていただくとわかりましますけれども、実はこの間私もアメリカに参りましてその実態を知つたわけでございまして、御承知のようにニクソン時代からエネルギー政策といふのは大統領領みずから政策を打ち立てて、そしてこの推進を図つておられます。いまプロジェクトインベンデンスをめぐりましてその具体策に狂奔しておるわけでございまして、ただ政府と野党との間が、ちよつと見ますといふと攻防を展開しまして、四つに組んでおるわけでございまして、いふことは、本当に持てるアメリカがエネルギー不足になつてきたのをどう打開していくか、しかも世界的に複雑になつてきたエネルギーの安全保障という面からどうしたらいいかといふのを、全く野党の幹部も大統領も大臣も四つに組んでやつてゐるという、それだけを見ましたときに、日本は本當に私は冒頭に、力がなくておわびをいたしましたけれども、そういうのを見えておりますと、日本は政府も与党も野党も民間も全部一緒になつて、この無資源国日本が取り組むような、なぜかといひます

と、日本は資源がありませんから、当然それが外交になる。そういう意味で私はぜひこれはお願いしたい。資源のない日本は、首相みずから、政府みずから、野党も与党も含めてむずかしい問題を乗り切るような方向で、もつとひとつ前向きをお願いしたい、率直にそう思ひます。

○大慈彌参考人 御指摘いただきましたように、率直に申しまして従来石油外交といふのは非常に弱かつた、あるいはアラブ外交が弱かつたと言つてもよろしいかと思ひます。そういう意味では、一昨年の十二月に三木総理がアラブにおいでになりましたが、あれからそういうことが次第に軌道に乗つてくることを期待をしております。

先ほど島田総裁からも、自主原油の開発ということについても、製油所とかパイプラインとか、いろいろ総合的にパッケージで考へるという時代に来たといふお話がございまして、そのとおりでございまして、さらに広く言ひますと、経済協力あるいは技術協力全般の問題であらうと思ひます。石油を安定的に供給するためには工業化開発に協力をしてくれた国にいろいろなことがよく言われましますので、そういう意味から、単なる石油だけではなくて、今後ますますそういうものも含めた全体的な外交が行われることを切に希望いたします。

○田中参考人 私どもとしてはまだ乏しい経験でございましてけれども、アメリカや英国のメジャーといふいろいろ接触する機会がございまして、たとえばサウジアラビアでありますとかそういうところで新しい利権を獲得するといふことでいろいろ努力もしておるわけでございましてけれども、そういうことをやりますにつけ、日本の場合には開発企業の脆弱さといひますか、底力のなさ、蓄積の乏しさ、そういうことを痛感するだけに、やはり政府の方の大きな御援助、バックアップを特に必要とするように思ひます。

それで、いろいろなそういうところに入つていつて経験することは、自分自身が強くなければならぬといふことをまず第一に痛感いたしますけれども、同時にやはり時間の問題があるし、それに間に合うような状況で利権も獲得しなければならぬと思ひます。開発も進めなければならぬ。そういう意味で、今後総力を挙げて資源の開発、石油の獲得には努力しなければいけないのじゃないかといふことを痛感してゐるのが現状でございまして。

○板川委員 時間の関係で最後の二問にいたしますが、日本の自主開発原油といふのが、目標は立つておるけれどもさつぱり進展しないといふのは、やはり私は財源に問題があると思ふのです。フランスやイタリアあるいは西ドイツ等から見まして、日本の自主開発原油に関する投資の額といふのは非常に少ない、消費量の割合から言へば全くと少ない。ですから、そういう財源の確保といふところに最大のネックがあるのじゃないか、私はこう思ふのです。たとえば石油関係の関税それから消費に關係するいろいろな税金、こういうものは膨大な金額になつておつて、関税は石油特別会計から今度の公団などには若干来ておりますけれども、大半は道路や一般財源とされ、あるいは石油関係に使われておる、こういう形になつておるのです。ですから、私は石油関係から上がる税金の一定部分を石油を開発する投資資金に回してほしい、こういう注文なり要求なりを政府に出すべきじゃないだろうか。そういう声がないのはまことに残念であります、そういう点に対する各参考人の御意見を承つて私の質問を終わりたいと思ふので、とりあえず簡単に御所見を承りたい。

○島田参考人 私は、どういふ財源を私どもがあるいは民間とともに使わしていただくリスクマネー等に使うかといふ財源の問題はいろいろあると思ひます。ただ、少なくとも私が率直に申し上げられる点は、要するにこれから、量の問題はもちろんでございまして、質の問題が実はございまして、この二つの面からお考えをいただく必要がある。

簡単に申しますと、特別会計といふのが三年ぐらゐ前にできましたけれども、これは要するに輸入する石油の量で関税収入といふものが決まるわけでございますから、したがつて量がふえない限りは、価格が上がりましては財源はふえてまいりません。それに私どもは縛られております。今度の五十年年度の投資資金の内訳を簡単に申し上げますと、約一千億と先ほどお話がございましたが、その中で、大部分といひますか、約三百五、六十億がその特別会計でありまして、その同じく借入の額が郵便貯金、年金等でありまして運用部からの借り入れであります。あとは百三十億ぐらゐが要するに公団債の発行でございまして、それが財源になることと、逆に融資の場合にはだんだん融資条件が悪くなつておるわけでありまして、そういう点がございまして。

そこで、財源をどこに求めるかといふことでございまして、率直に言ひますと、このエネルギーといふものは国民も使うわけであります。同時に、国の立場からしてこれを確保しなければならぬといふことになりまして、そういう一部の過去のいきさつから出た財源ではなしに、もつと全体的な見地から、本當にこのエネルギーに対して出していく金といふものは国民も含めて国全体としてお考へいただいて、必要なところには出すといふ一つの政策に沿つた方針をたつていただきたいといふことをぜひお願いいたします。

○大慈彌参考人 私の会社といたしましては石油開発公団にもいろいろとお世話になつておりますが、現在アラブ以外で開発はやつておりませんので、そういう意味で直接資金を借り入れるという状況にはございせん。そういうことでつまびらかにいたしましたませんが、自主開発原油の確保のために資金が大きな要素であるといふことはもう否めないところでございまして。ただいま先生がおつしやいましたような方法等によりまして十分な財源が自動的に確保できるということ、はなはだありがたいことではあるまいかといふふうに考へます。

○田中参考人 初めの御説明のときに申し上げましたように、私どもとしては、来年度の公団の投入する石油の量が関税収入といふものが決まるわけでございますから、したがつて量がふえない限りは、価格が上がりましては財源はふえてまいりません。それに私どもは縛られております。今度の五十年年度の投資資金の内訳を簡単に申し上げますと、約一千億と先ほどお話がございましたが、その中で、大部分といひますか、約三百五、六十億がその特別会計でありまして、その同じく借入の額が郵便貯金、年金等でありまして運用部からの借り入れであります。あとは百三十億ぐらゐが要するに公団債の発行でございまして、それが財源になることと、逆に融資の場合にはだんだん融資条件が悪くなつておるわけでありまして、そういう点がございまして。

融資枠が千億になったということに対して非常にありがたいと感謝しておるわけでございます。しかし、先ほど申しましたようにやはりもっと金額が必要なのではないかと思っております。同時に、先ほど総裁もおっしゃいましたようにその中身ができるだけ低利であってほしいということを強く望むものでございまして、その辺の御配慮を格段にお願いしたいと思います。

○板川委員 時間となりましたから、終わります。

○山村委員長 この際、参考人各位にお願いいたします。各委員それぞれ持ち時間がございまして、できるだけ簡単にお願いしたいと思います。

佐野進君。

○佐野(進)委員 私は、特に田中参考人と島田参考人に聞いてみたいと思います。

田中参考人は、本法律の改正がきわめて有益である、こういうようなことであるというお話があったわけであります。私も、この法律は今日の情勢の中で必要であるというのを認める立場で審議をしておるわけでありますが、日本の石油開発ということがそういう全体的な要望の中で具体的に成果を上げているかどうか、そういう面から見たとき非常に心もたない感じを持つわけであります。ただ法律を改正し、その状態をいわゆる前進前向きに形を変化させるとは言いながら、この程度の改正で果たしてそのことが達成できるのかどうかということでは疑問を続けておるわけであります。したがって、その中で一番大きな問題としては、いわゆる開発事業に携わる企業の体制が確立されていない、人的にもまた資本的にも、あるいはその他の条件の中でも確立されていないというところを私は強く指摘しておるわけです。

そこで、田中参考人にお尋ねしたいのですが、いわゆる海外石油開発は四十五年に百五十億の資本金をもって設立され、それぞれの状態の中で仕事をやりこなされておられるわけでありますけれども、今日、この公団法改正の条件と関連した形の中で、あなたの会社が今日までやってこられたその実績、いかなる実績を上げておられるか

という点について、簡単に結構ですが、全部言えないなら二、三で結構ですから、ひとつ具体的な例で示しをいただきたいと思ひます。

○田中参考人 いま海外石油といたしましては、直接関係しておりますプロジェクト会社には一〇〇%出資しております。現在、利権を獲得すべくまだ努力中の会社は除きますと、ジャバンプ石油と合同石油、これが油をすでに発見し、それからジャバンプ石油の場合には現在こちらに油を持ってきておりまして、四十八年度に八百三十万キロリットル、それから四十九年度は三月の見込みでございまして、八百九十五万キロリットルでござい

ます。これは中東から持ってきておるわけでございまして。合同石油の方は、これは私の方が中心でやっておるわけではございませんで、参加をしておる会社でございまして、これは開発計画が大体順調に進みまして、この七月から日産三万バレルの規模で生産に入るといふ状況でござい

ます。それから、いま進行中のものとしては、これも参加しておる会社としてベンガル石油、これはバングラデシュでございまして、もう一つはサハリンの大陸だなどのサハリン石油開発協力の二社がございまして、これはまだこれから探鉱を開始するといふ段階でござい

ます。それから探鉱をする会社でビーエヌジー、これはニューギニアでやっております会社でございまして、これに参加しております。これが大体いま可能性が残っております会社の実情でござい

ます。○佐野(進)委員 続いて、田中参考人、それでは失敗した例は、失敗したというか撤退したというか、いわゆる投資はしたけれどもうまくいかなかったという例がありましたらひとつお示しをいただきたいと思ひます。

○田中参考人 それから、うまくいかなかった例といたしましては、コロンビア石油、それからもう一つオセアニア石油の二社がござい

ます。コロンビア石油の方は、海外石油としましては一億八千万円を出資いたしました。これは全体の一〇%と、まあ、うまいかなかなかた例といたしましては、コロンビア石油、それからもう一つオセアニア石油の二社がござい

ます。コロンビア石油の方は、海外石油としましては一億八千万円を出資いたしました。これは全体の一〇%と、まあ、うまいかなかなかた例といたしましては、コロンビア石油、それからもう一つオセアニア石油の二社がござい

ます。コロンビア石油の方は、海外石油としましては一億八千万円を出資いたしました。これは全体の一〇%と、まあ、うまいかなかなかた例といたしましては、コロンビア石油、それからもう一つオセアニア石油の二社がござい

ます。コロンビア石油の方は、海外石油としましては一億八千万円を出資いたしました。これは全体の一〇%と、まあ、うまいかなかなかた例といたしましては、コロンビア石油、それからもう一つオセアニア石油の二社がござい

ちよつとに当たっております。それから、オセアニア石油の場合には四千万円を出資いたしました。これは全体の三・六%。この両社の場合には残念ながらうまくいきませんで、先般鉱区を放棄いたしております。

○佐野(進)委員 私の聞いておるところによると、百五十億の資本金を持つ海外石油開発株式会社もその業績余り上らず、出資会社からの資本の参加に対して積極的でない情勢が出てきていて、このようなうわさも聞いておるわけですが、そのような状況はござい

ますか。
(委員長退席、萩原委員長代理着席)
○田中参考人 ただいま申しましたように、現在のところ百五十億の資本金のうち現実に出資しておりますのが百十三億程度になっております。それで、いま申し上げましたようにうまくいきませんでした例は、コロンビアの一億八千万とオセアニアの四千万、このうちオセアニアの方は、実は先ほど申しましたビーエヌジーというニューギニアの会社の方で、実体はそちらの方で活動しておりますけれども、その方にも、わずかにばかりでござい

ますけれども、三千七百五十万ほどいま出資しております。これはこれから探鉱の段階でござい

ます。そういうことでございまして、海外石油としてはいままだ配当をするというふうな業績を上げるところまでいっておりませんし、どうしてもこの問題は、やはりこの数年間は探鉱を主とするような状況を続けるということになります。それで、株主各位に対しては、その点はもう少し長い目で日本の石油資源確保のためにひとつ御協力をいただきたい。

それで、見通しとしては、こういう急激な変化のある時期ですから非常にむずかしいのですけれども、しかしそれはそうとして、だんだんに新しい秩序ができていって、その辺はまたそれなりの企業形態を十分とり得るようになるはずであるといふようなことで、いま御協力をお願いしております。私の方に限る限り、まだ出資問題で

直接どうということはないと思ひます。

○佐野(進)委員 私はなぜこんなことを聞いておるかとお聞き上げますと、先ほど公団総裁も言っておられますけれども、今度は一億の子算になる。したがって、投資が一億といたうのはこととしてありますから、逐年ふえていくであろうといふことは間違いないわけですね。しかし、これに対して総裁は、二割が成功すればいい方で八割は全く成功しないんだ、こう言っておるわけですね。そうすると、一億とすると八割、これは探鉱が全部じやござい

ませんが、五百億としても、八割といふことになると四百億、これがいわゆる国民の金といふことになって、それが失われていく。もちろん二割が上ったことによつてその損失を取り返すこともできるわけですから、それは算術計算でいくといふことは私も考えません。いずれにせよ、そういうような重大な危険性というかりリスクといふか、そういうものを持つ企業に対して、あなたの方も直接投資をしておるであろうし、公団もそれに対する投資をしておるということになるわけであり

ます。したがって、この企業、あなたの会社の持つ企業といふものの果たさなければならぬ役割が大変大きいということを私も考えているわけであり

ます。

そこで、この仕事を成功させるという意味において、きょう今里さんをお呼んで、今里さんに私はそれを少し聞こうと思つておたのですが、情熱は結構ですけれども、この種日本におけるところの資源問題を取り扱う会社の責任者として、政治的あるいは財界人的感覚のみでものを処理する。たとえばチメニの開発であるとかあるいはシベリアの開発であるとか、その他それぞれいかにありま

すけれども、おやりになつていけないと私は言うのじやないものでありますけれども、しかしこの海外石油開発株式会社という会社、これから直接投資をしておる関連会社等々に対する責任あるお立場に立つて、直接的にこの業務に携わるといふことについては無理があるんではないか。むしろ国民の期待にこたえ、石油公団等を通じて出

るべきことではないか。

と、私は思ひます。

されるその巨額なる資金を運用するには、いまいしくこの会社の内部体制の整備等々が行われてしめるべきではないか。あなたは、失敗はこれだけで済む、こうおっしゃっておられるんだけれども、これは経過中のものは、失敗だか成功だかわからぬわけですよ。たまたま成功したとおっしゃって、たとえばジャバ石油のこれは、開発したんでなくて利権料をお払いになってその原油を確保しておられる、こういうことですか。もうで上がったものを買っているということだけだと思ふのですよ。たまたま合同石油の場合が、試掘に成功して出たという唯一のものではないかと私は考えるわけですね。会社ができてからすでに五年にわたる状況の中において、ですから、そういう点について会社運営についてどうかということをお伺いしたいと思うのです。

それから、時間がございませぬからこれに関連して総裁にお聞きするわけですが、あなたの方の公団は、海外石油開発株式会社の出資会社に融資をされておられるわけですね。海外石油開発株式会社そのものには融資はしておりませぬですね。——

参事の方から。

○田中参事 確かに御指摘のとおりでございまして、私も、いかにして効率ある探鉱開発を進めるかということに実は日夜腐心しておるわけでございまして、その点について一番感じますことは、やはり技術力の不足でございまして。何としても技術力を充実させんと、そういう意味での効果もなかなか十分にはいかないと思ひますし、これについて何とか案はないかということをお聞きがね考へるわけでございまして、日本全体で一番いまだ問題なのは、石油開発について技術力が不足しているということじゃないかと思ふのです。かねがね通産省、公団におかれましてこの点については着目されて、できるだけ早い機会に充実を図りたいというお心組みがあるように聞いておりますし、私もその点では何とか御協

力申し上げて実を上げたいと考えておるんですが、いま先生のおっしゃった点を前提にいたしまして、私もがみずから省みていまい一番早く何とかしなければならぬと考えているのは技術力の問題でございまして。

○島田参事 御質問のポイントにお答えをされているかどうかわかりませんが、実はこれは全体の問題でございまして、日本というのは、先ほど申し上げましたようにアラビヤ石油を除きますという、単独で国際石油開発に挑戦をするような会社はなかったわけにございまして。したがって、公団がみずからその事業をやるわけではございませぬし、特に最初は民間がこのリスクに挑戦するつもりで乗りまして、意欲に乗って公団がこれに援助をするということになったわけにございまして。そこで、実はできる会社というのは、残念ながら石油の開発に経験のある人ではない人たちが、あるいは株主も同様でございまして、そういう人たちがなかなか金を出さないのを、民間で是非動員をしてくださいと、まあ率直に言えば国の金をなるべく少なくするつもりでお願いした、それで民間から公団は非常に消極的だと言われた時代があるわけにございまして、そういうことでございまして、いまだ石油の開発をしております会社というのは、私から言いますれば、開発企業の実態から見たらほど遠いということに率直に申し上げざるを得ない。これは日本の歴史が誤ってございまして、外国の企業というのは数十年前でございまして、メジャー等には技術陣が二千人から三千人おる。日本は恐らく全体で技術陣が数百名でございまして、百名でございまして、その人たちは要するに技術は持っております。秋田、新潟、山形等々掘り出したから、ところが、日本のような温暖なところでない海外の現場に行きまして、灼熱のところ、原始林の中であるというところになりますと、まず言葉の関係があるわけですね。そういう点から言いますと、海外活動のできる技術屋さんというのが非常に少ない。その上に、公団の対象企業でもラウ

ンドで申しますともう四十近くになつていと思ひますが、そういうところに技術陣が知らまかれてしまった。そういうことになりまして、なかなか技術力の結集というのがございませぬし、いま田中参事から率直なお話でございまして、これをどうするかというのには、本当にもとの技術陣が不足である、その不足の中でも海外活動のできる技術陣というのは、非常に厳しい現場に行つておるわけですから、そういう点から言いますと、これは私も通産省にもお願いをして、要するに一刻も早く技術者の養成をしないと間に合わないということをお申し上げしておるわけにございまして。

それからもう一つは、海外石油に限らず、株主といたしましては幾つかの企業に、開発企業としてございまして、海外石油はまだ企業の数から言へばありまして、海外石油は少ない方でありまして、一つ問題が、私たちが先ほど申しました海外開発油田と探鉱地域とのミックスしたところに参加するという問題を、政策としてでなしに具体的プロジェクトとして実は私も関係いたしました。政府も関係はいたしました。そこで、それがその中心になつてやるかというときに、いまのような資金動員力が相当なものでございまして、そこに今里社長が初め財界を含めまして、政府とも一緒にございまして、もうすでお話したように、探鉱リスクのみでなしに——一定の油はあるわけですね、それをさらに探鉱リスクをあれしなごうと、それをいう前提で、三〇%入りまして、その金が海外石油の企業には非常に多いわけでありまして、その他の企業には恐らく私はいくつか——実は海外石油というのはいくつか、恐らく誤つた御勘弁をお願いいたしますが、恐らく多くて十数%、もっと少ないワン・オフ・ゼムの参加しかしておらぬと思ひます。そこには中心になる株主というののございまして、その点は、要するにむしろほかの企業より

りも数多く参加しているところが少ない。問題はADMAの、要するに大きく投じた金の問題であらう。

もう一つは、これからは実は問題がまた起こってくるわけにございまして、冒頭に申し上げた、要するに日本が不況から安定路線に行つた場合に、条件が非常に悪くなりますから、先ほど私は八割、二割と申し上げましたが、二割でも当たりまして、あの当時は一〇〇%エクイティ・オイル、コスト原油が入つてきますから、それでメジャーはもうけたわけですね。超過利潤を搾取したといわれるのはそこにあるわけですが、もうそういう時代ではないわけですから、日本はプロフィットは少なくてもエネルギーそのものを幾らかでも多くするというそういう行き方をしなければならぬですから、民間企業にとつては非常に問題になってきます。そういう意味では、どうしてもやはり民間の財界の動員力を持った人が経営者となつていただかないと、先ほど先生のおっしゃったとおり国の金をとどろ、リスクマネーを出していただかなければならぬわけですから。

私が数年前どういふことを一番心がけたかという、一つには民間の資金をやはり何としても動員してもらいたい。動員するためには、要するにいまの政府の、量だけでなしに質のいい金を動員していかないと誘導にならないわけですね。だから、たとえばここで率直に——時間がちよつとあれして申しわけありませんが、十年くらい前からドイツは要するに探鉱の資金を融資しておるわけですね。この融資をしておるときに、探鉱中の金といたつては無利子なんです。大体探鉱から開発に行くまでに数年から七、八年かかるわけですが、その金利というのは無利子でありまして、公団ができたときにも、要するにドイツ方式というものを考えておつたが、実はこれは実現しなかつた。そういうような質の金を出しませぬと、これから民間はなかなか出し渋る。それで、国がみんなこれを出すかという、私もこれには問題があると思ひますし、恐らく先生もそうだと思う。だから、民間の

資金を動員するという面での力のある人が経営者になつてもらう。率直に言いますと、素人であることはもう日本はやむを得ない。

もう一つは、先ほど田中参考人から言いましたアラビヤ石油のように長くなりまうと技術を持っておりませんが、そうでないところは全く技術陣が私底した中で技術を持っていかねければならぬ。それから、この技術力の問題がある。この二つを全体的にどうしていくかというのには非常にむずかしい問題でございまして、いまこれを統合するといつても、いまのように失敗したところと一緒になるといったら、なかなかありませんから。

それで、もう一つはドイツ方式で、これは通産大臣にもお願いし、ここにおけるエネルギー庁長官にもお願いをしておるプロジェクト成功払い方式、しかも探鉱中は無利子という質の問題を少しでも——これで民間が前向きにリスクに挑戦するということには限りませんけれども、そういうような問題を是非ひとつ考えていただきたいといううことを政府にも申し上げておる次第であります。

○佐野(進)委員 時間が来ましたから質問を終わりますが、ただ私のいままで質問したことを各参考人はよくその意味をくみ取って御努力をお願いしたいと思います。

○萩原委員長代理 中村委員。

○中村(重)委員 島田参考人にお尋ねいたしますが、直接利権を持つていないために不利益というのか、あなたの方が業務の遂行がうまくいかないという具体的な事実としては、どういうことがあるのですか。

○島田参考人 それは率直に申しますと、私どものやつてまいりましたのは、民間がよく接触をしまして、かつては利権——利権という言葉は悪いのですが、いまは契約締結権でございまして、要するにそういうものを前提にしましてあれしてきた時代がありますが、私も、民間のやれない場合というのは、むしろこつちがいというような内容の締結をするための権利を得るための交渉をす

る。そのときはこちらから積極的に進みまして、そうしてどうだとうだとうやるわけですから、そのときに、これはもうここで具体的に申し上げるのははばかるほど実にはこちらが辛苦した場面もあるし、実際にそういう場合があるのですが、まず公団という組織は初め外国でわからないわけですが、何をやるかという、まず探鉱だけで開発を一本もあれしないというふうな問題がありましたときに、契約の締結ができないものがこの行つて交渉するというのは、これはもう向こうから言えば全くなかりませんから、それでいよいよ契約締結をするのは、会社がまだできておりませんから、ということには要するに利権が取れないのに会社をつくつちやたら大変なことになるから、そうしますと、会社の方はまだできない、その間にかわつてやるときに、今度は契約締結するのは、会社もわからないから責任者もどういふ人間が行くかわからないでやるわけですから、これだけ申し上げたら、それだけでもうおわかりになると思う。それを私も公団が、そういうことでもわれわれが交渉すれば大丈夫だ、話がつけばいいんだということをわからせるためには相当な苦勞をして、行きつ戻りつしておるわけです。

それから同時に、ほかの企業と一緒に競争すると、ほかのところは話さなければすぐその場で調印ができますけれども、帰りますと民間を動員しまして会社の株を出し合つところを決めて、社長を決めて、その間に時間がかかるわけですから、日本だけが一番遅くなつてしまふわけです。だから、そういう例を見ていただくと、本当におわかりだと思ふ。私も利権の取得ができないために、どのくらい苦勞したかわからない。ある意味から言へば、前にもここで申し上げたように、締結権がないにもかかわらず、私も越境をしておつたということも申し上げざるを得ない。

それから同時に、民間と行く場合でも、民間は先ほどのように経験がございせんから、要するに私も一緒に進んで交渉しておるということ

であります。ですから、こういうことがおくれればせながらできたということは非常に結構でござい

ますが、さて客観情勢というのは、先ほど言つたようにむずかしくなりまして、こういう利権取得をあれすることができるようになったから、さあ幾らでもとれるんだらうということになると、情勢は非常に厳しいものがあるということも申し上げざるを得ない、こゝお答えしておきます。

○中村(重)委員 そうすると、その相手国というのか、資源保有国ですね、それは、公団が直接利権を持つていうことをむしろ歓迎するということはお考えになつていらつしやいますか。

○島田参考人 私も、もう私どものところの力の限界がございまして、人員にも限りがありま

すから、要するに民間が契約締結権を持つて、そして交渉が妥結するというのが望ましいといつも思ひますが、たとえば産油国からむしろ民間とは、この会社であつても単独では話がつかないから、公団ははつきりしないけれども、せめてその話をしようということになりますと、その点は産油国は、日本とやろうという場合には、その方が非常に歓迎するということになると私は思ひます。

○中村(重)委員 あなたの方が民間と一緒に進んで話をするということとはよろしいのだし、信頼感というものも持つたろう。しかし、民間はコマースでやりまう。公団即国なんだから、そこで国がこの権利を持つていうことは、恒久主権という点からある種の圧力というものを資源保有国が感じるようなことはないのかどうか。主権侵害といったような印象を与えるということを私も懸念をしておるわけですが、その点どうです。

○島田参考人 まず、そういう点は全部当たつておるわけではございせんからわかりませんが、そういうことはなと思います。と申しますのは、要するに利権という言葉が、御承知のようにもう古いわけではございまして、利権という言葉のあつたのは、昔コンセッション方式と言ひまして、要するにこちらが鉱区に対する権利を持つてござ

いたしました。いまやまさに資源主権ということになりますと、鉱区に対する権利というのは、要するに産油国が持つておるわけではございまして、私もあれしますそのあれというのは探鉱開発に参加する締結の権利と、こういう意味でございまして、その中身は当然に、いま産油国が考えているような資源主権に基づく内容になるわけですから、言葉の問題じゃなくて、その中身はもう絶対に昔のようない権利という形じゃございせんから、その点はもう問題がない。中身によつてあれするといふより、そもそも契約締結の権利がなかったわけですから、その中身の問題ですから、その中身は、向こうがノーと言ふ場合には、その中身は許さないわけですから、その点は法律でどういふふうにして書いてありますから、恐らく利権なんといふ言葉じゃないと思ひますが、そういうことができる権利義務が発生するわけですから、それは中身によるわけである、こゝういふふうに思ひます。したがつて、産油国の資源政策が変わり、資源主権が回復してくれば、中身は、かつてとは全然契約条件が違つてきておりますから、今後とも変わっていくだらう、こゝう思ひます。

○中村(重)委員 おつしやるように、要は中身です。相手国が納得するようなものでないといふ話はまともなわけですね。まともでないんだけれども、やはり民間との話し合いということになつてくると、相手国がどうしても一つの主導権というものを持つていふことになる。国ということになつてくると、日本が先進国であるという点から、相手国に与える印象というのか影響というのか、微妙なものがあるような感じがするわけですね。

先ほどあなたは、いままでの折衝の中で大変苦勞してやつてきているんだ——苦勞はしただらうけれども、まともなやつておればもうそれでいいわけなんだが、それがまともになつた。そのことが相手国にも、むしろまともになつたことによる不利益というものを与えておるといふような事実がなければ、公団が一つの直接利権を持つていうことに対して、相手国が歓迎するということ

になりましたが、いまやまさに資源主権ということになりますと、鉱区に対する権利というのは、要するに産油国が持つておるわけではございまして、私もあれしますそのあれというのは探鉱開発に参加する締結の権利と、こういう意味でございまして、その中身は当然に、いま産油国が考えているような資源主権に基づく内容になるわけですから、言葉の問題じゃなくて、その中身はもう絶対に昔のようない権利という形じゃございせんから、その点はもう問題がない。中身によつてあれするといふより、そもそも契約締結の権利がなかったわけですから、その中身の問題ですから、その中身は、向こうがノーと言ふ場合には、その中身は許さないわけですから、その点は法律でどういふふうにして書いてありますから、恐らく利権なんといふ言葉じゃないと思ひますが、そういうことができる権利義務が発生するわけですから、それは中身によるわけである、こゝういふふうに思ひます。したがつて、産油国の資源政策が変わり、資源主権が回復してくれば、中身は、かつてとは全然契約条件が違つてきておりますから、今後とも変わっていくだらう、こゝう思ひます。

○中村(重)委員 おつしやるように、要は中身です。相手国が納得するようなものでないといふ話はまともなわけですね。まともでないんだけれども、やはり民間との話し合いということになつてくると、相手国がどうしても一つの主導権というものを持つていふことになる。国ということになつてくると、日本が先進国であるという点から、相手国に与える印象というのか影響というのか、微妙なものがあるような感じがするわけですね。

先ほどあなたは、いままでの折衝の中で大変苦勞してやつてきているんだ——苦勞はしただらうけれども、まともなやつておればもうそれでいいわけなんだが、それがまともになつた。そのことが相手国にも、むしろまともになつたことによる不利益というものを与えておるといふような事実がなければ、公団が一つの直接利権を持つていうことに対して、相手国が歓迎するということ

には私はならないと思うのです。理屈じゃなく、いままで具体的な事実をたくさん持つておられるのだから、そのことがこの法律案の改正という形に私は出てきたのだらうと思うのです。だから、あなたがもう長い間公団の総裁をしておられて、であらう、と思うというように、ことではなくて、やはりなるほどということでも私どもが納得し得るような説明でなければ、なかなか私どもも簡単にこの法律案を通すというわけにはまいらない。その点はどうか。あなたは、言葉じりをとらえるわけじゃないんだが、こういうものをつくつてもらつて、もうこれができたような感じを持つて発言をしておられるのだけれども、その点どうですか。

○島田参考人 時間の関係がありますから申し上げますが、最近バンクグレンデッシュというところと探鉱開発の協定ができたわけでありまして、もう二、三カ月前になりました。そのときにラーマン首相も来られたり、あそこのイスラム計画副委員長も、これは大臣ですが、来られて、実は公団と話し合いを始めたが、いよいよ契約の締結ができるというときに、その会社をつくりまして、ということとは、ほかの企業もその場でも締結をしたわけですが、日本はその会社ができておりませんが、時間の猶予をということでは、非常に相手方は不満でありました。日本が先に交渉をしておりましたけれども、契約の締結はおくれただけであります。それで、非常にその点は不満だ、急いでやれということでありましたが、その会社が参りますときに、本来から言えば、会社と向こうの公団との間で調印が行われるわけでありまして、公団がどうしても立ち会え、公団がやはり契約者の一人になることで立ち会えという問題がございましたが、その契約は法律でできない。それで、アグリーメントは、この権利義務はこういう関係で公団は大株主だからあれしてくれ。それで、そのときに一応立ち会う形で最後に契約をしておるわけです。しかもそれが、日本がおそいわけですから、帰つて会社をつくつてという猶

予、ほかはもうみんなずつとあれしまして、契約が一番おくれしております。そのときにも、何としても公団が契約しろということでは主張したわけですね。長いことやつておりますから、人も知つておる。ところが、会社が出ていって、その社長が行きましたけれども、そのときのあれは、率直に言いますと、もう公団が、はっきりしないのですけれども、一応はその中に入り込んで、向こうはそれで契約した。その会社に対する信頼というの、できたばかりですから、ないのです。そういう例があります。

あとは、ビルマの問題でもそうですけれども、ほかはみんなできちゃつて、もうあと一週間でつくれ、一週間でつくらなかつたらほかによつちやうと言つて、飛び帰つて一週間で、要するに簡単に、メンバーも全部決まらずにつくつて、またそれを拡大していくということをやつたわけです。だから、そのときに公団が契約が締結できれば、あとそれだけで向こうは安心して、安心するかどうか、事業はやらぬのですから、多少問題がありますけれども、まあ政府機関であるというところを信頼して、早急に民間に移していくということができるわけです。

その前にも、契約ができないということになると、一体契約ができないのに話して何だということとを、私が公団に職を奉じて欧州に行ったときに、向こうの社長が言っているわけです。契約の締結ができないのに、時間が忙しいのに、君はこれから何を話をするんだ。だから、要するにこの会社とやれるということになつたら、その会社を推薦してあなたはお帰ってください、こういうことです。だから、例はたくさんございまして、時間が長くなりますから、この辺で御勘弁願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 第十九条の「業務の範囲」の第七号に、目的達成業務というのがあるわけです。これによつて公団が具体的にこの業務を遂行してきたという事例がありますか。

○島田参考人 いま聞きますと、具体的なものは

なかつたようでございます。

○中村(重)委員 大慈彌参考人にお尋ねするのですが、あなたの方は、サウジアラビアあるいはクウェート、この産油国との間はトリアルもなくてうまく行つてゐるんですか。

○大慈彌参考人 うまく行つてゐると思つております。

○中村(重)委員 私もこの間クウェート、サウジアラビアに行つてきたわけですが、あなたの方の現場にも参りましていろいろなお話も伺つてきたわけですが、そのときに、この六〇%の事業参加というふうな説明を伺つてきたわけですが、産油国はその六〇%分に対しての最終経費というものは負担をしてゐるわけですか。

○大慈彌参考人 おっしゃるとおりでございます。今後の設備投資経費は六〇%負担をする、その見返りとして原油を六〇%向こうが持つ、こういうことになりました。

○中村(重)委員 傾向として資源保有国の資源ナショナルリズムというのが非常に高まつてきてゐる。そうなつてまいりますと、今後の方向としてはどういふ方向に進んでいくのであらうか。あなたの方は、サウジアラビアあるいはクウェートとの間に、当初は生産量の全部を取得する、それがいまは六〇%の事業参加という形に変わつてきたわけですね。今後は、いま申し上げたようにもつと産油国に有利な条件ということになればうまくいかなければならぬ感じがいたします。その点に対してはどのような見通しを持っておられるのか、あなたから伺つてみましょう。

○大慈彌参考人 六〇%の事業参加でございますと、大体こういう形であるということがすでにわかつておりますが、今後それが一〇〇%の場合に一体どうなるかということはまだ明瞭ではございません。まだ現在アラムコなり、クウェート石油、KOCと言つておりますが、そこ話が進んでいるか、あるいはこれから進むという段階でございますので明瞭ではございません。ただし、従

来考えておりますことは、現地の操業といふものは、やはりあすから現地政府の方が全部やるというわけにはまいりません。従来の蓄積された技術なり経営の経験という点から、どうしても従来どおり操業は行つていくということは当然そうなるかと考えております。したがって、操業は従来どおりする、あるいは現地の操業会社に対して、六〇%のときですと、持株株を持つといふような形もあり得ると思ひます。それから生産された原油は買戻しをしまし、それから販売をするといふような形やら、いろいろ組み合わせが考えられるわけでございます。現在までのところ、向こうの政府の首脳の方とお話をしますと、開発なり操業についての適正な報酬といふことが、利潤は必ず考へる、企業としては当然存続するといふふうには自分からは考へてゐるんだといふような話を聞いております。さらに、石油だけではなかつて、やはりこれだけの歴史が生まれてきましたと、向こうのいろいろなつながりができまして、両国間の経済全体についてのかけ橋といふことが、そういう役割も出てくると思ひます。その、そのような点からまだ会社の存続ないしその意義といふのは十分あらうかと考へております。

○中村(重)委員 いま私がお尋ねをした点について、田中参考人は、今後傾向としてはどういふ方向にまず進むというふうにお考へになられるか、抽象的でも結構ですが、お聞かせいただきたいと思ひます。

○田中参考人 私どもも現在のところサウジとアラムコの交渉の動向を見守つておるわけでございますが、あちらこちらといふふうには決着を見るのか、いまのところ見通しがつかない状況でございます。それで、全体の方向として一〇〇%の傾向にあるといふことが、いよいよサウジアラビア、アラムコの間で実現するといふことになりまして、やはり近隣の首長国連邦でありますとか、カタルでありますとか、そういうところにも影響が出てきて同じような動きをするのではなからう

かというような予測をいまして、状況でござい
ます。

○中村(重)委員 私がお尋ねをしたのは、御承知
のとおり国有化によって利権の接収というのが数
カ国によって行われていたわけですね。そ
こまでいかにしても、条件的に資源保有に
有利な体制というものが確立されなければなら
ぬ、される方向に進むであろう。国連における
この恒久主権の撤回の決議といったような点か
らいたしても、産油国が、当然のこととはい
いながら、相当発言権を強くしてくるというこ
とは、これは考えられることだろうというように思
うんですね。その点に対して、今回の法律改正案
は直接関係はないわけですが、やはり方向
としてはしっかり把握をしておかなければなら
ないのではないかと、島田参考人から私にお尋
ねをしているわけですが、島田参考人、その点ど
うでしょう。

○島田参考人 先生のおっしゃったとおりであ
うと思います。すでに国有化は御承知のようにイ
ラクでも行われておりましたし、リビアでも一部
行われた。それから、特にイランが全くの国有化
ということですので、もう実施をしております。い
ま問題になってまいりましたのは、ちょうどサウ
ジアラビアを中心としますパーティション
の問題ですが、昨日ファイサル国王が暗殺をされ
まして状況がどういふふうに変わるかはなかなか
私ども見通せませんけれども、いままでの要する
にアラムコの一〇〇%問題というのは、国際石油
会社、アラムコのメンバーの首脳部といまして
ても一〇〇%のパーティションというのは、こ
ういう考え方を持っていたと思えます。中東紛争
の平和的解決がまたしばらく遠のきましたから、
この問題もアラムコの一〇〇%パーティシ
ョンに関係があると私は思っておりますが、と
にかくその場合に一体どうなるかということをも
う一度私は私なりの判断で申し上げますと、一〇

〇%になった場合には、油は完全に要するに産油
国のものでありまして、いわゆるエクイティ・オ
イルということではない、いわゆるコスト・オ
イルということではないわけだと思えます。それは
参加者に売っていくあるいは自由な市場に売って
いくという形になりまして、先ほど大慈彌参考人
からもちょっと触れられたようにございませうけ
れども、結局探鉱したり開発したり、操業をして
いくための技術的なフィーなりあるいは操業の
フィーを話し合ひで出していくということになる
と思えます。そのときに国際石油会社というのは、
私が先ほど冒頭に申し上げましたように、単に石
油の開発だけではなくて、精油所に関する能力あ
るいはペトロケミに関する能力あるいはタンカー
その他いろいろな能力というものを持っております
から、そのときにいろいろなフィーとしてあるいは
インフラストラクチャーに対するサービスという
ような意味で、そういうもののギブ・アンド・
テークというフィーというものをわれわれはもち
ろうだけの技術その他の提供ができるという一つの
自信に立っておりますと思えます。そういう意味では、
あくまでもこういう産油国の条件が悪くなつて
も、われわれは依然として従来の考え方をとつて
いくのだという態度も示しておりますから、そう
いう条件になったときに日本はどうかということ
になると、先ほど申しました技術的にも問題があ
りますし、それから総合的な、先ほど大慈彌参考
人からも言われた、いまこれを経済協力、技術協
力という面でのつながりを持つていかないと、要
するに安定的な石油の確保というのは日本にとつ
てなかなか問題があるということをお私どもも痛感
をいたしておるわけでありまして、総合的な対策
が必要である、こういうふうに申し上げたゆえん
はここにあらるわけでありまして、

○中村(重)委員 終わります。
○萩原委員長代理 野間委員。
○野間委員 ほかの委員がかなりお聞きになりま
したので、重複しない形で少しお聞きをしたいと
思います。

最初に、海外のいわゆる自主開発という名の開
発について、先ほど総裁は個別の企業よりも公団
が介入するというか、公団が直接当事者になると
いうことを、信頼度あるいは知名度というふうな
言葉も言われたと思えますけれども、そういう点
から向こうの方が望むというふうな話もあったと
思ふのです。それに関連して聞かれますけれども、
従来の海外の開発を見ておきますと、一開発
一会社と申しますか、しかもこの一会社、ワンカ
ンパニーのの中身を見ますと、それとれたとては電
力とかあるいは商社とか日本の大企業が出資をし
て、そして開発の会社をつくって出ているという
のがすべてなんです。これはたとえ成功率が
二〇%、八割までがだめだという話もありまし
けれども、その関連でやはり一つのスベキ
レーションと言いますか、投機としての何かさう
いうような機能で出ているのではないかと、気が
がしてしょうがないわけですね。つまり大企業は
ほとんど出資をして一つの会社をつくる、出てい
く。その企業の役割りを見てみますと、要するに
リスクというのは出資分だけだ。しかも国から投
融資を受けられる。もし掘って当たらないければ出
資金だけ放棄したらいいのだ。こういうところに
何か海外のいわゆる自主開発の問題があるように
私は思ふわけですね。だから、いままでのような開
発のあり方ではないのかどうか、どのように考えて
おられるのか、まずお聞かせ願いたいと思ひます。

○島田参考人 どうも頭がぼけておるせいか、先
生のおっしゃる意味が、どうすればいいかという
御質問がちょっとわからないものですから、はな
はだお答えのヒントが外れておるかもしれませ
んけれども、先ほど申し上げましたように世界の石
油企業というのは、そういういわばギャンブルで
あるがごとく、スベキレーションであるがごと
き、要するに探鉱開発を長年やってきたわけであ
ります。御承知のようにコストは非常に安くても
全部コスト原油で入りますから、それをパレー
ル当たりで売りますと大変なもうけが実はできて、
それがリスクに対する再投資の蓄積になってお

たわけです。
ところが、日本はそういうことをせずに金を
出して買っておったわけですから、そういうオイ
ルカンパニーがリスクを冒して掘った油を買って
きたわけですから、日本にはオイルカンパニー
はないわけですね。日本にあればどこかやるかと言
えば、国がやるか民間がやるよりしょうがない。
民間も要するに結果的に言つてスベキレーション
であるということも一応はわかりながらも、当
たれば何とか取り戻せるという考え方が七、八年
前にございまして、まだパーティションの
問題なんというのは全然なかったですから、そ
ういう時期にスタートしたわけでありまして、その
めにはリスクマネーを出せるところといえ、い
ま申し上げましたように商社であったり電力会社
であったりあるいは鉄鋼会社であったり、その他
石油に関係ない会社からリスクマネーを出してき
たわけですね。

出しますと、その当時は出資が多かったわけ
でございまして、公団といましては出資でも融
資でもいいし、民間も必ずしも出資に限らない
わけですね。出資がほとんど多くなつてきま
してきまして、こげつくとこの配当ができ
るまでは戻ってきませんから。そうすると、要
するに融資というふうな道が開かれて、民間でも出
てくると思ひますが、そういうことで、要するに
リスクに挑戦をしてきた日本の歴史的な企業秩序
であり政府の政策であったところに実は問題があ
ります。
そこで、今後これをどうしていったらいいかと
いうのは、先ほど申し上げましたようにいろいろ
な問題がありまして、それは政府にもお願いをし、
私どももその問題点というのは知っておりますけ
れども、これは容易ならぬ問題でございまして、
簡単に御質問にお答えできたかどうかかわりま
せんけれども、実態だけ御承知を願いたいと思
ひます。
○野間委員 私の質問は政府にすべき筋合いの
ものですけれども、実務の責任者としてついてお

られるのでお聞きしたわけです。

大体、公団が投資された開発会社、四十数社あるように私は認識しておるわけです。その中で冬眠会社が十社近くあるというふうに、これも私理解しておるわけです。いろいろ調べてみますと、先ほど申し上げたように、これはたしか鉱業連盟のいつかの雑誌にも書いてありましたが、要するに一つの開発を、一つの出資をして会社をつくってやるということのメリットはリスクを分散できることだというのが書いてあったわけです。だから、わつと掘って、政府から投融資を受けて出資しても掘る、掘るけれどもうまくいかなかったら、それがやむを得ないわけですね。あんなに非常に安易な開発がなされてきたのじゃないかという気がしてしょうがないわけですね。探鉱でなくて、たとえば三菱にしてもあるいは三井にしても、あらゆる産業の中で世界の企業としてある意味で非常に信頼度、知名度があり、そういう意味でどどん民間が出ていって成功してある。ところが、石油の開発についてはそうではないわけです。先ほど総裁はプロフィットよりもエネルギーそのものを中心にして今後は考えていかなければならぬ、こう言われましたけれども、いままでの経過をずっと見ておきますと、まさに山師と申しますか、相場を張るような開発がなされたのじゃないか。そのことが要するに産油国のいろいろな企業に対する信頼を失わせた、そういうところにつながっていったのじゃないかと私は思うわけです。そこで、お聞きしたわけですね。

ふうに私も考えております。それで、どういう方法が一番いいのかということとは、結局そういう環境の変化も織り込んで効果的な開発形態を考えなければならぬと思うのでございませうけれども、ただその場合に私どもとしていま考えますのは、どういう開発形態が一番いいのかということと考えると同時に、現在からそういう開発形態に結びつける過程が大切であるというふうに考えるわけでございます。この点については衆知を集めて日本としてどういう開発形態がいいいのかということも考えなければなりませんけれども、同時に現在置かれた開発会社の実情を最も効果的に生かしながらやっていかなければならぬのではないかと。そういう意味でワンプロジェクト・ワンカンパニーということについては先ほどお話がありましたけれども、そのまづい点を直しながら、しかし、かと言ってまだ民間が開発について相当大きな責任を負っていかなければならぬということも事実でございますから、それを結びつけていくのがこれから先の民間の責任であるというふうに考えて、それについては私ども一番頭にありますのは、さつきも申し上げましたが、技術力の問題、技術力を蓄えられるような形態の開発会社でない、今後効果のある開発はできないということとを一番強く考えますので、まず第一に今後の形態を考えていかなければならぬのではないかとこのように思っております。

○野間委員 アラビア石油の大慈彌さんにお聞きしたいのですけれども、いまのパーティシペーションの問題ですけれども、クウェートの場合には六〇％、これは「エネルギー」七四年十月号の資料にも書いてありましたので私読ましていたいただきましたけれども、これが世界の趨勢であるということですね。いま一〇〇％の話もございました。これらについて、趨勢としての事業参加の見通しをどう持っておられるのか、と同時に、これと安定供給との関係をどうとらえていくのかということについてお伺いしたいと思っております。

なお、時間の関係で島田さんにひとついまの御答弁をいただいております間に考えたいだきたいと思っております。先ほど中村委員の方からも質問がありましたけれども、いわゆる天然資源の恒久主権の問題ですね。これは国連の決議、十七回あるいは特に二十一回の決議等、これによりまして、恒久主権の中身として開発それから石油の保有それから販売権、主権の中身としては販売権まで含めて考えておるようですね。これはOPEC等の決議によりましてそういう趣旨で貫かれておると思うのです。そうだとしますと、今度の改正の中で公団が利権を獲得して民間に譲渡していくということとは、世界のそのような主権の流れに逆行するものじゃないか。特に先ほどのお答えにもありましたけれども、天然資源の恒久主権について、いま申し上げましたように探鉱して掘り当てたものを販売することまでも、処分することまでもこの中身に含めていくという、これは私は正当な考え方だろうとは思っております。そうだとしますと、いま幾つかある方式の中に、たとえば利権付与方式というのがありまして、これはもう探鉱権、開発権すべてを会社がこれを持つという方式ですけれども、そのほかたとえばPS方式というのがあります。このPS方式というのは、頭文字はそうなんですけれども、プロダクションのシェアリングというのとプロフィットのシェアリングと、この二つあると思うのです。これはビルマ等ではいままではプロダクションのシェアリングではだめだ、これはプロフィットのシェアリングだということに言っておるわけですね。これは開発公団の雑誌にもちゃんと書いてありますけれども、確かにそうなんです。つまりアラブのようになしヨナリズム、民族のこういう闘争が非常にいま定着と申しますか、一定の地位を占めたところであるところだけではないに、あらゆるところであつたところの出てくると思うのです。そういうのを前提とした場合に、ビルマですらも、すらすらと語弊がありますけれども、プロダクションでなくてやはりプロフィットでなかったらいかぬ。つまり販売権までやはり産

油国にあるんだということは、これは国連決議の中身の一つとして、ビルマでもやはりそれだけの認識が深まっている。公団としてもそういうことを雑誌の中に書かれていくわけですね。そういう意味からして、利権の問題について単にその利権付与方式、探鉱やあるいは開発だけではなしに、やはり販売権まで含めて考えた場合には、これを国家が、いまの世界の趨勢に對して、利権を持ち、それを譲渡するということは、何か逆行するのではないかと。そういう意味で国連決議あるいはOPECのいろいろな宣言等と利権の問題について、実務の最高責任者としてどのようにお考えになるのか、その点について後でまたお答えいただきたいと思っております。

○大慈彌参考人 パーティシペーションの問題でございますが、六〇％につきましては現在すでに行われておりますので、大体こういう形であろうというところはわかりますが、一〇〇％の場合にどうなるかというのはまだ流動的でございます。最終的にはまだはっきりいたしません。いたしませんけれども、先ほどもお答えをいたしましたところでございますが、実際の操業というのは引き続きやるといふふうに考えております。それから、何より開発をしたあるいは操業しているという事実が否めないわけでございます。そういうことからパーティシペーションと安定供給の問題はどうなるかという御質問でございますけれども、自主開発を行ったという事実が絶対に残る、こういうふうにご覧いただいております。

さらに、開発の取り組み方も先ほどからいろいろ島田総裁からもお話がございましたが、新しい開発の仕方といえますか、従来のように利権を取ってただ開発するというのではなくて、融資買油でございますとかそれからだいたい先生のおっしゃいましたPS方式でございますとか、いろいろ新しい開発の仕方もあるんだ出てくるのではないかと。安定供給という点から言いますと、やはり大

きな意味を持つていふにふうに考えます。

さらに、これは一般的な流れでございしますが、資源ナショナルリズムといいますが、そういう大きな流れというのは、これはもう否むことのできない世界の大勢ではございしますが、最近の国際情勢に見ますように、対決というムードからだんだん話し合いというムードに変わつてつあると思ひます。パリの準備会議でございまして、その後の動きを見ましても、新しい世界の経済秩序をどうするかという話し合いの空気というものが出ていることも否めないところでございまして、そういう中で自主開発ないしパーティシペーションそれから安定供給、そういうこともおのずから妥協な線というのがあるような空気になるのではないかと、あるいはそういうことを希望すると申し上げた方が正しいかもしれませんが、私はそう思つております。

○島田参考人 先ほどは実はお答えしたわけでございますが、まずもう一度タブーなようございませうけれども、利権取得というふうなことを言うものでありますけれども、少しくおかしな言い方をして、要するにかつては、ちょうど数年前までは、あるいは十年ぐらい前はと言つた方がいいかもしれません、が、コンセンション方式というのがございまして、それは探鉱開発をするときに、その鉱区のいわば所有権をもちょうような形がそのコンセンション方式というのであつたわけですね。ところが、先ほど中村先生からお話がありました、いま先生からお話がありましたように、恒久主権の確立という問題が国連で決議されるような時期から、だんだんナショナルリズムあるいは資源主権の回復という問題が出てまいります。コンセンション方式というものはもう数年前からなくなつておるわけですね。コンセンション方式の場合には利権取得というふうなことを言ひましても多少合ふような感じがございしますが、私は冒頭から申し上げたように、今度の公団法の改正というのは、産油国と話をしながら要するに探鉱したり開発をする、その開発に参加する契約締結の権利義務、こ

ういふものを持つていふ意味だと思ひます。

それから同時に、いまその契約方式というのは、したがつて契約の内容、産油国と話し合った契約の内容容についてサインができるかどうかという問題でございまして、それからもう一つは何か利権取得だから産油国からある程度まで利権が取れるというふうな感じじゃなくて、いままさに産油国というものは資源主権を侵されない範囲内では、要するに探鉱開発あるいはリファイナリーのダウンストリームの問題もみんな含めまして、実はその契約締結をあれしますと、こんな膨大な内容になりまして、もう条項条項、産油国というのは資源主権を侵されない範囲内ではいろいろな権利というものを与えないわけですね。そのために相当時間がかかるとお話をありまして、したがつて私もはいまお話をありましてビルマについても長いことやつておりますが、そういう問題は逐一ビルマ側としても資源主権を侵されない範囲内ではかこら側に権利をその内容については与えないわけですね。

それで、実は先ほど中東を中心にして一〇〇%のパーティシペーションというのが行われておりますが、まだ産油国にならない資源国というのは、やはり資金的にも問題がありますし、技術力がないために、いまお話しした、簡単に言いますと非常にモデルファイされたいろいろな方式というのはありますけれども、PS方式というのが行われておるわけですね。ビルマは実体的にはPS方式ですが、先生の言われたように、資源主権を侵されない範囲内で、油は向こうのものです、向こうのものだといふところがPS方式とは違ひますけれども、その内容については本當に向こうの主権が侵されないような内容で、それぞれ産油国とやるわけですから、それで産油国はもう知つておりまして、その産油国がその内容について、これならよろしいからサインをするといふことでなければ、われわれの方が、日本の民間もそうだけれども、行つてサインできないわけですから、その点は内容によつて、いま産油国の資源政策あるい

は産油国にならない資源国というのは、そういうことを承知の上で内容を決めていくわけでありまして、だから、向こうで了承した契約内容に日本側はサインをどこができるか。民間ではできなかったのをやるというところであれば、これは利権取得と名がつけば民間がやろうが公団がやろうが同じことでありまして、それを向こうはもうよく知つておるわけですね。知つておつて、その内容を逐一、もう大変膨大なものになりまして、これは両方が要するに法律家もつておりまして、それでそれをやつていくわけですから、いまお話ししたような、表面的に見ると何か利権ありきをやつて利権が何かをとるというのですけれども、内容は全くいまお話しした資源主権というものを問題にしまして、それで今度はリファイナリーをどうするか、あるいはそれから御承知のように探鉱し、開発をし、配給をし、そして精製をし、それから今度は販売をしていく、これが石油事業の一貫的なインテグレーションでありまして、だから産油国も要するに探鉱開発から最近精製所をつくるうじやないか、自分のところにつくろうじやないか、販売の関係も要するに消費国のダウンストリームに入るといふ問題も考えられております。

それから、自分のところで販売まで持つていふ問題も実は出ておりますけれども、それはそういうことを頭の中に置いて原則としてはそういうことを考へておりますけれども、自分の産油国の力、販売網あるいは操業の経営能力というふうなものも考へながら逐次展開をしてまいるのであらうと思ひます。

ですから、現状においては、私もあれしておりますときに問題になりますのは、まず探鉱から開発へという段階ですけれども、先ほど申し上げましたように公団は探鉱の部分しかタッチしておりませんから、開発は輸送になるわけですね。リファイナリーの方は私も関係がなくなるわけですね。だから、製品で売ろつたという問題になると私も行つても話にならぬ。だから、そういうふうな資源政策が変わるという、公団だけではタッチできない範囲内というものはもう限定されておるわけですね。そこ

に問題があるといふことを申し上げておるわけですね。したがつて、私もそのできないような、いま先生のおっしゃるような販売とか製品化する問題とか、いろいろな問題までは私もタッチできないのです。そこに事業としては足があり手があ

り首があるところの一部分しか私どものところはタッチできないといふことが問題だといふことを申し上げておるわけでありまして、それを越えたようなことは私もできませんし、向こうもそういうことを知つておりますから、そういう内容の問題に触れるといふことも考へてやろうといふことになれば、公団を相手にしないわけですね。日本の開発会社も相手にしないといふ点が実はあるといふことでございまして、その内容はよく知つておつて、この範囲までです契約をしようじやないかといふ内容というのは、相当時間をかけて、もう要するに簡単に、問題が前向きに進んでからおそろしく一月や二月でできるといふことはないので、一年かかる、二年かかるという長い話し合いの結果、できてくるわけでございます。

○野間委員 もう少し突っ込んで私お聞きしたいのは、主権とそれからいろいろ自主開発といふ、いままでやつておることとの関連についてもう少し突っ込んで、特に中東、それから産油国はしてないけれどもこれから開発していくといふところの問題を中心としてお聞きしたわけですから、けれども、時間がありません。政府に聞くことにして、これで終わりたいと思ひます。

○萩原委員長代理 松尾委員。

○松尾委員 もう約二時間にわたりました参考人がいろいろ御意見を披露されて、それぞれのお考えは十分わかつた次第であります。ただ私は、いままで各委員がいろいろ質疑を重ねてまいりましたが、これは公団並びに海外石油開発会社の関連でありますけれども、いままで一つのプロジェクトをある企業に任せてきた、そしてうまくいかなかつたことがある、そういう点を反省しまして、

ここが足らなかつたんだ、ここをもう少し少して入れをしてあげばよかつたんじゃないかといううな面でも反省される点はどうであつたかというところを、まずそれぞれお聞きしたいと思うのです。

○島田参考人 どうも反省する点は私個人として、もたふさんありますし、政府に対して要望した政策もなかなか実現していただけた。ある意味から言へば、私がその実態認識の御説明が悪く、説得力がなかつたという点も反省をいたさざるを得ません。けれども、これまたたくさん申し上げてございまして、これまたたくさん申し上げると時間の関係がございまして、今度は角度を変えて、やはりこれからの情勢で、これが非常に日本としては歴史的な産業秩序あるいは日本の全体の体制という面から見ますと、やはりむずかしい問題でございまして、インテグレーションの問題が一つございまして、それからもう一つは、非常にむずかしい問題でございまして、先ほども諸先生から、企業がたくさん多くて、そうして一穴である、全くそのとおりでございまして、ところがこれを要するに、同時に最初からそういう民間にも国際企業というものが一つあるいは二つ、三つできておればよかつたんですけれども、とにかく民間を中心をやつてまいりましたから、先ほどもお話したように初めは一発で当たらなかつた、自分のところは当たると思つておつたわけですね。ところが、やはり大数法則じやありませんけれども、なかなか当たらない、そうしますと、その会社ができておるわけですから、もしやめるとすれば解散するよりしようがない。要するに、また新しいところを見出すまでは、仕事がないけれども解散するわけにいかぬというやうな問題がありまして、そうすると、せっかくできた会社なんだから、そこにまた新しい仕事を見つけたらいいということになりますと、いままでのうまいいかなかつたのをしよいかぶらなければならせんから、要するにその会社でまた新しい会社をつくるより、その会社でやつたらいいと思つても、そこに問題があるわけですね。ですから、こ

う問題というものを、やはりそういう実態は実態としましても、要するに日本しかそういうのはないわけですから、そういう点を全体として政府ももつと大きな角度からお考えをいただくということも反省の意味で、いまになつてまいります。となかなかできない、それでリスク分散ですから、前の会社のやつた、だめになつたリスクを負うというわけにもいかぬし、やはり一つには石油企業というものが、いまの時代と違つて一発当たらば相当な超過利潤をもうけられた問題もありまして、けれども、たくさんやりまして、それで何本か当たれば要するに利益が出てくるということですから、一穴ではちやうど富くじを一本買うやうなものでありまして、何本か買わなければいかぬ。この二つは先ほどから申し上げなかつた点でございまして、むずかしい問題でありまして反省をいたす点でございまして。

○松尾委員 いま総裁が、反省しながらこ

ふにやつていこうとおつたのですが、田中さん、それに合わせて、こつこつやうな方向でいきたいということを一言おつしやつてもらいた

い。○田中参考人 私どもの反省としましては、ワンプロジェクト・ワンカンパニーというもののマイナス面をカバーできるのではないかと、そういう形で運営していかけるのではないかと考えが、私どもたとへば海外石油の場合にもありました。プロジェクトでないわけではございまして、数プロジェクトを持つておるわけですね。ところが、ワンプロジェクト・ワンカンパニーのマイナスをカバーしようという考で、おりながら、実は数プロジェクト・ワンカンパニーという、量的にそういう形をとつたということではございまして、実際にその機能を生かして、たとへば失敗したプロジェクトの経験を他のプロジェクトに生かしていくとか、そういう貴重な体験を自分の次の行動に役立てるといふやうな、そういう本来当然やるべきことができていないように思つております。それで、

これから私どもは、考え方としては持つておつたそういうものを、どうやって実際に実現していけるだらうかという点についていま考えておる状況でございまして。

○松尾委員 効果ある開発形態、そういうことを答へられたわけでありまして、この利潤追求でまず民間企業が先行して出た。それから公団ができて、公団が海外でいろいろのそのような成功をやつていくという、それをまた一つのプロジェクトとして一つの企業に任せていく、こ

（秋原委員長代理退席、委員長着席）

その中から相手の主権を尊重し、相手の社会の発展を願ひ、その中から日本に大切な資源エネルギー、石油の安定供給を図る、表と裏がはつきりしなくちやいかぬのじやないか、こつこつ思ふのです。そうしますと、何としても海外経済協力の一環として、日本が海外石油の開発に当たる、利潤とか利権とかそういうものを表に立てていくのじやない、こつこつやうな方向で進んでいかないと、いろいろの問題も起るであらう。先ほどもお話がありましたが、産油国は日本政府との交渉を望んでおるというところは、やはり裏返しを言へばそういうことになるのじやないか、このように感ずるわけですね。ですから、今後の海外石油開発のあり方、基本的な日本の姿勢、その中の公団なりまたは皆様の会社としてのあり方というものをそれぞれひとつ簡単に答え願つて、私の質問を終わりたい、こつこつ思ひます。

○島田参考人 もう先生のおつしやつたとおりだと思ひます。重ねて申し上げますが、率直に申しまして、私初め公団の職員の方の足らない点は重ねておわびを申し上げますが、それにも増しまして、増しましてと言つて語弊がありますが、先ほど来申し上げましたように世界の情勢が非常に激変しております、簡単に言いますと、やはり一つには世界の供給量をふやすために大消費国である日本はどうしてもこのリスクに挑戦をして、そしてその分け前を日本が供給を受けるという問題と、あとは長期的に産油国の生産をした油を、ただいま先生のお話のありましたように技術的な協力、だんだんオイルテクノロジーも出てまいりますから、いわゆる資金的な協力というものの限界が出てきますが、まだ依然として資金的な協力を受けたという国もあると思ひますので、そういう国々に対する幅広い技術、経済協力との結びつきにおいて日本が安定供給を受ける。そのためには、恐らくG G ベースというやうなワンパッケージでいくやうな行き方というものの濃厚になつてまいります。そういう意味では、公団はだんだんその安定供給のため、あるいは自主開発の原油の確保という問題のギブとが狭くなつてまいりますけれども、私どもは与えられたその使命に対して、また微力を尽くしていくつもりであります、重ねて政府並びに国会、これは口幅つたいやうであります、与野党が一緒になりましてこのエネルギーの確保に対する具体政策を御審議いただき、打ち出していただくことを切にお願いいたす次第であります。

○大慈彌参考人 産油国の資源主権というのを尊重しまして、経済協力と一体になりまして開発に取り組むべきである、国が責任を持つて表面に出るべきである、こつこつ御趣旨だと思ひますが、全く仰せのとおりであらうと思ひます。私の会社の経験から言ひまして、当初は国が出てくるというのを警戒感を持つていたかとも思われる節がございまして、最近では、産油国の力がつきましたせいもございまして、国自体が責任を持つて、国が一体になつて責任を持つて遂行してくれ、こ

○田中参考人 いままで、数少ないプロジェクトでございましたけれども、海外石油開発に関係しました体験として、大きな消費をする日本という国が、いまでは石油資源の開発に余り積極的な協力をしていない、そのことについての反省を含めまして、ぜひ産油国と協調しながら、消費国である日本はそういうことについても大いに努力をしているんだという、そういう方向でがんばりたいと思っております。

○山村委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

○山村委員長 引き続き、政府に対する質疑を続行いたします。野間友一君。

○野間委員 いまもちょっとお伺いをしておりましたけれども、きのう私は、資源の恒久主権問題というものに照らして、本改正案には問題があるんじゃないかという点を御指摘申し上げたわけですが、長官は、探鉱権あるいは採油権の取得といった形の、いわゆる利権取得方式ですね、これは今後ほとんどないであろう、こういう認識のもとに産油国の恒久主権を尊重する、そして海外の開発を行うんだという答弁をされたわけですが、ここでのいうも述べたわけですが、資源の恒久主権というものは、産油国の側では、単に探鉱あるいは採油権を保有するというだけではなしに、とれる原油も産油国がこれを保有する、こういうもので、私は、これは正當だと思うのです。先ほどもちょっとお聞きしたのですが、川上あるいは川下を含めて、これは国連の決議にもあるわけですが、そうだとしますと、恒久主権の尊重という限り、その生産物に対する権利を取得する方式であるPS方式、これは先ほども若干申し上げたプロダクションシェアリングですね、プロフィットでなくて、これについても恒久

主権上問題がある、こういうふうには私は認識すべきじゃないか、こう思うのですけれども、これについての政府のお考え方はいかがですか。

○増田政府委員 ただいま野間先生からお話がありましたように、最近の石油につきましては、いわゆる産油国、資源国の主権というものにつきましては、従来と様相が一変いたしておるわけでございます。ですから、そういう意味で、今後の石油開発はそれに合わせて行わなければならない。そうなりますと、従来のように、これは先ほど石油開発公団の島田総裁からも発言がございましたが、いわゆるコンセッションシステム、利権取得という名前の中に含まれておりますいわゆる権利の取得というような形は非常に少なくなつて、むしろなくなつてくるということで、今後の形態としては、むしろいわゆる請負方式ということになるわけでございます。請負方式の中にもいろいろな態様がございまして、たとえばインドネシアがいままでやっておりますのは、いわゆるプロダクションシェアリング、PS方式という形でござい

ます。これにつきましては、出てきました石油を分けまして、一つには開発資金を賄うための割り戻しというものと、それからその残りにつきましては、産油国とそれから開発に当たりました企業というものが分け合う、こういう形になるわけでございます。先生が言われましたように、石油というものは本来的には産油国の所有、主権の対象になるということでございますが、契約の内容によりまして、その産油国が処分すべき油を一部わけてやる、こういう形になるわけでございます。それで、従来いわゆるコンセッション方式ですと、探鉱権、開発権を持ちます会社が、自由にその出した油を処分し得る。つまり先ほどの資源主権というものの対象から相当外れるという形で、ただ産油国に對しましては、いわゆる利権料とかあるいは所得税を払う、こういう形になっておつたわけでございます。これが様相を一変いたしました、先ほど言いましたように本来的には産油国、資源国が

これについての処分権を持つけれども、自分の発意、契約の内容によりまして、その処分方法を決めて、その一部が開発に当たりました企業に分け与えられる、こういう形になっておるわけでございます。

○野間委員 端的に私がお聞きしたのは、いわゆるプロダクションシェアリングですね、これも国連決議等に照らし合わせれば、やはり恒久主権とは相入れないものではなからうか。つまり一定の生産分の一定割合の引き取り権を会社が持つのがPS方式だと思ふ。ですから、販売権まで産油国にあるのだというふうなことも主権の中心に、これは国連決議の中に入っておりますけれども、これからすれば、やはり問題があるんじゃないか。それで政府はどういう認識をしておるかということをお聞きしておるわけです。

○増田政府委員 先ほど御説明いたしましたいわゆるプロダクションシェアリングにおきまして、その出ました石油の一部を開発しました企業が受け取る、こういう形になっておりますが、しかしその基礎には、先ほど私が申し上げましたように、出ましたその全石油につきましては、本来的には産油国、資源国にその処分権がある。しかし、処分の方法として、それを開発しました企業に与えて、そしてその販売を任せる、こういう形になっておるわけでございます。そういう意味におきまして、先生がいまおっしゃられました資源主権論から言つて、PS方式というものが資源主権を侵すものというふうには私どもは考えておらないわけでございます。この点いろいろ議論があると思ひますが、契約の内容、これも先ほど島田総裁が言いましたように、非常に複雑ないろいろな方式が組み合った契約の内容になっておりますが、しかしその契約の内容は、現在石油につきましては、ほかの資源はまだいろいろの例がございしますが、少なくとも石油につきましては主権国が非常に強いというのが現在の状況でございます。昔のように石油開発会社が出ていきまして、そしてコンセッションを得まして、これを自由勝

手に処分するというのとは、やはりもう様相が全く一変しておる。つまり基礎においてはやはり資源主権国に処分権があつて、その上で資源主権国の意思で契約が結ばれて、それに基づいて開発会社がそれを処分し得るということであると思ひます。その意味で、繰り返しになりますが、いわゆるプロダクションシェアリングという方式につきましても、これが資源主権を侵すということにはなつてないかと私は思つておるわけでございます。

○野間委員 先ほどの参考人にもお聞きしたのでありますが、これは「石油の開発」という雑誌、いまここにありますが、ビルマの例ですね、これは同じPSでもプロフィットシェアリング、という名称になつており、「資源の取得・販売権は本来資源国にある」との思想が強調されている。これは七四年八月号に出ておるわけですね、公団の出したものです。

だから、様相が一変したというのはまさにそうなんです、これは一つの社会的、政治的あるいは歴史的な背景があるわけですね。ですから、きのう申し上げたのですけれども、探鉱あるいは採油権、これを会社側が持つという、こういうのは例外だというふうには言われたわけですが、プロダクションシェアリングの場合でも、そうでなくてビルマでもやはりこのようにプロフィットでなかつたらいかなというところまで変わつてきているわけですね。だから、これはやはり先ほど申し上げた川上、川下含めて主権概念に入るのだという国連決議、これからすればプロダクションシェアリングというのは当然主権の概念と相矛盾する、そういうことにならざるを得ないと思ふのです。

それはそれとして、政府は恐らくそういう見解に立つておると思うのですけれども、少なくとも探鉱あるいは採油権、これは産油国固有のものであるということについては、あなたも異論がなからうと思ふのですけれども、この点については再度ひとつ確認を求めたいと思ひます。

○増田政府委員 探鉱権という言葉につきましてもいろいろな解釈がございますので、現在の探鉱権は、請負契約のもとに探鉱をさせることを産油国の方が相手方企業に与える、こういう形になつてくると思います。そういう意味で、従来のような鉱区を得まして、そしてそれを自由に探鉱し、自由に開発し、それからその処分についてはどこへでも処分するといふような形式とは、もうこれは先ほど申し上げましたように様相が一変してある、こういうふうな考へるわけです。

ただ、事実その開発につきましてもいろいろな形がございますが、探鉱も産油国みずから全部行ふ、あるいはただ手数料だけを払って探鉱をさせるということもございまして、また請負契約であるけれども、そこで出ました油につきましてもそれを探鉱の費用の見返りとして与えるというやうな形、契約の形態によつてそれぞれ異なつておるわけにございまして、しかしいずれにいたしましてもこの産油国、資源国の油につきましても資源主権といふものは、産油国、資源国側にあつて、それに基づいて各種の契約がなされる。ですから探鉱権といふものが当然資源国にある、これはおっしゃられるとおりだと思いますが、しかし実際に探鉱するのは企業が請負契約する場合があるわけですから、そういう場合には、これは権利と言ふのがいいのか、あるいは契約に基づいて請負で探鉱ができる立場にあるということになるのか、いろいろ表現方法はあると思いますが、そういうことで、私も、野間先生の言われます世界の新しい傾向、情勢といったしまして資源主権といふものが確立した上で、しかもそれを尊重した上、各種の資源開発が行われている、こういうことにつきましても、これは全くそのとおりだと思つております。

然だと思ひますけれども、そこをやはりきちっと押さなければならぬ、これを言つておるわけだ、何か様相が変わつたとか、あれこれ方式があるんだ、請負だとか言われましても、ずばりその点についていかがですか。

○増田政府委員 その国にあります資源を探鉱し、開発する権利がその国にあるということについては、これはそのとおりでございます。

○野間委員 今度の改正案の中には、実際にはそれにしかないかもわかりませんけれども、しかしその権利すら含めておるといふことになつておるわけですね。だから、これはいまPS方式についてはあれこれ私の見解と長官の見解とは違ふようですけれども、それはそれとしても、少なくともそういうやうな探鉱、いわゆる開発権ですね、そういう権利すら取得するといふのが今度の改正の中身に入つておるとすれば、その点についてはこれを排除する旨やはり明記すべきではないか、このことがやはり国連決議にあるいはOPECの宣言等を尊重するゆゑにかなうか、こういうふうな思ふものですか、何れも聞いておるわけですか。この点どうですか。

○増田政府委員 今度の改正法で、十九条の第七号に「石油等の探鉱をその権利その他これに類する権利の取得」ということが規定されておるわけで、これに對しまして野間先生は、探鉱する権利といふのはそもそも資源保有国の権利であつて、これを取得するといふのはいまの国連決議の資源主権といふものに反するのではないか、こういう御趣旨だと解しておるんですが、今回この点につきましても私は私どもも相当配慮いたしたつもりでございます。

それで、この「探鉱をする権利その他これに類する権利」ということで広い概念を使ひまして、現在の各種の請負契約その他が全部包含されるというところで書き上げたつもりでございます。趣旨をいたしましては、資源主権を侵すとか、あるいはこれについて尊重しないといふ趣旨ではございません。現在の石油の開発事情から言いますと、

資源国の方がこの開発国に對しまして圧倒的に強い権利を持つておるわけにございまして、アラムコ側も一〇〇%の経営参加を行われるやうな情勢にあるわけにございまして。そういう意味では、この資源主権といふものを侵すやうなことを日本ができるはずもございませぬし、またこの定義もそういう意味の解釈でやつておるといふことでございします。

○野間委員 侵しては大変なことになるので、ただきのうの論議でも、いま申し上げたものもやはり入つておるんだ、ただし実際にはまれであるといふ答弁をあなたされたので、それであれば、私は決議と矛盾するから、その分は含まれないといふことを明記する必要があるんじゃないか、これは当然のことだと思ふのです。ただ、あれこれ言われましても、そのことを明確にする必要があるんじゃないか。そのことを明確にすれば、それを明記せずに含めるといふこと自体が、抵抗力の弱いところとか、あるいは資源があつてもまだ産油国になつていないところですね、そういうところには今後一応の網打ちをして、そしてできるならばといふことでどうも入つていく、そういう魂胆がある、このように考えても私はやはりそう言ひ過ぎではない、こう思ふわけですね。この点あなたは何かすうかえて論議されるので非常に困つておるわけですね、もうすうばり言ひまして、その点には含まれないといふことをどうして明記しないのか、簡単に、一言でいいからそれを答えてください。その姿勢が姿勢なら、私はそのようにとりまされども。

○増田政府委員 従来の利権付方式といふものにつきましても、これを国連決議が排除しようといふことでは、従来の利権取得方式が望ましくないといいことについては、私も十分にこれを理解しておるわけにございまして。また、現実にそういうことが起こることはほとんどあり得ないと思つております。

それから、先生がおっしゃられましたように、まだどこかの国が非常に弱くて、そしてOAPC

CとかOPECのような行動ができなくて、そこ日本がつけ込んで従来の古いやうな利権取得といふものをやるおそれがあるんじゃないか、こういうことだと思ひますが、少なくとも私も知る限りでは、石油につきましても、もういう古い形の利権取得といふのは、もう世界の大勢としてできなくなつておるわけにございまして。これはほかの資源につきましてもまだいろいろ問題があると思ひます。しかし、現実に石油生産国あるいは石油を新しく出すやうな国につきましても古い型の利権取得、ことに国連決議に反するやうな資源主権を侵すやうな形のもの、これは事実上あり得ないといふことを私はここで断言して間違いない、こういうふうな思つております。

○野間委員 その点についてはもうこの程度にしておきますけれども、結局、参考人の話にもありましたが、いろいろ物の本によりまして、もういいところは全部メジャーが握つておる。だから、それにファームインするか、新たな別のところがありそう、そこへどう進んでいくかといふことが、開発ブームをいまりターンしたその一つの大きな原因になつておるわけですね。だから、網打ちしておいて、いまある中東を中心としたといふところには、それはなかなかできません。これはいまの主権のいろいろな歴史的な経過がありまして、またそういうところによつて思つたつてこれはできるわけはないけれども、私の申し上げたのは、抵抗力の弱いところとか、あるいは今後のところといふところにメツコをつけて、そして網打ちをして、こう私は言わざるを得ないと思ふのです。ただ、この点については、もう私の主張を述べまして質問を次に進めていきます。

DDオイルとかあるいはメジャー規制ですね、これについてもきのう若干お聞きしたんですけれども、国際的な論議がある、国際的にこの結論が出るのを待つておるといふことで、何ら主導的、主體的に日本の政府がこれに對する手だて、取り組みをしていないといふことは、私は非常に遺憾だと思ふのです。自主開発という原油が総輸入原

油量の中に占める割合、これは先ほどの論議にも出ておりましたけれども、四十八年で八・五%、これは通産省の資料で知っておりますけれども、非常に低いわけですね。ほとんどがメジャーに依存しておるといふことだろうと思うのです。こういうところに金をつぎ込む。むしろ私は、いま本当に大事なものは、自主開発のこれを全くネグれとは言わぬわけですが、しかし少なくとも日本が受け取る原油の大部分を占めるメジャーとかあるいはDDオイル、これについてのDDについては予算措置を去年つけたけれども撤回したという話もありましたけれども、本当に本気になってこれらについて手だてしておるといふふうに私は思えないわけですね。

そこで、聞きますけれども、この自主開発については、四十二年の段階の計画で六十年度における所要原油の三〇%を海外開発原油で賄う、こういうふうに計画ではなっておりますね。この計画をそのとおり進める立場にいま立っておるのかどうか、どうでしょう。

○増田政府委員 昭和四十二年の総合エネルギー調査会で、将来の日本の石油を三〇%自主開発原油で取得する、こういう一応の目標が立てられておったわけですが、この昭和四十二年当時と現在とは、石油事情それから産油国の力その他いろいろな点で違ってきておるわけでございます。そういう意味で、三〇%自主開発原油という形で全部取得するということは、私は非常に無理だと思っております。ただ、自主開発原油につきましても定義もいろいろあるわけでございますが、先ほど先生もおっしゃいましたけれども、この中に長期取引に基づきましてのDD、これは産油国と政府間交渉あるいは民間が交渉いたしまして、長期に、たとえば十年で毎年毎年引き取るというような直捷取引というものができますれば、これは非常に安定した供給ということも言えるのではないかと思います。

それからもう一つは、この前イラクに行ったわけですが、日本政府が借款を与えて、そ

の見返りとして石油を十年間でたとえば五千万キロリットル供給する、こういう契約というものが行われておるわけですが、これはいわゆる経済協力を背景にいたしたGGベースの長期取引でございますが、これらのものを含まして三割以上あるいはもっとふやすということは、私はこの自主開発原油に非常に近い形でそういうものを確保すべきではないか、こういうふうに思っています。メジャーは、従来、大体日本の総供給の六〇%以上を占めておったわけですが、だんだんパイバックも減るとかいろんな新しい傾向が出ておるようです、日本がメジャーの石油だけに頼るということはもう歴史的にも無理だといふふうに思っております。ただ、一番初めの先生の御質問で、自主開発、みずから石油開発をして、そして三〇%全部を賄うということにつきましては相当限界があるの、先ほど申しましたような長期のDD取引あるいはGGベースの取引、これを含めてできるだけそういう石油をふやすという政策にもつていきたいというのが、私どもの現在考えておる石油の安定供給の輸入政策でございます。

○野間委員 できるだけ簡潔にお述べいただきたいと思うのです。

私はDDとかGGなんかは聞いておるのですが、三〇%は海外の開発、これはそうなっていますから。その点については聞いておるわけですが、それから、これについては三〇%は非常に困難だ、DD、GG含めて、そういう答弁がいまあったんですけれども、非常に困難だ、私もそうだと思うのです。結局そういうことを考えてみますと、なかなかめどもつきにくいですね。先ほどの話でも成功するのは十のうち二つしかないというところに金を一生懸命つぎ込んで、どの程度これが安定供給につながるかというのを考えてみますと、非常に心もとない感じが私は受けるわけです。だから、その点について言いますと、くだいですが、これは、やはりメジャーとかあるいはDD、GG、この点についての精力的な取り組みをしなけ

れば、私は安定供給という観点からしてもこれはやはりうまくない、こう申し上げておきたいと思うのです。

これはこれとして、時間の関係でさらに進めまされども、次に聞きたいのは、この開発に関する投融資のやり方ですね。これについて問題があると思うのです。石油開発会社約五十社というふうに私は聞いておりますけれども、このうちで休眠会社が七つあるわけですね。恐らくそのほとんどが公団の投融資した会社ではなからうか、こういうふうに思うのですけれども、この点について私の認識に誤りがあるのかどうか、まずお伺いしたいと思うのです。

○増田政府委員 現在休眠会社と言われております活動が停止いたしております会社は七つでございますが、先生のおっしゃられるとおり、これらにつきましては公団がそれぞれ投融資を行っておるわけでございます。

しかし当たらないければ、はい、さようならで済んでしまふ。結局国民の血税をどんどんつぎ込んでこれはバアにされる、こういうやり方でも私は大きな問題であらう、こう思うわけですね。それらについて、こういうようなことをする会社に投融資をどんどんつぎ込んでいくのかどうか。しかも、成功しないでしう。成功したら払うけれども、でなかつたらバアだ、こんなばらばらなことはいくらでも思ふんですけれどもね。こういうことからいいますと、いまの政府が進めようとする石油開発そのものについて私は納得できません。時間がありませんので、その点についてひとつ私の見解を申し上げて、備蓄の問題について進めていきたいと思

先ほどから出ておりました九十日備蓄ですね。この九十日は一体なぜ必要なのか、六十日を九十日にするのなぜ必要なのか、その根拠をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○増田政府委員 九十日というものが備蓄の目標になつておるわけですが、それは九十日あれば大丈夫かといふことになりまして、これはもちろん九十日分だけですからそれには限界があるわけですね。ただ、世界の先進工業国を見ますと、現在の備蓄の水準が大体九十日あるいは百日前後といふことで、日本だけがそれに比しまして備蓄数量が非常に低いわけでございます。もちろん日本が消費いたします石油は相当膨大なわけですから、これの九十日といふのはなかなかそう簡単には達成できないという事情がございますが、しかしいづれにいたしましても、現在まで何回か石油危機というものがあつたわけでございますが、その経験を踏まえて西欧諸国では九十日前後といふものを備蓄しておる。それで、日本もやはりこの前の石油危機の経験でございますが、四十九年の二月、三月に大体四十八、九日ぐらゐまで下がつたわけですね。私どもの経験からいいますと、四十八、九日になつてだんだんそれが切れますと、石油の流通経路あるいは生産におきましてもい

いろいろな故障が起こるということで、ゼロまで備蓄を食いつぶすということが非常にむずかしいという事態をあのときの貴重な経験として知ったわけでございます。そういったしますと、六十日という備蓄も実質的には食いつぶし得るのは十五日とか二十日ぐらいいかないということで、それに上に乗せる三十日というのは、備蓄数量にすればその倍以上という効果が挙がるということでございます。

そういうことで目標をいたしまして、先進諸国の大体の基準であります九十日にいたしたわけですが、それが非常に合理的な根拠があるというふうには私も思っておりませんが、一応常識的な目標である、こういうふうな考えまして、五年間で九十日備蓄を達成しようという政策を打ち立てたわけでございます。

○野間委員 六十日を九十日にふやすということは大変なことだと私は思うのですよ。いまお聞きしますと、理論的な、あるいは確たる根拠がない、常識的な線だという答えがあったわけですが、けれども、改正の備蓄についての趣旨の中に、世界有数の石油消費国としての責務上この備蓄を増強しなければならぬ、ここに一番大きなポイント、問題があるのじゃないか。それは少ないより多い方が国内的にはいい、それはそうかも知れません。しかし、六十日を九十日にふやすということについての確たる、少なくともだれもが納得するだけのものがない。特に立地条件から言いますとこれは大変な事態です。ですから、むしろ私は、この趣旨の中にありますように、世界有数の消費国の責務だとして、ここにポイントがあるというふうな気がしてしょうがない。去年の秋に国際エネルギー機関、IEA、ここに政府が参加することを決めました。ここでの備蓄目標は九十日になっておるわけですが、私はそれだと思ふのです。ここで実施される国際エネルギープログラム、IEP、この最重点は緊急時の石油の融通にある、これなんです。だから、九十日にふやすということは国際的な責務だ、これはIEAが決めた、

IEPではお互いの融通なんだ、こういうことになるざるを得ないと思うのです。そして、そのために国内の体制を九十日ということに合わせるべく、だから、改正案の言う備蓄の九十日目標というのとは、何のことはない、IEA、IEP、こういうところの決めたものに従って国内でこの体制をつくるということ以外にないんじゃないか、こう思うわけですが、これは趣旨にも書いてあるわけですから、これは石油開発公社のいろいろな書物の中にもそういう趣旨のことが書いてあるわけですね。これはお認めになると思うのですけれども、いかがですか。

○増田政府委員 IEA、国際エネルギー計画の融通システムの中で九十日の目標が掲げられておるわけでございますが、これにつきましましていろいろな解釈が石油開発公社の雑誌にも載っておるわけでございますが、この問題につきまして、私が資源エネルギー庁ですと担当いたしましたわけでございますから、私のこの九十日に対する考え方というものを簡単に申し述べたいと思ひます。

実は、世界の消費国が融通し合う、その融通の一つのシステムをつくり合おうということで、昨年二月のワシントンの消費国会議の後いわゆる作業グループができました。融通のシステムというものが作業されたわけでございます。そのときに備蓄の数字を幾らにするかというところは、日本を含めて各国が参加していろいろ討議をいたしたわけでございます。そのときに日本は現在六十日しかない、しかもほかの国々は非常に備蓄が多いというところで、そこに非常なアンバランスがあったわけでございますが、備蓄につきましましてはIEPでたとえば百日とか百何日という議論も出たわけですが、日本側として、九十日というものが日本では限度だ、しかもそれ非常にむずかしい、それからそれを行うには相当の予算も要る。ただ、現在まだその予算も確保しておらないわけですが、だから、日本としてはその九十日の義務づけというものは受けるわけにいかないということで、結

局IEPで決まりましたのは、九十日を目標にする。しかしそれについて、いつまでにこの九十日に持つていくかという期限については翌年、ことしになるわけですが、七月一日までに決めるということになったわけでございます。

その経過を私がある申し上げましたのは、日本の主張がいろいろ出まして、ここに一番大きな消費国であります日本、またその融通システムが動きますときに、融通システムの中でショートをして、一番融通の対象になり得る日本の立場をいたしまして九十日、しかもそれについては相当な期限を置いて九十日を達成するということになったわけでございます。そういう意味で、IEPで決まられてそれを日本がそのまま受けて九十日になつてしまつたということではなくて、むしろ日本の主眼的な主張というものが相当入つておるわけでございます。

じゃ、そのとき日本がなぜ八十日にしないで九十日という相当高い目標を設けたかということになるわけでございますが、これは先ほど申し上げましたようにほかの各国が九十日あるいは百日持つておりますし、また私も、前回の石油危機の経験からやはり九十日は持つていなければならぬということ、日本としても九十日の計画を掲げたわけでございます。そういう意味で、IEPで決まつてそれで仕方がなくて日本がこの備蓄目標を九十日にして無理をしているというふうには私も思っておりませんし、また事実もそうではないわけでございます。

○野間委員 しかし、六十日を九十日にするということについての国内の確たる理由はない、IEAで九十日が決まつた。いまその過程の中で話がいよいよ出ましたけれども、少なくともIEAでこういうふうな決まつたということですね。しかも、考えてみます場合に、このIEP、中心は要するに一国が石油の供給の削減を受けた場合にお互いに融通するというのがたてまえになつてます。つまり何かの理由、特に中東が前提だろうと思ひますけれども、とにかくそういう異常事

態、供給削減が出た場合に備えてということになつておるわけですね。こういう前提がなければ、こういう備蓄も必要でないということになつてくると思ふのです。これは六十日でも何でもいい、ランニングストックだつていいわけですから。

そこで、さらに少し突っ込んでお伺いするわけですが、アメリカが石油の削減を受ける、あるいは受けることが十分予測される場合、わが国を含む参加国からアメリカに一定の石油を融通すること、これもあると思うのです。このIEP等を見ましても、一定のレベルに達すると自動的に発動される、こういうことになってます。これはわが党の正森議員が予算委員会の中でもかなり突っ込んでやつたわけですが、自動的になつていまして、あるいは受けることが十分予測される場合は、これについても参加国はアメリカに一定の石油を融通しなければならぬ、こういう責務が生ずると思うのです。これは間違いないですね。

○増田政府委員 いま野間先生のおっしゃれたところのシステムになつておるわけですが、これは消費国におきまして何らかのことが行われたときに、その消費のレベルを落とすことについて均等にしようというのが今回の融通システムの特徴でございます。たとえば、アメリカが供給削減を受けた場合には、これは世界的に供給が減るわけでございますが、その場合には各国がそれに合わせて消費を減らすということでございます。融通システムによりまして、日本から石油がアメリカへ行くということは現実には起こり得ないと思ひますが、ただ日本に向けられるべき石油がアメリカに行くことはあり得ると思ひます。

○野間委員 石油危機のときに、われわれは痛いほどメジャーに痛めつけられた。あり得ないと言われましても、このIEPの中ではそうなつておるわけですよ。しかも、ここでお聞きしたいのは、いまの話で

は九十日はむしろ日本の方から、百日とか数百日の話があったけれども、何か値切ったような、そういう発想をされたので、この点についてお聞きするわけですが、これは私は、アメリカの主導によってできたものだということについては公知の事実じやなかろうか、こう思うのです。この点、間違ひありませんか。

○増田政府委員 石油の融通システムがアメリカの主導によってできたということはそれとおりでございまして、昨年の二月にワシントンで消費国会議が行われましたいろいろな議論が出たわけですが、今後石油危機が再発したときお互いに融通し合うシステムをつくらうということ、これはアメリカの提唱であつたわけです。ただ、この作業につきましては十数カ国が参加いたしました、日本も当然参加いたして、いろいろな議論が出た結果、こういうシステムができたわけでございます。このシステムがアメリカにだけ有利で、日本にとっては非常に不利なシステムかどうかという問題点があるわけですが、これは私どもの解釈といたしましては、日本の利益に照らしてもこの融通システムというのは打ち立てるべきだ、こういう結論であります。

その御説明を簡単にいたしますと、石油危機のときに実は石油の削減をいたしましたのはOAPPECだけであつたわけで、イランは減つていないわけですが、日本は当時は四〇%の石油をイランから受けておつたわけですから、もしOAPPECだけの削減率が二五%になつても本来ならそれほど減らないところが、実際にはイランから来る石油も減つてきたわけです。ところが、これに對して、これを運ぶにやめるメジャーズに對して、日本に對する供給をやせよということを産産省から何回も要請したわけですが、ふやすと言ひましてもこれをふやす基準がないというところに非常に問題があつたわけですが、むしろ石油危機が生じたときに、各国公平にその不足分を分担するというのが今回の緊急融通システムの趣旨でございまして、これは日本にとつて決して不利で

ない。前回の石油危機を経験いたしましたして、はっきり基準ができて、各国が平等に削減されるということであれば、メジャーズというのは英米系資本の会社でございまして、むしろ日本にとつてはこれではつきりした基準で主張すべきことは主張できるということで、この方が有利だという判断でこれに参加いたしておるわけでございます。

それからもう一つ、御質問のありました九十日の問題でございしますが、これは日本としても六十日の備蓄では足りないという経験をしたわけでございますが、ただこれが九十日以上ということでは、九十日でも立地問題その他非常に問題がある、日本としては九十日が限度である。しかももう一つは、すぐに九十日の義務づけは困るという気持ちがあつたわけでございます。そういう意味で九十日というものは、相当の期間を経て日本の実情に合致して、そしてこれを蓄えるということとでございます。それから、備蓄につきましては、供給が削減されますと、最初は節約を行いますとともに各国が備蓄を食いつぶしていく、こういうシステムになつておるもので、各国がアンバランスな備蓄数量ですというのな障害が起こるわけですが、そういう意味で融通システムに入りまして消費国が大体備蓄の数量を合わせる。それで日本ができる範囲の九十日、しかも相当期間を置いて達成する、こういうことになつたわけでございます。

○野間委員 相当期間と言われますけれども、十四年が目標になつてゐるわけでしょう。相当じやありませんか。

それはそれとして、先ほどいろいろ弁解されましたけれども、これも「石油の開発」七四年十二月号にIEPについてこういうふうなコメントしてあるわけですね。「以上が国際エネルギープログラムの概要であるが、この計画が米国の国際エネルギー戦略の支柱の一つであることは協定の内容からも十分にうかがうことができる。これは公団の資料ですよ。つまりこれによりましてアメリカの国際エネルギー戦略の支柱の一つだといふこ

とをはつきり言つてゐるわけですね。これは疑う余地はないと思う。しかも、同じところに書いてあるのは「フランスがIEAに参加しなかつたのもうした米国主導型のパワーポリティックスに對し本能的に危険を感じたからに他あるまい。」はつきり書いてあります。ですから、あれこれいろいろ言われましても、これはアメリカのエネルギーの戦略体制ですね。アメリカが主導してこういうことをやつておるわけでしょう。これははつきり認めてゐるわけですよ。あれこれ国内のメリットというふうなことをいろいろ考えて言われましても、実際はそうじやないわけですね。だつて、この間の石油危機のときでもそうだし、今後も予測されるのは、あの例のキッシンジャー構想を出すまでもなく、アラブとイスラエルの関係ですね。だから、石油の供給が削減や停止されるかどうかということ、これは一にアメリカなんですよ。その場合に備えてアメリカがこういうふうなIEAをつくり、IEPをつくりまして、そして九十日備蓄というふうなものをつくつて、自動的にこれが発動できる、こういう仕組みになつてゐる。フランスは入つてない。そのように公団自身が書いてゐるわけですね。コメントしてゐるわけですよ。だから、あれこれ言われてもこれはまさに言い逃れであつて、われわれはそれをそのまま、あなたの言われるようなふうには受けとめることはできないわけですね。つまりアメリカ自身が自覚してゐるわけですよ。やられるのはわしだ、その場合には皆助けてくれよ、九十日にせい。この狭いところに九十日にふやすとまた大変なことになるのです。いまでも水島のある三菱の例でもそうですし、こんなものをあつちこつちつてゐるわけがないのです。それでもなおかつつくろつてゐるのは、私はどうかしてゐると思つたのです。だから、私はやはりアメリカが産油国を敵視するような形でエネルギー戦略、これを続けること自体が問題がある、こう言つておいてアメリカの危険を救つてやろうというふうなことですね、

そして、これが消費国の責務だということをやつて、この改正の中に書かれると、やはりわれわれはこちんとくるわけですね。これは何も共產党だけがこちんとくるわけじやないと思つたのです。いまの公害あるいは自然環境の破壊の中で、一億国民は非常に苦しんでゐる。その中で、供給を削減されるか停止されるかというところが予測できる場合といたつては決まっておるわけですよ。だからこそアメリカがつくつて、それに従つて。これは一つの公式パターンですからね。だから、そういう意味での備蓄ということになりましたら、日本人全部が犠牲になりまして、その上にアメリカにお手伝いする、援助するといふ形に結論からいつてもならざるを得ない、そういうふうに私は思つてゐる。だから、そういう意味における備蓄というのはどうもいたさかぬ、これは私は賛成するわけにはいかぬ、こう言わざるを得ないと思つたのです。

そのことを主張しまして、時間が来ましたので終わります。

○山村委員長 松尾信人君。

○松尾委員 外務省いらつしやつています。今、石油開発公団法の改正の法案が出ておるわけですが、現在のいろいろな世界的情勢、産油国のいろいろな情勢等から考えまして、わが国における石油の安定供給なりまたは石油の海外開発体制というふうな問題が、公団法の改正ぐらいで果たしてうまくいくかどうか、これで安心だといふようなわが国の体制といふものがとられるかどうかということについては私は非常に疑問に思つてゐる。こういうことではないのか。いば石油といふものは、これは世界各国ともでありましようけれども、特にわが国にとりましては安全保障と密接なかわりがあります。戦略物資であります。そういう点、また最近の中東情勢といふものはなかなか予測が立てがたい。でありますから、いろいろ考へてみますと、政府自体、どうかして買入るだらう、どうかして持つてくれるだらう、そしてどうかして開発を進んで

す。

○増田政府委員　石油の開発方式につきましては、これは先ほども野間先生に私御答弁申し上げたとおりでございますが、事態が非常に変わっておるわけでございますので、従来のようないわゆる利権を取得して、それで開発するという方式から、最近生産油国の立場というものを尊重しつつ、しかもその国々と協調しながら石油開発を進めなければならぬ、そういう意味で今後の石油開発の

あり方というのはやはり変えていかなければなら

ない、こういうふうに通つております。

石油開発公団の役割りですが、そういう環境の変化に即応して石油開発を進めるということでございますが、今後の日本の石油の安定的な供給を確保いたしますためには、石油開発、それから先ほども申し上げましたのですが、いわゆる G G ベースの取引とかあるいはダイレクトデイルを長期的に得るとか、いろいろな手段を総合して講じなければならぬ、こういうふうに通つておる

わけでございます。これによりまして、石油の輸

ただ、石油開発につきまして、最近いわゆる経営参加、パティシベーションというものが非常に進んで、これは意味がないのではないかと、いうう一部批判というのものもあるわけでございますが、しかし世界の大勢を言いますと、現在石油開発については非常に進んでおります。きのうも本委員

会で御答弁申し上げましたが、現在石油開

発公団が融資対象といたしておりますビルマ、パングラデシュにおきましてもリグが足りなくて、世界各国から求めましても、石油開発ブームになつておりましてそれが足りないという実情から申しますと、石油開発というものの意義というものは

のは依然として高い、こういうふうに思っておる

わけてございます。

○松尾委員　それで、いままでの海外石油開発のわが国のあり方、こういうものは今後やはりいまの実情に合った体制をとりたい、このようなお客

えてありまして、そうでなくちゃいけない、こう
思います。ですから、今後の海外の産油国におけ
る日本の開発体制のあり方でありまされども、
いままでのような進め方、それを変えていく。ど
ういうふうに変えていくのかということでありま
すけれども、これは私、外務省に聞くわけであり
ますが、やはり産油国が非常によかったというこ
とが土台にならなくちゃいけない。そのことは端
的に言えば、海外経済協力というものが表に立っ
て、そして日本の石油の安定供給のためには大き
くまたいろいろのことを考えて、海外経済協力を
表に立てたその働きの中の一環として石油開発
体制というものを考えていくのが筋道じゃない
か、こう思うのですが、その点は外務省の見解は
いかがですか。

○菊地説明員 お答え申し上げます。

お説のとおり、産油国に対しては、わが国
の経済協力というものを進めてまいることが必要
でございますが、ただ海外経済協力と言います場
合は非常に広義の、広い意味の経済協力ござい
まして、政府、民間、一体となつて、さらに資金
協力、技術協力それから民間の信用供与とか、そ
ういったものを全部含めた意味の経済協力を推進
していくというふうに了解しております。

○松尾委員 だから、まずあらゆる日本の海外経
済協力の総合力、そういうものを表に立てた活躍
をして、そして産油国がよかつたということに
なり、そして日本もそういうところから安定供給
ができるという体制をとつたらどうかというわけ
でありますか、賛成ですか。

○菊地説明員 そのように心得ております。

○松尾委員 長官、いかがですか。

○増田政府委員 先生の御意見のとおりだと思
います。

ちとしては、第一にはいわゆる南北問題の解決の
一つの方法というふうに心得ております。つまり
北の先進国と南の発展途上国というものに非常な
経済格差それから所得水準の格差というようなも
のがありまして、世界経済というものが歪曲され
ているというので、これを均衡的に発展させてい
こうということが一つの大きな理念でございま
す。

それから、第二点といたしましては、日本の置
かれております国際的な立場を考えますれば、日
本というのは御承知のように軍事力、政治力、そ
ういったものではございまして、経済力とい
いますか、経済協力というものが、そういったもので
世界の平和と繁栄に貢献するという道しかござい
ませんので、その一つの有力な手段として経済協
力というものを推進していく、それがひいては世
界の平和と安定と、それから先ほど申しました南
北問題の解決というものに寄与することを願ひ
ながら実施しておるということでございます。

○松尾委員 それは一本大きな歯が抜けていま
すよ。何としても土台になるのは相手の国の主権の
尊重じゃないのですか。それが基本にあつて、そ
して尊重しながら、単に利潤を求めるのじゃなく
て、相手の経済社会の発展に役に立つて、そして
その中から南北問題の解決もできるであろうし、
わが国の石油の安定供給もできるというような、
そういうものが明確に打ち出されなくちゃ、何の
ために日本がこのように経済協力をなんかを言うの
か。南北問題の解決だとかなんと言つたところ
で、相手の国は相手の国ですから、その国がやは
り一番中心ですからね。どうですか、私の言つて
いることを明確にしてもいいですね。

○菊地説明員 その点は全く御説のとおりであり
ます。実際に経済協力を実施いたします場合に、
私たちとして最も念頭に置いておきますことは、
相手国のニーズといふ場合、相手国が経済的、
社会的に開発をしたいという場合に、どういった
ニーズがあるか、どういったところに優先度を置
いておるかというようにことをまず第一に検討いた

しまして、そのニーズに合ったような協力の仕方
をやつていきたいということでございます。御
説のとおりでございます。

○松尾委員 主権の尊重ということを明確に打ち
出した方がはつきりますよ、ニーズとかなんと
か言つてもね。一昨年の石油ショックで、あわて
てわが国も産油国との外交を始めたわけでありま
す。そして、総理も中曽根さんも行かれたわけ
でありますけれども、このような産油国との外交を
あわててやるというふうなことは、まだまだ日
本の政府としまして、この大事な石油というもの
に対するかねがねの取り組み方がいかに弱い
か、ほかのところへ力を入れて土台のこんなところが
弱い、これは残念だと思つたのですよ。三木さんも
行かれた、中曽根さんも行かれた、そしていろいろ
お話がそのときなされておるわけでありまして、
けれどもそれは通産省も関連があると思つたが、
基本的な問題を外務省と通産省からお答え願ひ
たい。

○菊地説明員 お答え申し上げます。

当時の三木副総理、それから当時の中曽根通産
大臣、それから小坂善太郎議員という三人の特使
が、おとしの末から去年の初めにかけて参
りまして、それ以後、特に中近東産油国に対する
経済協力というものが大幅に進展しつつあるわけ
でございます。それで、おっしゃられますとおり、
日本とアラブの産油国というものは、ほかの地域
に比較いたしますと、比較的なじみが薄かつたと思
申しますか、そういった点は否めなかつたと思ひ
ます。しかしながら、石油の問題というものが起
こりまして、そこで初めてやつたということでも
ございませぬけれども、従来にも増してそういった
広い意味の協力を推進していくということにな
つた次第は、先生おっしゃるとおりでございます。

○増田政府委員 一昨年末から昨年の初めにかけ
まして、当時の三木副総理、それから中曽根前通
産大臣がいろいろこれらの国々に約束いたしました
経済協力の案件につきましては、各種の協定の

締結とか借款の供与、あるいはプロジェクト、商
品援助、技術協力等、政府が直接実施すべき事項
につきましては、その多くが順調な進展を示して
おります。

具体的に申し上げますと、昨年八月にはイラク
との経済技術協力協定が締結されておりますし、
またエジプトに対するスエズ運河の拡張計画を初
めとする各種のプロジェクトあるいは商品援助
も、すでに供与を決定した段階になっております。
また、サウジアラビアとの経済技術協力協定につ
きましては、本年三月一日に調印されております。
そのほか、サウジアラビア等に対する技術協力も
いろいろございまして、順調に進展しております。
ただ、問題点といたしましては、一部のプロジェ
クト協力につきましては、日本がオフアールをいたし
ておりますプラント建設につきまして、コストの
問題、それから相手方の希望と打ち合わない点
がいろいろありまして、この点進捗がおくれている
わけで、日本が石油危機の苦しいときにいろいろ
約束して、それが実行されていないのではないかと
いふことがいろいろ言われておるわけではござい
ますが、先ほど申し上げましたように、政府がや
るべきことは、きわめて順調に、しかも誠実にそ
れを実行しておるわけでございますが、ただ製油
所を建てるとか、石油化学工場を建てる、あるい
は製鉄所を建てるというふうな、いろいろな企業
進出について話し合いが行われたわけではござい
ますが、これらにつきまして、先ほど申し上げまし
たような理由で、これがまだそれほど進捗してい
ないという点がございまして、私も外務省と
協力いたしまして、これらの実現に努力いたした
い、こういうふうに思っております。

○松尾委員 このイランの製油所建設、一つの日
本のナショナルプロジェクトみたいなものであり
ますが、途中で挫折した。そして、サウジにして
もイラクにしても、数々の日本のそのような約束
というものが守られていない。危機のときには飛
んできていろいろ約束しながら、政府のはよかつ
たけれども民間のはいかぬというの、これはや

はりぐあいが悪いですから、その点は代表が日本から行って、そして話をしたのですから、両々相まって、向こうの要求が変われば変わったように、やはりいいようにやっつけていかなければいけません。要するに、それは石油外交につながる基本であり、要するに、それは、外務省と通産省は、石油の海外からの安定供給の問題については本当に肝胆相照らして手を握り合つて、かつ今後ががんばつてもらいたい、これだけ望みました。外務省の方はお帰りになって結構です。

○増田政府委員 先生の御指摘のありましたイランの製油所の建設につきまして、その後の経緯を申し上げます。

これは昨年の一月に中層根大臣がイランを訪問いたしましたときに、この計画は従来からも進んでおったわけでございますが、これに對しまして日本側として十億ドルの経済援助をして、イラン側の希望いたします製油所、これは相当規模が大きくございまして、日産五十万バレルの規模の製油所でございますが、これにつきまして、話し合いが行われたわけでございますが、イランの方の方針が変わりまして、これだけでなくて、さらに石油化学の工場と一緒につくつてもらいたい、こういう話であつたわけなんです。従来すでに石油化学の工場につきましては一件進捗中でございまして、これが建設に入つておるわけでございますが、イラン側の希望といたしましては、製油所のみならずさらに第二の石油化学工場をつくつてくれ、こういう非常に大きな計画が出てきたわけでございます。

日本側もこれをその後いろいろ検討いたしておりますが、この石油化学第二工場につきましては経済性の問題、それから膨大な資金が要るわけですが、この資金調達の問題その他で、現在まだ話を詰めておるという段階でございまして、残念ながらまだこの両プロジェクト、石油精製、それから第二石油化学工場が進捗していないというのは事実でございます。

○松尾委員 次に、今回の法案の第十九条第一項

第二号の、外国の政府機関で石油等の探鉱及び採取の事業を自国内で行うものに対する石油等の探鉱及び採取に必要な資金を供給するための資金の貸し付け、これは何か具体的な問題があるのですか。どこでどういう事業計画があるのか、念のために聞いておきます。

○増田政府委員 具体的な事例といたしましては、これはペルーであつたわけでございますが、ペルーは相当有望な石油の資源を持つておるわけでございます。ただ、現在のペルーのやり方は、石油の有望な鉱区は自国に保存するということで、自国の国営石油会社がみずからの手で開発し、そして石油を供給する、こういう計画になつておるわけでございます。

それに対して、日本側との話し合いで、この探鉱開発、それから精製に至る各種の必要資金というものを日本から供給してくれ、そしてその見返りに石油を供給する。これは相当な量の生産がされますので、国内需要を充足する分を超え、その分については日本に供給したいという、いわゆる融資貸付の形の契約というものでございます。そういう場合の事業が行い得るようというところで、今回業務の追加をお願いいたしておるわけでございます。

○松尾委員 次に、総合エネルギー調査会の昨年七月発表分というふうなことで、長官は数字を言われておつたわけでありますが、六十年代供給総量七億三千万キロリットルから九億二千万キロリットル、石油は五億五千万キロリットル、その他の輸入見込みだ、こういうお話であります。間違った点はないですね。

それと、このような一つの計画的な数字というふうなものに対して、あなたはどのような判断を下しておられるのか。そういう数字が示されたのだから、それを実現するために一生懸命がんばつていこうとするのか。そういう数量というものは、いろいろな問題からもう日本には無理なんだから、だからそのような答申とかそういうものがあるろうとも、日本は日本としていまの安定成長の

きにどのくらいの数量が今年度輸入さるべきか、そしてどのくらいには伸びを見えるかという、そういうような新しい意味の日本のあらゆる社会環境それからいろいろな問題を考へて、懇談会の提言等もありまうし、そういうものを考えた上での数字の発表ですか。それともこの数字をやはり忠実に大いに努力して輸入しようという考えですか。

○増田政府委員 ただいまの昭和六十年におきます一次エネルギーの供給可能数量を昨年作業いたしました発表いたしましたわけでございます。これは日本におきますエネルギー供給の限界がどこにあるか、エネルギーの限界があるの、従来のような高度成長はもうできないということで低成長に移らざるを得ないということがよく言われておるわけですが、それなら実際にエネルギー供給はどこの限界かというところで作業いたしましたわけでございます。その作業の結果、先ほど先生からお話ありましたように、石油につきましては下限としては大体五億五千万リットル、現在大体二億八千万、本年度はこれを若干下回る数字になるわけでございますが、それを十年後の昭和六十年度におきましては五億五千万リットルない六億にしたい、こういう考えでございます。それで、このエネルギー表は、これはむしろ石油の数字をできるだけ減らしたいということをやつておるわけでございまして、石油にかかわるほかのエネルギー、たとえばLNGとかあるいは原子力発電とか、あるいは水力その他の供給を限界まで考えまして、そして石油をどこまで押えられるかということで計算したわけでございます。

このエネルギーの将来見通しにつきましては、現在また別の作業をいたしておまして、一応供給につきましましてはここでほぼ結論が出ておるわけでございますが、将来の日本における需要、これは今後の節約とかいろいろな問題も入りますし、今後の成長率も踏まえてエネルギーの需給表というものを現在作業しております。これも非常にむずかしい作業でございますので、当初には、四

月には結論を出したいということでありましたが、大体六月ごろに結論が出るのではないかと、こういうことで作業いたしております。

それで、このエネルギーの供給につきましては、私も、今後この具体的な数字が出るわけですが、これは相当大きなエネルギー量になるということでございますが、この達成には相当な努力と施策というものが要するということで、それに基づきまして今後のあるべきエネルギー政策というものを打ち立てていきたいと思います。その意味では、先生のお尋ねのこのエネルギー供給計画につきましてはやはり相当な政策的努力を行わなければ達成できない、こういうふうに思っております。

○松尾委員 供給計画は発表したとおりだ、需給計画については新しい観点から大いに見直してその結論を六月ごろ出すということでありまうけれども、そこが非常に大事なところでありまして、輸入できるだけやはり買つておこうとか、そのような考えから、このくらい買えるだろう、このくらいの伸び率はいらうというふうな行き方は、やはり過去の日本経済成長の後を追つていく行き方でありまう。ですから、日本の経済社会の発展がどのようにあるべきか、もうこれ以上公害をふやしてはいけませんし、それからその低成長の中で日本が新しい産業構造の方向をどのように位置づけていくか、消費量の問題、その節約の問題、そして国民がそういう中から、いざとなつたら油がとまれば国民生活も一挙にもう破滅に追い込まれる、そういう段階で国民の皆様の消費の協力の問題等をうんと煮詰めて、そして最小限の輸入にとどめて日本経済を維持し、そしてまた発展の方向に持っていくということが私は基本的に必要であらう。もう買ひやすくなったからと人買うとかなんだとかいうのは過去のパターンと少しも変わらぬ。新しい意味の日本の進路を経済社会の発展の中からきちんとしていく、その中心をあなたの方でやっていくべきだ、こう思うのですが、くどいようでありまうけれども、もう一

回答を願いたい。

○増田政府委員 今後のエネルギー計画を立てるときに、やはり今後の日本の産業構造はいかにあるべきかということも加えて、これを基礎にして検討したさなければならぬわけでございませう。それで、先ほど申し上げました六月を目途として現在いろいろ作業いたしておりますが、ただいま先生から御指摘のありました環境問題、立地問題、それからまたこれは外貨がどれくらい必要になるかという国際収支の問題、その他全般的な要素を含めまして今後の日本の産業のありべき姿を踏まえまして、そして計算していきなさいということに検討いたしておるわけでございませう。

○松尾委員 先ほど触れましたが、日本の石油の開発なりまたは輸入したり精製の問題、販売は民間でやっておりますけれども、もう戦略物資というそのような基本的な性格のものでありますから、民間の利潤追求のそのようなものに任せていくようなあり方はいかぬではないか。また、もう一つ少し変えて言えば、弱体のこの開発にしても、ワンプロジェクト・ワンカンパニーということでは、もう指摘されたとおりいろいろお考えでありませう。また、日本でも統括会社が八社もある、このように言われておりますけれども、そのような八社も要するかどうか。その中から特に民族資本の会社をどのように育成強化していくのか。こういう点が一つの宿題であり、日本のやはり石油の基本政策につながる大きな問題であらうと私は思うのです。この点についてお答え願いたい。

○増田政府委員 いま先生から御指摘のありましたように現在の石油開発の体制というものについては、私もいろいろ問題があると思っております。現在約五十社の石油開発会社があるわけでございませうが、先生からも御指摘のありましたようにワンプロジェクト・ワンカンパニーということでこれの基礎が非常に弱いという点がございませう。それからまた、お話がございました統括会社、これは八社でございましておられますが、これにつきましても確かに資金面、資金の調達力はこ

の統括会社はあるわけでございませうが、しかしながらその技術面とかあるいは石油開発の経験面その他においてもいろいろ問題があるわけでございませう。そういう意味で石油開発の企業の方、体制の問題につきまして、私も今後相当大きな変革が必要だ、こういうふうには思っているわけでございませう。この点につきましては、昨年の七月に総合エネルギー調査会の石油部会が中間とりまとめというものを出して今後の石油政策というものを検討いたしておるわけでございませうが、この中におきましても開発体制の問題について考え直すべきだという点が指摘されておりました。その方向で私も努力いたしたいというふうに考えております。

○松尾委員 もう時間も大分遅くなりましたので省きますが、日本に石油を供給する体制でありますけれども、このDD原油なり自主開発の油なり、またメジャーから買う、こういう構成が今後相当変わっていくのではないかと、こう思うのです。特にDDの問題はうんと力を入れて、そういうものに対してふえていく傾向にあるこの供給部門にどのように対処していくのか。

それから、メジャーでありますけれども、これはすでに開発部門で大きく力を失った、価格決定部門においても力を大きく失った。そして、やがて自分の系列の会社に供給するのが主力になって、だんだんメジャーからもなくなっていくのじゃないか。これは私は喜ばしき現象だと思ふのでありますけれども、そのような方向があるのじゃないかと思ふが、いかがか。そういうものに対する政府の対応はどういうことかということでありませう。

（委員長退席、田中（六）委員長代理着席）
○増田政府委員 石油の供給ルートといたしまして、開発しました原油、あるいはいまおっしゃられましたいわゆるDD原油、それから政府間取引によりましてGG原油、それからメジャーの経由で入りますものがあるわけでございませう。これにつきまして、まず開発原油につきまして

は、現在石油開発公団法の改正の御審議をお願いしておるわけでございませうが、やはりこの供給源というものを多様化し、また日本が国際的にも石油供給の拡大に資するためには、これを積極的に推進すべきものと考えております。

また、DD及びGGにつきましては、現在経営参加によりまして産油国の処分できる原油が増加いたすわけでございませうので、今後わが国の輸入石油の中に占める地位が逐年高まっていく、こういうふうな考えでおりますので、これにつきましても適時適切に対応していくことが必要だと思ひます。

それから、メジャーの石油でございませうが、これも新しい情勢によりましてメジャーの機能というものが弱体化しているというところはそれとおりでございませうが、しかしなお今後ともメジャーの果たす役割りというのはやはり相当大きいと思ひます。その意味でメジャーとの関係というものも、これは協調関係を維持するというところでやっていくというふうな思ひっております。

そういうふうな各種のルートがありますが、やはり時代の変遷に応じて、それに適応した対策を立てていかなければならないということで、ことに産油国からの直接取引その他というものに十分力を入れてやっていくということが必要だ、こういうふうな考えでおります。

○松尾委員 周辺の大産地だの探鉱開発の問題であります。その石油資源はわが国の安定供給上非常に重大な役割りがあるわけですね。現在どうもこの大陸だなどといいますが、海底の油田の開発は弱体じゃないかという感じがするわけですね。日本の安定供給上一番身近で、そして安全だといふところはもう少し力を入れて開発すべきじゃないか。

先般、常盤沖の石油開発、エッソ撤退、帝石が大きなショックだ、こういうことがありまして、これは、うまくいかなければ外国の資本は手を引く、手を引いた場合には残された日本の弱体の石油会社が果たしてどのくらい開発できるか。もう

少しやればそこが成功する、撤退されて資金が続かないとか、いろいろ日本の政府としてはお考えだと思ふのでありますけれども、大事な大事なこの周辺の大産地だの問題については少し甘いんじゃないか、海外の開発輸入と同じく、より以上にここには力を入れて、力いっぱいがんばっていくかなくちやでございませう。

帝石の問題を出しましたが、そういう行き詰まった場合の外国資本の撤退、その後の戦線の収拾、それから今後の周辺の大産地だの石油資源の開発に対するあなたたちの腹構えというものを聞きたい。

○増田政府委員 日本の周辺の大産地だの石油は、それが開発されれば、これは最も安定した供給源であります。また、低硫黄の原油の存在が期待されておるわけでございませう。そういう意味で、すでに石油開発公団が事業といたしまして四十五年度から大陸だの基礎物理探査というものをやっておりまして、この測線長がもうすでに一万九千キロメートルに達しておるわけでございませう。それからまた、現実には大陸だの開発につきましても、いますでに三十九坑、これは昭和四十六年から開始いたしまして行っております。具体的には、これは細かいことは省略いたしますが、秋田、山形沖、それから新潟沖、常磐沖、山陰、対馬沖というところでやっておりますわけでございませう。これらにつきまして、すでにこの目的達成業務ということで、石油開発公団が資金の融通もいたしてこれを応援いたしておるわけでございませう。

このうち、現在までの成果を申し上げますと、新潟沖の阿賀沖と申しますが、ここで相当な天然ガスが発見されましたので、ことしの暮れかあるいは来年になりますと、これが実際に生産活動に移りまして、供給の一つの源泉になるわけでございませう。

それからもう一つ、御指摘のありました常磐沖プロジェクトにつきまして、これはエクソンと共同作業でやっておりますが、現在まで八本の試掘

が行われておるわけでございますが、現在までの成果を言いますと、二本は相当有望な天然ガスの存在が確認されておるわけでございます。ただ、これは陸地から相当の距離がございまして、これを陸地まで引き出すには相当膨大な資金がかかるということで、さらに有望な地区の試験を続けておるわけでございますが、今後やる計画になつておりますのは常陸沖という場所でもう一本掘ろうということになつたわけですが、これにつきまして技術的な問題で、エクソンとそれからここをやっております帝国石油と若干意見が合わなかつたために、エクソンがこの作業については、従来全部共同作業でやつておつたのですが、この作業は見合はせたいということで、これが新聞紙上に出ておるわけでございます。エクソンがこの常陸沖プロジェクトについて完全に手を引くのかどうかということにつきましては、まだ決定されておりませんが、この前の新聞に出ておりましたのは、常陸沖の共同開発については少なくとも見合はせた、こういうことでございます。

また、この秋田沖あるいは北海道の周辺海域におきましていろいろ有望視されている地区もございまして、今後もこれを積極的に進めていきたい、こういうふうにご考へております。

○松尾委員 このわが国に対する石油の安定供給の問題ですね、これは本当に重大な問題であります。そして、いままでの日本の政府のやり方というものは反省されなければならない点が多々あります。

なお、油の需給の問題については、本当に日本の現状並びに将来を考えた新しい消費量というものを明確にしておいて、日本の産業経済の発展の方向というものをがっちり固めなくちゃなりません。そういう意味において、海外経済協力というものを表に立てて、その予算をうんと出して、そしてあわせてその中から、主権の尊重をしなから、相手の国に喜ばれながら、わが国にも石油が安定供給されるというのが基本的な方針でなくちやいかぬであらうということであります。一つ

の石油開発公団をこのくらの法律で変えていつて日本の将来の石油が安定供給されるはずはない、そういう取り組み方であられると、私は、政府の姿勢というものは非常に弱体であり、なお一昨年の石油ショックがまた来るおそれもありますし、それを繰り返す心配が絶えないと思う。そういう意味において、ひとつ基本的な問題解決をする、このような機会にあわせてあらゆる日本の石油政策を外交も含めて総点検をして、国民の納得する、安心のできる方策を立てるべきである。一言最後に、大臣にかわつて政務次官に自分の決意を述べていただいて、私の質問を終わりたいと思ふのです。

○渡部政府委員 ただいま先生のおっしゃるとおりであります。わが国はエネルギー資源が最も国内で産出されない、海外に依存しなければならぬという国であります。ところが、資源ナショナルリズムというような方向で、もう海外に利権を確保するということや、海外の経済活動にできるだけ役に立つて、海外のそれぞれの資源国に貢献をしてわが国のエネルギー資源も確保していく、そういうことの趣旨でこの法律の改正案ができておるのでありますが、いま先生おっしゃられるような方向で、海外に信用を持たれながらエネルギー資源の確保に努めるということに努力をいたしてまいりたいと存じます。

○田中（六）委員長代理 次回は、明後二十八日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二分散会

昭和五十年四月七日印刷

昭和五十年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局